

有価証券報告書

事業年度 自 2022年4月1日
(第21期) 至 2023年3月31日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第21期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

頁

第21期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	15
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	15
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	19
3 【事業等のリスク】	40
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	51
5 【経営上の重要な契約等】	71
6 【研究開発活動】	71
第3 【設備の状況】	72
1 【設備投資等の概要】	72
2 【主要な設備の状況】	73
3 【設備の新設、除却等の計画】	75
第4 【提出会社の状況】	76
1 【株式等の状況】	76
2 【自己株式の取得等の状況】	94
3 【配当政策】	95
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	96
第5 【経理の状況】	145
1 【連結財務諸表等】	146
2 【財務諸表等】	229
第6 【提出会社の株式事務の概要】	239
第7 【提出会社の参考情報】	240
1 【提出会社の親会社等の情報】	240
2 【その他の参考情報】	240
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	243

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月22日

【事業年度】 第21期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 土屋 孝幸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 土屋 孝幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		(自2018年4月1日 至2019年3月31日)	(自2019年4月1日 至2020年3月31日)	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)	(自2022年4月1日 至2023年3月31日)
連結経常収益	百万円	4,804,428	4,591,873	3,902,307	4,111,127	6,142,155
連結経常利益	百万円	1,135,300	932,064	711,018	1,040,621	1,160,930
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	726,681	703,883	512,812	706,631	805,842
連結包括利益	百万円	795,191	372,971	1,465,014	561,887	1,031,712
連結純資産額	百万円	11,451,611	10,784,903	11,899,046	12,197,331	12,791,106
連結総資産額	百万円	203,659,146	219,863,518	242,584,308	257,704,625	270,428,564
1株当たり純資産額	円	7,715.91	7,827.50	8,629.73	8,825.53	9,430.52
1株当たり当期純利益	円	519.95	511.87	374.26	515.51	590.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	519.59	511.57	374.08	515.30	590.26
連結自己資本比率	%	5.29	4.88	4.88	4.69	4.69
連結自己資本利益率	%	6.87	6.55	4.56	5.91	6.50
連結株価収益率	倍	7.45	5.12	10.71	7.58	8.97
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,596,242	7,087,460	18,795,951	1,545,423	△5,895,185
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,006,260	△3,011,660	△7,679,878	△2,406,810	5,931,059
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△632,819	△1,024,554	△562,580	△485,338	△357,778
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	53,120,963	56,097,807	66,811,212	65,832,072	65,864,248
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	86,659 [13,137]	86,443 [11,923]	86,781 [11,324]	101,023 [10,635]	105,955 [9,793]

(注) 1 連結自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

3 2020年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、2019年度以前について遡及適用を行った結果、遡及適用前と比較して、連結経常収益が2018年度は930,884百万円、2019年度は722,440百万円減少しております。

(2) 提出会社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益	百万円	522,543	833,835	483,459	616,052	701,653
経常利益	百万円	341,203	629,263	279,402	393,006	419,980
当期純利益	百万円	474,196	636,128	281,966	395,167	400,380
資本金	百万円	2,339,443	2,339,964	2,341,274	2,341,878	2,342,537
発行済株式総数	株	普通株式 1,399,401,420	普通株式 1,373,171,556	普通株式 1,374,040,061	普通株式 1,374,362,102	普通株式 1,374,691,194
純資産額	百万円	5,685,011	5,966,267	5,983,656	6,105,832	6,060,165
総資産額	百万円	12,991,386	14,225,470	15,025,382	16,253,088	17,046,916
1株当たり純資産額	円	4,071.70	4,354.94	4,364.96	4,453.07	4,506.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円	普通株式 180 (85)	普通株式 190 (90)	普通株式 190 (95)	普通株式 210 (105)	普通株式 240 (115)
1株当たり当期純利益	円	339.29	462.60	205.78	288.29	293.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	339.07	462.33	205.68	288.17	293.27
自己資本比率	%	43.74	41.93	39.81	37.56	35.54
自己資本利益率	%	8.46	10.92	4.72	6.54	6.58
株価収益率	倍	11.42	5.67	19.47	13.55	18.06
配当性向	%	52.98	40.90	92.34	72.85	81.36
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	%	90.98 (94.96)	67.14 (85.94)	102.45 (122.15)	104.91 (124.57)	141.50 (131.82)
最高株価	円	4,807.0	4,167.0	4,354.0	4,461.0	6,261.0
最低株価	円	3,483.0	2,507.5	2,521.0	3,641.0	3,816.0
従業員数	人	909	994	1,034	1,130	1,290

(注) 1 第21期中間配当についての取締役会決議は2022年11月14日に行いました。

2 自己資本比率は、(期末純資産合計－期末新株予約権)を期末資産合計で除して算出しております。

3 自己資本利益率は、当期純利益を新株予約権控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。

4 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益で除して算出しております。

5 最高株価及び最低株価は、第21期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

2002年7月	株式会社三井住友銀行は、持株会社を設立し、これを核としてグループ経営改革を行うことを決定
2002年9月	株式会社三井住友銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、同行が株式移転により完全親会社である当社を設立し、その完全子会社となることについて承認決議
2002年11月	株式会社三井住友銀行は、内閣総理大臣より、銀行を子会社とする銀行持株会社の設立に係る認可を取得
2002年12月	当社の普通株式を東京証券取引所（市場第一部）、大阪証券取引所（市場第一部）及び名古屋証券取引所（市場第一部）に上場 （その後、2013年7月大阪証券取引所（市場第一部）は東京証券取引所（市場第一部）に統合） 株式会社三井住友銀行が株式移転により当社を設立
2003年2月	三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所を完全子会社化（2005年7月に当社保有の三井住友カード株式会社株式の一部を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）に譲渡するとともに、三井住友カード株式会社は同社を割当先とする第三者割当増資を実施）
2003年3月	株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行が、株式会社わかしお銀行を存続会社として合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更
2006年9月	SMB Cフレンド証券株式会社を株式交換により完全子会社化
2007年10月	三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足
2009年10月	株式会社三井住友銀行が日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）を完全子会社化（2016年10月に同社を直接出資子会社化）
2010年11月	当社の米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場
2011年5月	株式会社SMFGカード&クレジットが株式会社セディナ（現SMB Cファイナンスサービス株式会社）を株式交換により完全子会社化
2012年4月	プロミス株式会社（現SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社）を株式交換により完全子会社化
2016年7月	株式会社三井住友銀行が三井住友アセットマネジメント株式会社（現三井住友DSアセットマネジメント株式会社）を株式の追加取得により子会社化（2016年10月に同社を直接出資子会社化）
2017年6月	指名委員会等設置会社へ移行
2018年1月	SMB C日興証券株式会社とSMB Cフレンド証券株式会社が、SMB C日興証券株式会社を存続会社として合併
2019年4月	三井住友カード株式会社を完全子会社化 三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が発足
2020年7月	株式会社セディナとSMB Cファイナンスサービス株式会社が、株式会社セディナを存続会社として合併し、商号をSMB Cファイナンスサービス株式会社に変更
2022年4月	当社の普通株式の上場する市場区分が、東京証券取引所（プライム市場）及び名古屋証券取引所（プレミアム市場）へ移行

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社（うち連結子会社184社、持分法適用会社308社））は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

各事業部門（「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一）における当社及び当社の関係会社の位置付け等を事業の系統図によって示すと次のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しております。これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

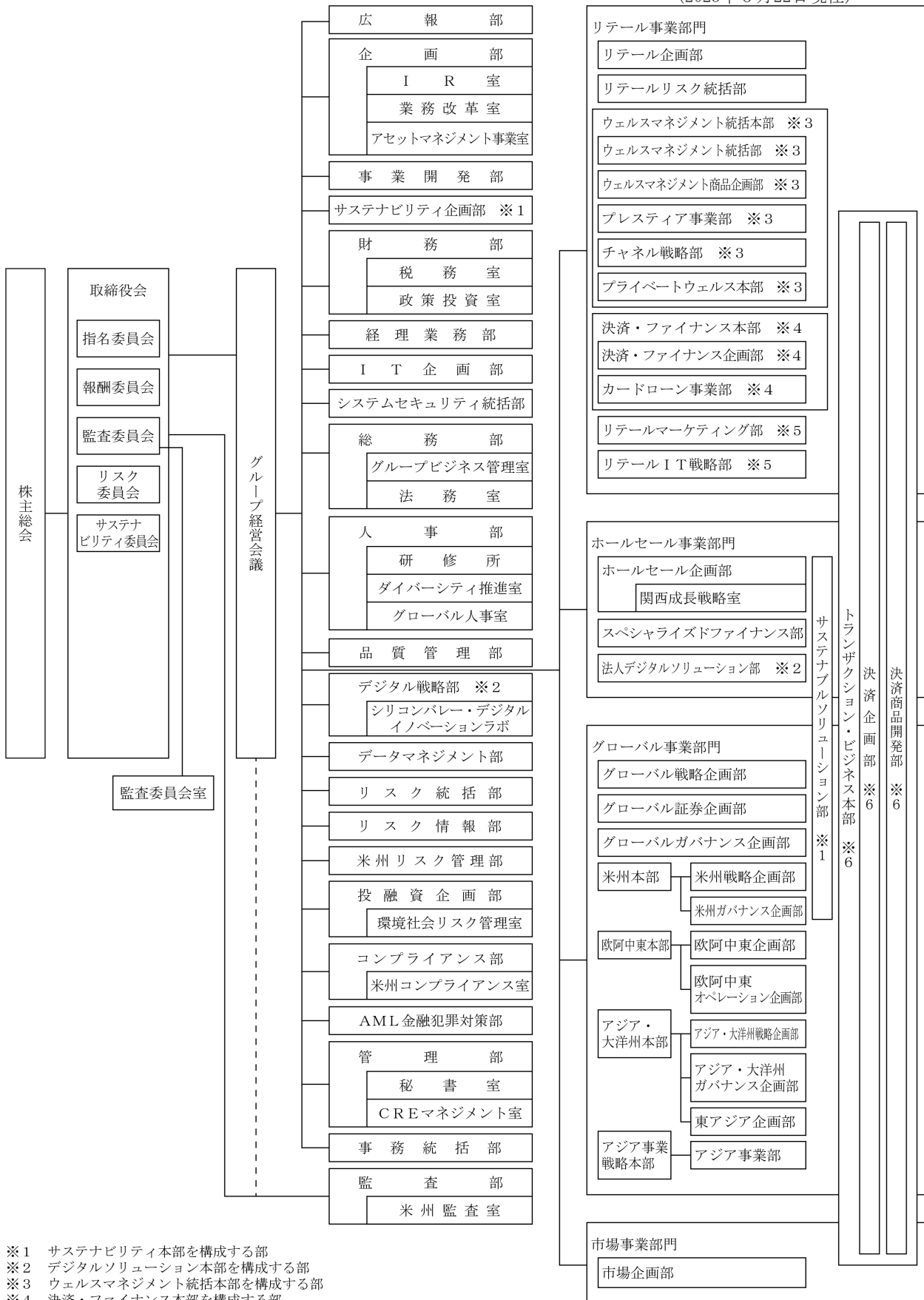
		報告セグメント(注) 1				
		ホールセール事業部門	リテール事業部門	グローバル事業部門	市場事業部門	本社管理
(□は連結子会社、○は持分法適用会社)						
銀行業	主な関係会社					
	<国内>					
	<input type="checkbox"/> 株式会社三井住友銀行	◎	◎	◎	◎	◎
	<input type="checkbox"/> 株式会社SMBC信託銀行	◎	◎	◎		◎
	<input type="checkbox"/> SMBC信用保証株式会社(信用保証業務)		◎			
	<input type="checkbox"/> PayPay銀行株式会社(インターネット専業銀行)		◎			
	<海外>					
	<input type="checkbox"/> SMBC Bank International plc			◎		
	<input type="checkbox"/> 三井住友銀行(中国)有限公司	◎		◎	◎	
	<input type="checkbox"/> PT Bank BTPN Tbk			◎		
	<input type="checkbox"/> SMBC Americas Holdings, Inc.(銀行持株会社)			◎		
	<input type="checkbox"/> Manufacturers Bank			◎		
	<input type="checkbox"/> Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.			◎		
	<input type="checkbox"/> JSC Sumitomo Mitsui Rus Bank			◎		
	<input type="checkbox"/> SMBC Bank EU AG			◎		
<input type="checkbox"/> Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad			◎	◎		
<input type="checkbox"/> 東亜銀行有限公司			◎			
<input type="checkbox"/> ACLEDA Bank Plc.			◎			
リース業	主な関係会社					
	<国内>					
	<input type="checkbox"/> 三井住友ファイナンス&リース株式会社	◎		◎		
	<input type="checkbox"/> 住友三井オートサービス株式会社	◎		◎		
	<海外>					
<input type="checkbox"/> SMBC Leasing and Finance, Inc.			◎			
<input type="checkbox"/> SMBC Aviation Capital Limited			◎			
証券業	主な関係会社					
	<国内>					
	<input type="checkbox"/> SMBC日興証券株式会社	◎	◎	◎	◎	◎
	<海外>					
<input type="checkbox"/> SMBC Nikko Securities America, Inc.			◎			
<input type="checkbox"/> SMBC Nikko Capital Markets Limited			◎	◎		
コンシューマーフィナンシャルサービス業	主な関係会社					
	<国内>					
	<input type="checkbox"/> 三井住友カード株式会社(クレジットカード業務)	◎	◎			
	<input type="checkbox"/> SMBCファイナンスサービス株式会社(クレジットカード業務、信販業務、トランザクション業務)	◎	◎			
	<input type="checkbox"/> SMBCコンシューマーフィナンシャルサービス株式会社(消費者金融業務)			◎		
	<input type="checkbox"/> 株式会社SMBCモビット(消費者金融業務)			◎		
	<input type="checkbox"/> ポケットカード株式会社(クレジットカード業務)			◎		
<海外>						
<input type="checkbox"/> VPBank SMBC Finance Company Limited(消費者金融業務)			◎			
その他事業	主な関係会社					
	<国内>					
	<input type="checkbox"/> 株式会社日本総合研究所(シンクタンク業務、コンサルティング業務、システム開発・情報処理業務)					◎
	<input type="checkbox"/> 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(投資運用業務、投資助言・代理業務)					◎
	<input type="checkbox"/> エー・アイ・キャピタル株式会社(投資運用業務、投資助言業務)					◎
	<input type="checkbox"/> NCore株式会社(情報処理サービス業務、コンサルティング業務)					◎
	<input type="checkbox"/> SMBCベンチャーキャピタル株式会社(ベンチャーキャピタル業務)	◎				
	<input type="checkbox"/> SMBCコンサルティング株式会社(経営相談業務、会員事業)	◎				
	<input type="checkbox"/> ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社(確定拠出年金運営管理業務)		◎			
	<input type="checkbox"/> 株式会社さくらケーシーエス(システム開発・情報処理業務)					◎
	<input type="checkbox"/> 株式会社JSOL(システム開発・情報処理業務)					◎
<input type="checkbox"/> さくら情報システム株式会社(システム開発・情報処理業務)					◎	
<海外>						
<input type="checkbox"/> SMBC Capital Markets, Inc.(スワップ関連業務)			◎	◎		
<input type="checkbox"/> TT International Asset Management Ltd(投資運用業務、投資助言・代理業務)					◎	
<input type="checkbox"/> Fullerton India Credit Company Limited(金融関連業務)(注) 2			◎			

(注) 1 各社の該当する報告セグメントに◎を記載しております。

(注) 2 Fullerton India Credit Company Limitedは、2023年5月11日に会社名を SMFG India Credit Company Limitedに変更しております。

(参考) 当社の組織図

(2023年6月22日現在)



※1 サステナビリティ本部を構成する部
 ※2 デジタルソリューション本部を構成する部
 ※3 ウェルスマネジメント統括本部を構成する部
 ※4 決済・ファイナンス本部を構成する部
 ※5 ウェルスマネジメント統括本部と決済・ファイナンス本部双方に属する部
 ※6 トランザクション・ビジネス本部を構成する部

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業	100	13 (11)	—	経営管理 金銭貸借関係 預金取引関係	当社に建 物の一部 を賃貸	—
株式会社SMBC信託 銀行	東京都 千代田区	87,550	銀行業	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
SMBC信用保証株式 会社	東京都 港区	187,720	銀行業 (信用保証業 務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Bank International plc	英国 ロンドン市	百万米ドル 3,200	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
三井住友銀行 (中国) 有限公司	中華人民共和 国 上海市	百万人民元 10,000	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
PT Bank BTPN Tbk	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシア ルピア 162,982	銀行業	93.49 (93.49)	—	—	—	—	—
SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 2,730	銀行業 (銀行持株会 社)	100 (100)	—	—	—	—	—
Manufacturers Bank	アメリカ合衆 国 カリフォルニア 州 ロスアンゼルス 市	千米ドル 530,786	銀行業	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.	ブラジル連邦 共和国 サンパウロ市	千ブラジル レアル 1,559,699	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
JSC Sumitomo Mitsui Rus Bank	ロシア連邦 モスクワ市	百万ロシア ルーブル 6,400	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Bank EU AG	ドイツ連邦共 和国 フランクフル ト市	百万ユーロ 5,100	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	マレーシア国 クアラルンプ ール市	百万マレーシア リンギット 2,452	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Leasing and Finance, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 4,350	リース業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC日興証券株式 会社	東京都 千代田区	10,000	証券業	100	2 (2)	—	経営管理	—	—
SMBC Nikko Securities America, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 655	証券業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Nikko Capital Markets Limited	英国 ロンドン市	百万米ドル 1,138	証券業	100 (100)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
三井住友カード株式会社	大阪市 中央区	34,000	消費者金融業 (クレジットカード業務)	100	1 (1)	—	経営管理	当社から 建物の一 部を賃借	—
SMBCファイナンス サービス株式会社	名古屋 市中区	82,843	消費者金融業 (クレジットカード業務、信販 業務、トランザク ション業務)	100 (100)	1 (1)	—	—	当社から 建物の一 部を賃借	—
SMBC消費者金融 株式会社	東京都 江東区	140,737	消費者金融業 (消費者金融業務)	100	1 (1)	—	経営管理	当社から 建物の一 部を賃借	—
株式会社SMBCモ ビット	東京都 新宿区	20,000	消費者金融業 (消費者金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
株式会社日本総合 研究所	東京都 品川区	10,000	その他事業 (シンクタンク 業務、コンサル ティング業務、 システム開発・ 情報処理業務)	100	2 (2)	—	経営管理	当社から 建物の一 部を賃借	—
三井住友DSアセ ットマネジメント 株式会社	東京都 港区	2,000	その他事業 (投資運用業 務、投資助言・ 代理業務)	50.12	—	—	経営管理	—	—
ユー・アイ・キャ ピタル株式会社	東京都 千代田区	400	その他事業 (投資運用業 務、投資助言業 務)	60 (60)	—	—	—	—	—
NCore株式会社	東京都 千代田区	10	その他事業 (情報処理サー ビス業務、コン サルティング業 務)	50.99 (50.99)	—	—	—	—	—
株式会社プラスメ ディ	東京都 千代田区	100	その他事業 (情報サービス 業務)	96.01	—	—	—	—	—
SMBCバリュークリ エーション株式会 社	東京都 港区	495	その他事業 (コンサルティング 業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBCベンチャーキャ ピタル・マネジ メント株式会社	東京都 千代田区	643	その他事業 (経営コンサル ティング業務、 投資運用業務)	40 (40)	—	—	—	—	—
SMBCベンチャーキャ ピタル株式会社	東京都 中央区	500	その他事業 (ベンチャーキャ ピタル業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
株式会社SMBCリー トマネジメント	東京都 中央区	250	その他事業 (投資運用業 務)	80 (80)	—	—	—	—	—
株式会社SMBCキャ ピタル・パートナ ーズ	東京都 千代田区	100	その他事業 (投資業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBCコンサルティ ング株式会社	東京都 中央区	1,100	その他事業 (経営相談業 務、会員事業)	98.36 (98.36)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
ジャパン・ペンシ ョン・ナビゲータ ー株式会社	東京都 中央区	1,600	その他事業 (確定拠出年 金運営管理業 務)	69.71 (69.71)	—	—	—	—	—
株式会社SMBC Re ソリューションズ	東京都 千代田区	10	その他事業 (不動産管理業 務)	100	—	—	—	—	—
株式会社プラリタ ウン	東京都 中央区	100	その他事業 (プラットフォーム 管理運営業 務)	100	—	—	—	—	—
SMBC債権回収株式 会社	東京都 中央区	1,000	その他事業 (債権管理 回収業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC電子債権記録 株式会社	東京都 中央区	500	その他事業 (電子債権記 録業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC GMO PAYMENT 株式会社	東京都 江東区	490	その他事業 (決済代行業 務)	60 (60)	—	—	—	—	—
株式会社ポラリフ アイ	東京都 港区	100	その他事業 (生体認証サ ービス業務)	78.60	—	—	—	—	—
SMBCクラウドサイ ン株式会社	東京都 港区	50	その他事業 (電子契約サ ービス業務)	51	—	—	—	—	—
株式会社SMBCデジ タルマーケティング	東京都 千代田区	100	その他事業 (広告・マーケ ティング業務)	66	—	—	—	—	—
株式会社SMBCヒュ ーマンキャリア	東京都 千代田区	150	その他事業 (人材紹介業 務、人材派遣業 務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Capital Markets, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミントン 市	米ドル 100	その他事業 (スワップ関連 業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Asset Management Services (UK) Limited	英国 ロンドン市	百万英ポンド 240	その他事業 (経営管理業 務)	100	—	—	—	—	—
TT International Asset Management Ltd	英国 ロンドン市	百万英ポンド 92	その他事業 (投資運用業 務、投資助言・ 代理業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
Fullerton India Credit Company Limited	インド共和国 ムンバイ市	百万インドルピー 22,467	その他事業 (金融関連業 務)	74.89	—	—	—	—	—
SMBC DIP Limited	英領ケイマン 諸島	米ドル 1	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SFVI Limited	英領バージン アイランド ロードタウン 市	米ドル 9,600	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC International Finance N.V.	オランダ領 キュラソー	千米ドル 200	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	千米ドル 12,000	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sakura Finance Asia Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 65,500	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Advisory Services Saudi Arabia LLC	サウジアラビア王国 リヤド市	千サウジアラビ リヤル 18,000	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
その他133社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用 子会社) 5社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用 関連会社)									
PayPay銀行株式会社	東京都 新宿区	72,216	銀行業(インタ ーネット專業銀 行)	46.57 (46.57)	—	—	—	—	—
東亜銀行有限公司	中華人民共和 国 香港特別行政 区	百万香港ドル 38,804	銀行業	21.44 (21.44)	1	—	—	—	—
ACLEDA Bank Plc.	カンボジア王 国 プノンペン特 別市	百万米ドル 433	銀行業	18.06 (18.06)	—	—	—	—	—
三井住友ファイ ナンス&リース株 式会社	東京都 千代田区	15,000	リース業	50	1 (1)	—	経営管理	—	—
住友三井オート サービス株式 会社	東京都 新宿区	13,636	リース業	26.16	—	—	—	—	—
SMBC Aviation Capital Limited	アイルランド 共和国 ダブリン市	百万米ドル 2,249	リース業	32 (32)	1 (1)	—	—	—	—
大阪デジタル エクスチェンジ 株式会社	東京都 港区	2,000	証券業	20	1 (1)	—	—	—	—
ポケットカード 株式会社	東京都 港区	14,374	コンシューマー ファイナンス業 (クレジットカ ード業務)	20 (20)	—	—	—	—	—
VPBank SMBC Finance Company Limited	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	百万ベトナムド ン 10,928,000	コンシューマー ファイナンス業 (消費者金融業 務)	49 (49)	—	—	—	—	—
PT Oto Multiartha	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシ ア ルピア 928,707	コンシューマー ファイナンス業 (自動車販売金 融業務)	35.10 (35.10)	—	—	—	—	—
PT Summit Oto Finance	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシ ア ルピア 2,442,060	コンシューマー ファイナンス業 (自動二輪車販 売金融業務)	35.10 (35.10)	—	—	—	—	—
株式会社さくら ケーシーエス	神戸市 中央区	2,054	その他事業 (システム開 発・情報処理業 務)	29.77 (29.77)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
株式会社JSOL	東京都 千代田区	5,000	その他事業 (システム開 発・情報処理業 務)	50 (50)	—	—	—	—	—
さくら情報システム株式会社	東京都 港区	600	その他事業 (システム開 発・情報処理業 務)	49 (49)	—	—	—	—	—
株式会社ブリース コーポレーション	東京都 港区	100	その他事業 (情報処理サー ビス業務)	49 (49)	—	—	—	—	—
中郵創業基金管理 株式有限公司	中華人民共和 国 北京市	百万人民元 304	その他事業 (投資運用業務、 投資助言・代理 業務)	23.67 (23.67)	—	—	—	—	—
スプリング・イン フラストラクチャー・ キャピタル株式 会社	東京都 千代田区	250	その他事業 (投資業務)	24.50 (24.50)	—	—	—	—	—
ブレインセル株式 会社	東京都 千代田区	300	その他事業 (マーケティング 業務)	49	—	—	—	—	—
株式会社ことら	東京都 中央区	1,700	その他事業 (資金決済イン フラの企画立 案・運営業務)	25 (25)	—	—	—	—	—
その他284社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書き)であります。

2 「当社との関係内容」の「役員兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

3 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社三井住友銀行、SMBC Bank International plc、SMBC Bank EU AG、SFVI Limitedであります。

4 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社は、株式会社三井住友銀行、三井住友DSアセットマネジメント株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、住友三井オートサービス株式会社、ポケットカード株式会社、株式会社さくらケーシーエスであります。

5 上記関係会社のうち、株式会社三井住友銀行の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。

株式会社三井住友銀行は有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6 Fullerton India Credit Company Limitedは、2023年5月11日に会社名をSMFG India Credit Company Limitedに変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理	合計
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	8,934人 [135]	28,820人 [8,287]	51,619人 [48]	1,359人 [1]	15,223人 [1,322]	105,955人 [9,793]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員10,852人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(2023年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
1,290人	39歳 5月	15年 5月	10,868千円

(注) 1 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であり、平均勤続年数は同行等での勤続年数を通算しております。

2 当社の従業員は主に本社管理のセグメントに属しております。

3 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して株式会社三井住友銀行等で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。

4 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び当社の主要な国内連結子会社各社の、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づく管理職に占める女性労働者の割合、育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は以下のとおりであります。なお、当社は女性活躍推進法、または、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」）に基づく上記指標の公表が求められていないため、記載を省略しております。また、下記以外の連結子会社につきましては、「第7 提出会社の参考情報 2 その他の参考情報」に記載しております。

(2023年3月31日現在)

名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合 (%)	育児休業取得率 (%) (注) 1		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 2			補足説明
		男性労働者	女性労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
株式会社三井 住友銀行	23.7	総合職・総合職 リテールコース 88.9 嘱託・契約社員 50.0	総合職・総合職 リテールコース 98.1 嘱託・契約社員 100.0	45.4	52.0	— (注) 3	(注) 5
株式会社SMBC 信託銀行	21.1	65.2	109.8	73.5	75.0	44.6	—
SMBC日興証券 株式会社	17.0	110.0	110.2	55.5	55.5	— (注) 4	—
SMBCコンシュー マーファイ ナンス株式会 社	18.4	総合職 58.8 専門職 100.0 限定正社員 100.0	総合職 108.3 専門職 100.0 限定正社員 100.0	70.0	69.2	79.6	—
三井住友カー ド株式会社	11.6	93.2	109.1	56.5	56.3	58.6	—
SMBCファイナ ンスサービス 株式会社	12.5	64.9	102.5	49.7	61.0	46.6	(注) 5
株式会社日本 総合研究所	14.3	42.6	100.0	75.8	76.0	66.9	—
三井住友DSア セットマネジ メント株式会 社	15.9	70.6	100.0	59.0	57.4	56.1	—

(注) 1 「育児休業取得率」につきましては、育児休業を取得した者の数を、出産した者の数または配偶者が出産した者の数で除した割合を示しております。また、出産した者または配偶者が出産した者の全てが育児休業を取得した場合においても、事業年度を跨いで育児休業を取得した者の取扱いの方法により、育児休業取得率が100%を上回るまたは下回ることがあります。なお、育児休業の定義につきましては、連結子会社各社において定める定義に基づいて算出しております。

- 2 「労働者の男女の賃金の差異」につきましては、当事業年度の男性の平均年間賃金に対する当事業年度の女性の平均年間賃金の割合を示しております。なお、同一職責における男女の賃金の差異はありませんが、職責・賃金が高い管理職への女性登用が男性に比べ進んでいないこと等から差異が生じております。賃金の差異の縮小にむけ、管理職への女性登用の促進・育成等に取り組んでおります。
- 3 株式会社三井住友銀行における「パート・有期労働者」につきましては、対象者が女性のみのため、男女の賃金の差異を算出しておりません。
- 4 株式会社SMBC日興証券における「パート・有期労働者」につきましては、対象者がいないため、男女の賃金の差異を算出しておりません。
- 5 株式会社三井住友銀行及びSMBCファイナンスサービス株式会社における「パート・有期労働者」につきましては、正規雇用労働者の所定労働時間で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営方針、経営戦略等

① 経営方針

当社グループは、以下の経営理念のもと、中長期的に目指す姿である「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」というビジョンの実現を目指してまいります。

○お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。

○事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

○勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

○社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

② 経営環境

足許、世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰等による下押し圧力を受けながらも、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ経済活動の正常化が進む中、総じて緩やかな回復基調にあります。わが国におきましても、「With コロナ」の生活様式が浸透する中での個人消費の緩やかな増加、好調な企業収益等を背景とした積極的な設備投資の実施、訪日外国観光客の増加に伴うインバウンド需要の回復等を受け、景気の持ち直しが続いております。今後も、日本を含む世界経済は、緩やかな景気回復が続いていくと見込んでおります。

一方で、地政学リスクの顕在化や経済安全保障の確保・強化の動きといった社会・経済のグローバル化の反転に加え、欧米を中心としたインフレや金利上昇等、これまで長く続いてきた経済・金融環境に大きな変化が生じており、よりその不確実性が高まっております。

また、あらゆる分野においてデジタル化がますます加速し、デジタル完結型のサービスの拡大やIT・デジタル技術を活用したビジネス変革ニーズの高まり等、企業活動や個人の消費行動が大きく変容しております。金融業界においても、プラットフォームやFintech、異業種との協業や、互いの業界への参入が活発に実施され、競争が複雑化・激化しております。同時に、様々な規制の見直しも行われており、新たなビジネスへの挑戦余地も生じております。

更に、世界が直面する社会課題についても、気候変動に加えて、人権や貧困、少子高齢化等、課題が多様化・深刻化しており、企業として幅広い社会課題に主体的に取り組むことがより一層求められております。

③ 経営戦略

こうした当社グループを取り巻く大きな環境変化を踏まえ、当社グループは、2023年度から3年間を計画期間とする中期経営計画「Plan for Fulfilled Growth」を策定しました。本中期経営計画では、グループの総合力を発揮してこれまでの取組みを更に進化させ、前向きにかつ力強く、「質の伴った成長」の実現を目指すべく、次の3つの基本方針を定めております。

第一に、「社会的価値の創造」です。新たな経営の柱の一つとして社会的価値の創造を据え、社会課題の解決を主導していくことにより、経済の成長とともに社会課題が解決に向かい、そこに生きる人々が幸福を感じられる「幸せな成長」、すなわち、Fulfilled Growthに貢献してまいります。第二に、「経済的価値の追求」です。経営資源を大胆に配分し、スピード感をもって各種施策を進めることにより、資本効率の向上を伴った、飛躍的な収益力の強化を図り、経済的価値を追求いたします。第三に、「経営基盤の格段の強化」です。当社グループのあらゆる活動の礎であるお客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を得るべく、経営基盤の格段の強化を進めてまいります。



④ 経営指標

本中期経営計画では、次の3項目を最終年度の2025年度の財務目標として掲げております。

<連結財務目標（2025年度）>

収益性	ROCE T1※1	9.5%以上	ボトムライン向上とディシプリンを利かせた資本運営により極大化
効率性	ベース経費※2	2022年度実績比削減	経費額を適切にコントロールし、成長投資を実行
健全性	普通株式等Tier1比率※1	10%程度	規制最終化に対応した十分な資本水準を確保

※1 バーゼルⅢ最終化時ベース、その他有価証券評価差額金を除く

※2 営業経費から「収益連動経費」「先行投資に係る経費」等を除いたもの

(2) 対処すべき課題

当社グループは、本中期経営計画で掲げた3つの基本方針のもと、次の取組みを進めてまいります。

① 社会的価値の創造：「幸せな成長」への貢献

当社グループは、三井や住友が長きに亘り企業市民として脈々と受け継いできた、社会的価値の創造を目指す事業の精神を、グループの経営理念に反映しており、これまでもグループ各社が持つ様々な機能や商品・サービスを活用し、社会課題の解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

しかし、近年、世界的な流れとして経済活動が優先され、社会的価値の創造が疎かにされてきたことで、環境問題や人権問題、貧困・格差等の社会課題が顕在化し、こうした喫緊の課題の解決に向けた取組みが企業経営の大きなテーマとなっております。足許では、社会的価値の創造が、企業にとっての競争の前提になっていることに加え、わが国では、少子高齢化が進み、低成長が続いていることから、日本の再成長に対する企業の貢献もますます重要となっております。

本中期経営計画のスタートにあわせ、「環境」「DE & I (※)・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の5点を、当社グループとして主体的に取り組むべき重点課題として決めました。これらの重点課題に対応して、グループを挙げてこれまでの活動を更に拡大させ、社会的価値を創造し、これを社会への還元に向けていくことで、社会全体や人々を持続的に豊かにし、「幸せな成長」に貢献していく方針です。また、今後、従業員一人ひとりが重点課題に主体的に取り組むことを通じて働きがいを感じられるよう、社会的価値の創造に向けた参画意識をより一層高めてまいります。

(※)Diversity (ダイバーシティ、多様性)、Equity (エクイティ、公正性)、Inclusion (インクルージョン、包括性)の3つを合わせた概念。個々の異なる状況や特性に応じて、企業が適切なサポートを行い、多様な人材がその能力を最大限発揮できる環境を整備すること。

② 経済的価値の追求 : Transformation & Growth

前中期経営計画に続き「Transformation & Growth」をキーワードに掲げ、これまでの成長投資や施策の成果を着実に実現させるとともに、大きな環境変化を踏まえた不断のビジネスモデル改革と、海外重点戦略領域におけるフランチャイズの確立に向けた取組みを進めてまいります。これにより、事業ポートフォリオを変革し、資本効率の向上を伴った力強い収益力の強化を目指してまいります。

基本的な考え方としては、次の3点です。

I. 金利上昇も見据えた国内ビジネス改革

国内ビジネスにおいて、今後の金利上昇の可能性も見据え、デジタル化や決済ビジネスの強化、営業体制の見直し等を通じて、より効果的に顧客基盤を拡充しつつ、安定的かつ効率的なビジネスモデルを再構築してまいります。

II. アセット依存ビジネスからの脱却

お客さまに対して資金面のご支援、すなわち当社グループの資産を拡大させるビジネスのみによらず、お客さまのリスクに対する多様な解決策の提供や手数料ビジネスの強化を進めることで、資本効率の向上を図ってまいります。

III. 成長性を踏まえたグローバルポートフォリオの構築

海外ビジネスにおいて、ポートフォリオの入替えを進めることで資本効率を向上させながら、米国事業の拡大と、アジアにおける第2、第3のSMB Cグループの確立を目指す「マルチフランチャイズ戦略」を中心に、グループを牽引する力強い成長を目指してまいります。

そのうえで、これらの基本的な考え方に基づき定めた、次の7つの「重点戦略領域」において、グループ間の更なる連携を通じた相乗効果の追求、時機を捉えた適切なリスクテイク、新たなチャレンジやイノベーションを重視して取組みを進めてまいります。



③ 経営基盤の格段の強化 : Quality builds Trust

前中期経営計画では、「Quality」をキーワードに掲げ、経営基盤の質の向上に取り組んでまいりました。本中期経営計画では、改めて「Quality builds Trust」をキーワードに掲げ、お客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を得るべく、経営基盤の格段の強化に取り組んでまいります。

まず、昨年、当社グループが受けた行政処分等を踏まえて、経営の大前提である、健全な組織文化の更なる浸透とコーポレートガバナンス・コンプライアンスの質の向上に、グループを挙げて取り組んでまいります。また、グループ役職員の規律意識醸成に向けた取組みや、IT投資や人材投入を通じた内部管理体制の強化を、グループ・グローバルベースで進めてまいります。

加えて、不透明な環境下で、環境の変化への機動的な対応力のある事業運営を実現するため、リスク分析力やリスクコントロール力の向上を図ってまいります。更に、ビジネスモデルの拡大や高度化を実現するための、多様で優秀な人材の確保・育成に向けた人的資本投資と人材マネジメントの強化、従来にない大規模かつ積極的なIT投資を通じたシステムインフラの増強に取り組み、経営基盤の質の向上を進めてまいります。

当社グループは、これらの取組みにおいて着実な成果をお示ししたいと考えております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) サステナビリティに対する考え方及び当社グループのマテリアリティ

当社グループは、「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げるとともに、サステナビリティ宣言において、サステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を作り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定め、その実現に向けて、時代の変化に対応しつつ、社会課題の解決に幅広く貢献してまいりました。

しかし、地球の温暖化、人権の侵害、貧困・格差の拡大等、世界が直面する社会課題は拡大・深刻化の一途を辿っております。わが国においても、「失われた30年」とも呼ばれる長期の低成長に陥り、少子高齢化・人口減少は一段と加速しております。社会とは、事業を営む上での礎であり、社会の発展なくして企業の持続的成長はあり得ません。

以上の認識の下、当社グループは、2023年度に開始した新中期経営計画「Plan for Fulfilled Growth」において、「社会的価値の創造」を基本方針の一つと定め、時代の変化を先取りし、短期的には経済的価値に直結しない領域にも積極的に取り組んでいくことといたしました。

そして、特に解決を目指すべき喫緊の社会課題として、「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の5つを、当社グループの新たな「重点課題（マテリアリティ）」に定め、その解決に向けたゴールを設定し、事業戦略に落とし込みました。

当社グループは、社会的価値の創造を通じ、経済の成長とともに社会課題が解決に向かい、そこで生きる人々が幸福を感じられること、すなわち「幸せな成長」に貢献することを目指してまいります。

<当社グループの理念体系>



<新たな重点課題の考え方と「10のゴール」>

重点課題	基本的な考え方	ゴール
環境	<ul style="list-style-type: none"> グリーンな世界の実現に向け、自社での取組は勿論のこと、経済の血液を供給するグローバル金融機関として、脱炭素化やネイチャーポジティブ実現に向けたお客さまの取組を支援します。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 トランジションの支援を通じた脱炭素社会の実現 2 自然資本の保全・回復への貢献
DE&I・人権	<ul style="list-style-type: none"> 人財は金融機関の大切な資産です。勤勉で意欲的な社員が、新たな社会的価値の創造に挑戦する好循環を構築します。 様々な地域・産業と繋がる結節点として、自社・お客さまの人権尊重への取組を推進します。 	<ol style="list-style-type: none"> 3 従業員が働きがいを感じる職場の実現 4 サプライチェーン全体における人権の尊重
貧困・格差	<ul style="list-style-type: none"> 日本やアジアにおいて、次世代を担う子どもたちへ教育・挑戦の機会を提供するなど、貧困・格差の解消に向けて取り組みます。 	<ol style="list-style-type: none"> 5 次世代への貧困・格差の連鎖を断つ 6 新興国における金融包摂への貢献
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> 高度な金融・非金融ソリューションの提供や、誰でも利用可能なデジタルインフラの構築を通じ、全世代の安定した資産形成を実現します。 	<ol style="list-style-type: none"> 7 人生100年時代への不安解消 8 人口減少社会を支える利便性の高い基盤の構築
日本の再成長	<ul style="list-style-type: none"> 時代の変化を捉えつつ、金融機能を最大限発揮し、お客さまのビジネスモデル変革を支援、あるいは新たな産業育成を牽引することで、日本の再成長に貢献します。 	<ol style="list-style-type: none"> 9 企業のビジネスモデル変革支援 10 イノベーション創出・新たな産業の育成

(2) ガバナンス

① サステナビリティ経営の全体像

当社グループにおけるサステナビリティ経営は、グループCEO（Chief Executive Officer）を含むグループCxOの責任で推進され、取締役会の監督を受け、強固なガバナンス体制の下で運営されております。サステナビリティを推進するために必要な諸施策に関しては、取締役会のほかサステナビリティ委員会を含む内部委員会が監督を行い、各委員会で審議が行われております。また、サステナビリティに関する具体的な業務戦略は、経営会議等での審議・決定を踏まえて実行されております。

<当社グループのサステナビリティ経営体制>



② 監督体制

イ. 取締役会

当社グループの取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定及び執行役・取締役の職務執行に対する監督を主な役割としております。また、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化等を目的として、専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しております。

取締役会は、サステナビリティに関する知見・経験を含む、多様性を備えた取締役で構成されております。取締役会ではサステナビリティ経営の最終的な監督が行われ、サステナビリティに関するリスク及び機会への対応の観点から審議が行われております。

ロ. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、社外取締役2名、社内取締役2名、社内外の有識者2名の合計6名で構成されております。サステナビリティ委員会は、サステナビリティ推進施策の進捗に関する事項、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項、その他サステナビリティに関する重要な事項等について審議し、原則半期に一度、取締役会に報告・助言しております。

グループCSuO（Chief Sustainability Officer）が、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項と共に、当社グループにおけるサステナビリティ関連施策の進捗報告やサステナビリティ関連の取組方針付議を行い、取締役並びに外部有識者によって監督・審議が行われております。

③ 執行体制

イ. 経営会議・サステナビリティ推進委員会

サステナビリティへの取組は、グループ経営会議・サステナビリティ推進委員会での決定を踏まえて当社グループの戦略に反映されております。また、当社グループは、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、グループ経営会議を設置しております。グループ全体のサステナビリティ実現に向けた施策はグループ経営会議で協議されるほか、具体的な内容については、サステナビリティ推進委員会においても審議・決定がなされております。サステナビリティ推進委員会はグループCEOを委員長とし、トップのコミットメントのもとで執行の立場からサステナビリティを実現していくことを目的として設立しております。

ロ. グループCxO

グループCEOは、グループ経営会議等において、サステナビリティの実現に向けた施策の承認を行っております。これらの施策の強化を図るべく、グループCSuOを設置し、サステナビリティ全般の取組を統括・推進する等、グループCSuOは、サステナビリティに関する施策立案・進捗管理について責任を有しております。なお、取組を着実に実行するため、施策ごとにグループ内横断的なワーキンググループをグループCSuOの下に設置しております。

グループCRO（Chief Risk Officer）は、サステナビリティの観点を踏まえたリスク管理に係る責任を有しております。リスク管理体制の強化のため、グループCROの下、リスク管理部門内に環境社会リスク管理室を設置しております。また、グループCHRO（Chief Human Resource Officer）は、グループベースの人員・人件費計画や人事戦略の策定・管理に係る責任を有しております。

ハ. サステナビリティ本部

当社グループは、2022年度より、グループCSuOの下にサステナビリティ本部を設置しております。サステナビリティ本部は、サステナビリティに関する機能・知見をグループベースで集約し、リソースを増強しつつ環境・社会課題への対応力を強化することを目的としており、グループ全体戦略の統括や中期的目線での事業開発を行うサステナビリティ企画部と、サステナブルビジネス推進やお客さまとのエンゲージメント推進を行うサステナブルソリューション部で構成されております。サステナビリティに関する課題に対して、グループCSuOのもと、企画から推進まで一貫して対応しております。

(参考) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) 推進体制

当社グループは、DE&Iを「グループの成長戦略そのもの」と位置付け、社内外に発信しております。具体的には、グループ一体での推進に向け、ダイバーシティ推進室を設置し、取締役会・経営会議で定期的に議論を行っているほか、社長を委員長、主要グループ各社の頭取・社長を委員とするダイバーシティ推進委員会を開催する等、経営トップ自らがコミットし、推進体制を整備しております。また、管理職に対して、マネジメントの重要性や役割期待、アンコンシャス・バイアスやDE&Iの推進意義等を伝える研修を実施しております。

<DE&I推進体制>



④ 役員報酬制度

当社グループは、2020年度より中期業績連動報酬における定性項目の一つとして「ESGへの取組」を組み入れ、サステナビリティ関連の長期目標の達成度等を役員報酬に反映させたほか、2022年度には単年度業績連動報酬にもESG評価を拡大いたしました。具体的には、単年度のESGへの取組について、社内目標の単年度の達成度及び主要な外部評価機関の評価結果に応じて、社外取締役が過半数を占める報酬委員会で評価を決定し、最大±10%の範囲で単年度業績連動報酬に反映される形に変更いたしました。

また、2023年4月には、役員報酬制度の中期業績連動型報酬にポートフォリオGHG（温室効果ガス）排出量や従業員エンゲージメントスコアなどのESG定量指標や、環境、従業員、人権などに関する取組への定性評価を組み入れております。

<役員報酬制度の概要>

基本報酬	固定報酬
賞与 ● 現金 ● 株式報酬Ⅱ	年度業績連動型 (0-150%) 基準額 × (年度業績 × ESG評価) × (個人の職務遂行状況等) ● 定量 KPI達成率 (±10%) (サステナブルファイナンス、自社GHG排出量等) ● 定性 主要ESG評価機関評価
	中期業績連動型 (0-150%) 基準額 × (中期業績等 (財務指標 × 株式指標 × 非財務指標)) ● 定量 環境 (サステナブルファイナンス、ポートフォリオGHG排出量) 15% ● 従業員 (エンゲージメントスコア、DE&I(中核人材の多様性)) ● 定性 マテリアリティ解決に向けた取組評価
株式報酬Ⅲ	役位昇進時

(3) 戦略

① 気候変動への対応

気候変動への対応は、世界が喫緊に取り組むべき課題の一つです。気候変動問題の解決に向けた世界の取組が加速していくなか、当社グループを取り巻く環境は、政策・規制面の強化や、お客さま・投資家の方々を含むステークホルダーの行動変容、技術革新の進捗等によって大きな変化が見込まれております。このような不確実性を伴う環境下では、2050年GHG排出量ネットゼロ（以下、「ネットゼロ」という）の実現に向けたフォワードルッキングな戦略の下、外部動向を見極めながら段階的に気候変動対策を進めていくことが重要となります。

イ. 気候変動に伴うリスク・機会の認識

a) 物理的リスク・移行リスク

当社グループでは、気候変動問題の顕在化に伴う外部環境や業務環境の変化をあらかじめ想定し、様々な波及経路に基づいてリスク事象を洗い出すことで、当社グループへの財務的影響を特定しております。当社グループが想定するリスク事象の概要と主な影響は以下のとおりであります。

(物理的リスク)

○ 急性的な気象現象と慢性的な気候変化

地球温暖化の進行は、台風・洪水等の急性的な自然災害の増加や、平均気温上昇に伴う降水量増加等の慢性的な気候変化をもたらす可能性があります。これらの事象に起因し、本支店被災により事業が継続できないリスク、対策・復旧によるコスト増加、自然災害によるお客さまの業績悪化や担保毀損に伴う当社グループの与信関係費用の増加・預金の減少等のリスクが想定されます。

(移行リスク)

○ 政策及び法規制の強化や技術・市場の変化

脱炭素社会への移行は、炭素排出目標の厳格化や炭素税の引き上げを始めとする各国の規制強化を伴う可能性があるほか、新たな技術・エネルギー源の導入や消費者嗜好の変化により産業構造の変化を促進する可能性があります。産業構造の変化により、一部のお客さまについて収益減少や既存資産などの減損による業績悪化、当社グループの与信関係費用の増加等のリスクが想定されます。

○ 企業の取組に対するレピュテーション

企業は脱炭素社会に適合したビジネスモデル変革や炭素排出量抑制等の取組を求められております。ステークホルダーからの開示要請も高まっており、気候変動問題への取組が企業評価基準の一つになりつつあります。これらの取組不足や情報開示要請への対応の遅れは、当社グループのレピュテーション悪化に繋がり、資金調達環境が悪化する等のリスクを引き起こすことが想定されます。

b) カテゴリー別リスク分類

当社グループは、気候変動リスクをカテゴリー別に整理しております。気候変動リスクは広範な波及経路が想定され、かつ様々な時間軸で顕在化する可能性があります。当社グループにおいては下表のような事例が想定されます。

<気候変動に関するカテゴリー別リスク事象例>

リスクカテゴリー	定義	物理的リスクに係る事象例 <時間軸>	移行リスクに係る事象例 <時間軸>
信用 リスク	与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし滅失し、銀行が損失を被るリスク	自然災害によるお客さまの業績悪化や担保毀損に伴い、当社グループの与信関係費用が増加する等のリスク <短期～長期>	お客さまの収益減少や既存資産等の減損により業績が悪化し、当社グループの与信関係費用が増加する等のリスク <中期～長期>
市場 リスク	金利・為替・株式等の相場が変化することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク	自然災害によるお客さまの業績悪化に伴い、当社グループの政策保有株式やファンドの価格が下落するリスク <短期～長期>	お客さまの収益減少や既存資産等の減損により業績が悪化し、当社グループの政策保有株式やファンドの価格が下落するリスク <短期～長期>
流動性 リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされ損失を被るリスク	自然災害によるお客さまの業績悪化に伴い、当社グループの預金流出するリスク <短期～長期>	当社グループのレピュテーション悪化に伴い、資金調達環境が悪化するリスクや預金流出するリスク <短期～長期>
オペレーショナル リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク	本支店被災により事業が継続できないリスクや、対応・復旧によるコスト増加のリスク <短期～長期>	気候変動対策・グリーンファイナンスの基準を満たしていない商品・サービスの販売による罰金・訴訟により、損失を被るリスク <短期～長期>
レピュテーション リスク	SMBCグループの事業や従業員その他関係者の行為により、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員等のステークホルダーからの、高い倫理観と誠実性等の期待に応えられず、企業価値の棄損や信頼低下に繋がるリスク	本支店被災に伴う事業復旧にかかる対応が後手に回り、批判を受けるリスク <短期～長期>	気候変動への対応不足やステークホルダーからの情報開示要請への対応の遅れにより、当社グループのレピュテーションが悪化するリスク <短期～長期>

(短期：3年程度、中期：4～10年程度、長期：10年超)

c) 気候変動に伴う機会に対する認識

ネットゼロ実現に向けては、大幅なGHG排出量削減のためのビジネスモデルの転換、そのための技術革新や大規模な設備投資が必須となります。IEA (International Energy Agency) の「持続可能な開発シナリオ」(SDSシナリオ/Sustainable Development Scenario) においては、2021年から2023年にかけて、エネルギー関連を中心に世界で年100兆円以上にもおよぶ追加投資が発生するとの可能性が示唆されております。

また日本においても、国が掲げる2030年目標の達成に向け、例えば電力セクターでは再生可能エネルギー発電関連で約30兆円、運輸セクターではゼロエミッション車関連で1兆円超の投資が必要になることが見込まれます。こうした中、金融機関においては、資金需要の拡大や事業再編、新たな金融商品・サービス、脱炭素関連設備リース等のニーズが生じるほか、気候関連情報開示の高度化対応や、気候変動戦略・ビジョンの策定、事業開発、リスクマネジメントの高度化への対応など、経営課題に対するコンサルティングニーズが生じると認識しております。

当社グループにおいても様々な金融サービスの提供機会が増大し、グループ内の事業領域におけるノウハウを有機的に結び付けた多面的なソリューションが重要になると考えております。

<当社グループ事業領域とネットゼロへの移行に伴う成長機会>

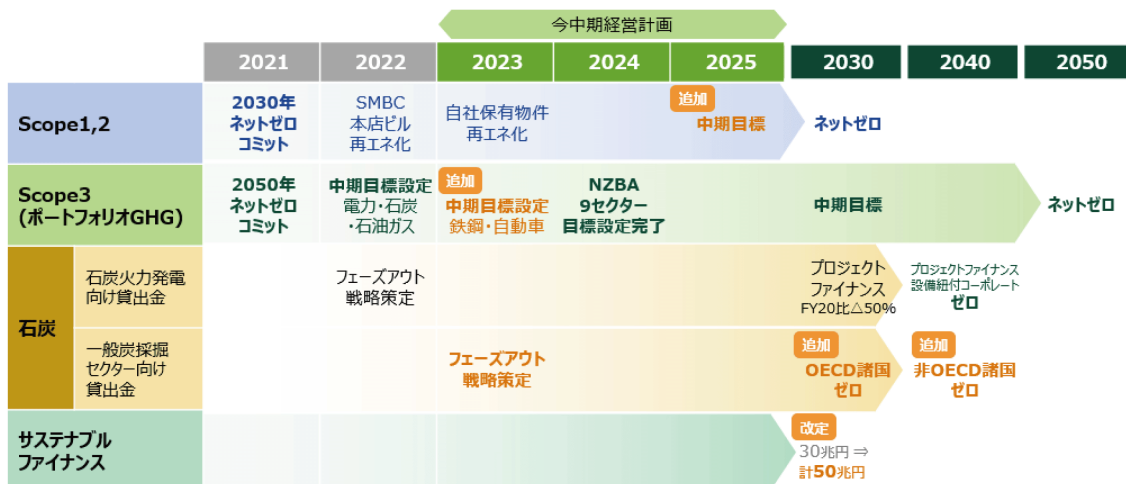
事業領域		想定される機会の例	時間軸
銀行	法人	再エネ発電施設の増加に伴う投融資機会の拡大	短
		脱炭素関連の設備投資ニーズ増加に伴う融資機会の拡大	短～中
		事業変革に向けたM&Aニーズ増加に伴うファイナンス機会の拡大	中～長
	個人	グリーン・イノベーションに係る投資機会の拡大 (脱炭素化技術を有するベンチャー企業への投資 等)	中～長
	個人	個人消費のサステナビリティ、環境配慮への意識の高まりに伴うファイナンス、運用機会の拡大	短
証券		脱炭素関連の設備投資ニーズ増加等に伴う引受機会の拡大 (グリーンボンド/エクイティ、トランジションボンド/エクイティ等)	短～中
		機関投資家との関係強化によるビジネス機会の拡大 (脱炭素関連の情報提供、エンゲージメント・アレンジによる機関投資家からの選好)	短～中
		(事業変革にかかる) M&Aニーズの増加に伴うアドバイザーやファイナンス提供機会の拡大	中～長
リース		脱炭素関連設備・機材に関するリース・ファイナンス機会の拡大	短～中
		再エネ発電事業への参画 (太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、水力発電 等)	短～長
		3R (リデュース、リユース、リサイクル) に関するビジネス機会の拡大 (中古売買、プラント解体、レンタル 等)	短～長
コンサルティング		脱炭素戦略・ビジョン策定等に係るコンサルティング機会の拡大	短
		サステナビリティ戦略/ESGマネジメント(TCFD対応等)に係るコンサルティング機会の拡大	短
アセット マネジメント		投資先企業の気候変動への取組等の非財務情報の調査・分析能力を向上させることによる相対的な投資パフォーマンスの改善	短～中
		気候変動の緩和・適応をテーマとする運用商品に対する投資家ニーズの高まりによるビジネス機会の拡大	短～中
		脱炭素社会移行に貢献する革新的技術を有する企業や、ビジネスモデル変革により成長が期待できる企業など、新たな投資機会の増加	短～長

ロ、ネットゼロ実現に向けた移行計画

当社グループは、2021年に「気候変動対策ロードマップ」及び「気候変動対策アクションプラン」を定め、気候変動に対する強靱性の確保・成長機会の獲得に向けた取組を加速させております。「気候変動対策ロードマップ」では、特に前中期経営計画期間中に取り組んだ施策を「アクションプラン STEP 1」と位置付けており、本施策はネットゼロを進めるための軸となる戦略的取組です。

今般、「気候変動対策ロードマップ」を「移行計画」としてアップデートし、ネットゼロ実現に向けた当社グループの一連の目標と行動を体系化しました。なお、2023年度から開始した「アクションプラン STEP 2」における施策は、移行計画に包含されております。移行計画の遂行により、移行リスクの低減と脱炭素化に伴う成長機会の拡大に努め、ネットゼロ実現を目指してまいります。

<ネットゼロ実現に向けた移行計画>



構成要素	項目	内容
ポリシー	気候変動に関するコーポレートポリシーおよび取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「SMBCグループサステナビリティ宣言」「グループ環境方針」の改定 2030年までにScope1、2ネットゼロ 2050年までにScope3（ポートフォリオGHG排出量）ネットゼロ
ガバナンス	気候変動に関するガバナンス強化	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会、サステナビリティ委員会、グループCSuOによる監督・執行 役員報酬制度の高度化、内部統制プロセス運営 役員・従業員のケイバリティ・ビルディング
実行戦略	気候変動に関する商品・サービス	GHG排出量可視化サービス、グリーン預金、カーボンクレジット、サステナブルファイナンス商品等
	気候関連リスク管理	RAF（Risk Appetite Framework）、データガバナンスの高度化
	気候変動に配慮した投融资方針	一般炭採掘・石炭火力発電、石油ガス、パーム油農園開発、森林伐採セクターに関する方針
エンゲージメント	顧客とのエンゲージメント	Transition Finance Playbookの導入、個社別移行戦略の確認フレームワークの導入
	産業界とのエンゲージメント	GFANZ、GFANZ Japan、NZBA、NZAMI、PCAF、IIF、GFMA、水素バリューチェーン推進協議会等に参画
	日本政府とのエンゲージメント	クリーンエネルギー戦略検討合同会合、トランジションファイナンス環境整備検討会等に参画
指標と目標	サステナブルファイナンス目標	2030年までに累計50兆円
	セクター別ポートフォリオ排出量削減目標（Scope3）	鉄鋼・自動車セクター等対象セクター拡大、トランジションに関するKPIの設定
	自社排出量削減目標（Scope1、2）	2021年度比2025年度40%減、2026年度55%減

ハ. 気候変動に関するシナリオ分析

当社グループでは、グループの中核企業である株式会社三井住友銀行において、物理的リスク・移行リスクに関するシナリオ分析を実施しており、想定されるリスク量を試算しております。なお、このシナリオ分析では、各企業において今後想定される事業モデルの転換や、技術革新といった要素は必ずしも勘案されておらず、試算結果は一定の仮定に基づくものであります。

2021年度のTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）レポート公表以降、物理的リスクのうち国内の分析においては、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次報告書で用いられているSSPシナリオによる分析を実施したほか、各地域別の想定リスク量を明確化いたしました。移行リスクにおいては、脱炭素化に向けた世界観で示されるような、気候変動関連の政策や、脱炭素化に向けた規制の厳格化の動向などに基づき、従来のエネルギー・電力に加えて自動車（OEM）・鉄鋼を分析対象に追加し、4セクターへと拡大いたしました。なお、分析手法の詳細や分析結果の実績値については、「SMB Cグループ TCF Dレポート 2022」をご参照ください。

ニ. 脱炭素社会の実現に向けたビジネス推進戦略

前記「イ. 気候変動に伴うリスク・機会の認識 c) 気候変動に伴う機会に対する認識」に記載のとおり、脱炭素社会の実現に向けては当社グループにとってさまざまなビジネス機会が想定されます。

こうした中、当社グループは、再生可能エネルギー向けのプロジェクトファイナンスをはじめ、グリーンボンドの引受、太陽光発電設備の信託やリース、TCFD対応コンサルティング等、グループを挙げて環境ビジネスに取り組んでまいります。また、グループ全体のサステナビリティに関するノウハウ、情報を集約し、他業種とも協業しながら、非金融を含めた高度なサービス開発・提供にも注力してまいります。

これらのソリューションをグループ各社が連携しながら提供することで、お客さまの環境に対する取組を総合的に支援し、経済的価値・社会的価値の両面を伴った環境ビジネスを展開してまいります。

a) サステナブルファイナンスの拡充

脱炭素社会の実現に向けては、大幅なGHG排出量削減を前提としたイノベーションや大規模な設備投資が必須となり、エネルギー関連を中心に多くの追加投資が見込まれ、資金需要の拡大や新たな金融商品・サービスの発生など、金融機関にとっての成長機会となり得ます。

こうした中、当社グループでは、2020年度から2029年度のサステナブルファイナンス実行額50兆円（うちグリーンファイナンス20兆円）を目標として設定しております。マーケットにおける高いプレゼンスなどを背景として、グリーンファイナンスを中心として順調に実績を積み重ねております。

当事業年度までの実績値は、後記「(5) 指標及び目標 ① 気候変動に関する指標と目標 ニ. サステナブルファイナンス取組額」に記載しております。

b) デジタル技術を駆使した脱炭素化支援ツールの提供

当社グループは、デジタル技術を活用した非金融ソリューションをお客さまに提供することで、金融面以外の切り口からも脱炭素社会への移行を支援しております。

例えば、株式会社三井住友銀行は、サプライチェーン全体のCO2排出量の算定から削減施策の立案・実行まで一連の業務をクラウド上で管理できるサービスである“Sustana”を提供しております。お客さまの活動に関するデータから排出量を推計し、削減施策の実行に向けた支援を行っております。

< GHG排出量算定・削減支援クラウドツール“Sustana” >



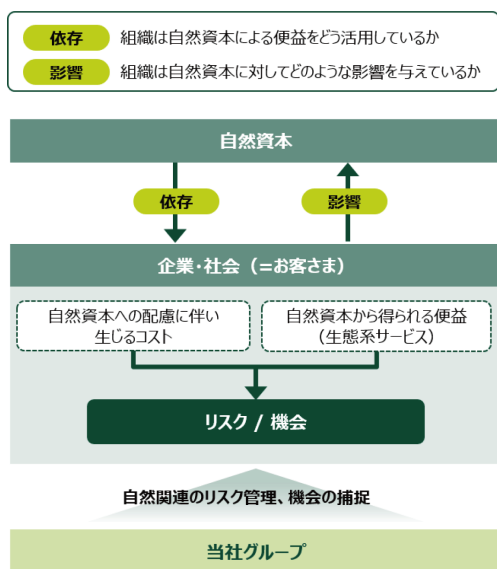
② 自然資本の保全・回復

自然資本とは、植物や動物、大気や水や土壌などの天然資源を意味しております。当社グループのお客さまの事業活動の多くは自然資本によって下支えされており、自然資本の喪失は、金融グループとしての幅広い事業活動に潜在的なリスクとなる可能性があります。一方で、自然資本の適切な保全・回復は、社会の基盤を強固にすることで、人間の生活を豊かにし、健康を促進することにつながります。

このような認識のもと、当社グループではお客さまの企業活動と自然資本との関係を依存・影響の観点から分析し、それを踏まえて自社の事業におけるリスクと機会を認識しております。

また、TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）における優先セクターの自然資本への依存度・影響度のヒートマップを作成し、とくに重視すべき自然資本・生態系サービスの特定に努めております。

<自然資本との「依存」と「影響」>



イ. 自然資本に関するリスクの認識

当社グループは、企業活動と自然資本の接点を依存・影響の両面で整理したうえで、一般的にお客さまに想定されるリスクと機会を整理しております。

a) 依存の観点からのリスク

気候変動や、企業活動・社会活動における自然資本の利用方法の変化・過度な利用を通して、特定の自然資本が毀損する可能性があります。

(物理的リスク)

水や植物といった自然資本が枯渇し価値が劣化すると、それらが生み出す生態系サービスに依存して事業展開を行っているお客さまは、原材料調達コストの増加や自然災害の激甚化・頻発化などを通して、業績が悪化する可能性があります。

(移行リスク)

自然資本の劣化は、お客さまの生産プロセスの変化を促します。こうした環境変化は、お客さまに対し、新たな技術導入に伴う追加的なコストのほか、事業の中断をもたらす可能性があります。

b) 影響の観点からのリスク

自然資本に負の影響を与える企業にとって、法規制や政策面が不利になるような形で変更される可能性があります。また、サステナビリティ開示に係る国際的なガイドラインの策定が進む中、ステークホルダーからの自然関連情報の開示要請が今後より高まる可能性があります。

(物理的リスク)

お客様の事業が自然資本に負の影響を与える結果として自然資本が毀損する場合、当社グループのレピュテーション悪化につながる可能性があります。

(移行リスク)

自然資本保全を目的とする各国の規制強化や政策変更などに伴い、環境負荷軽減のための費用負担が企業に求められる場合、一部のお客様においては対応コストが増加する可能性があります。また、自然資本保全に向けた取組や配慮が不十分である場合や対応が不十分とステークホルダーから見做される場合、当社グループのレピュテーション悪化につながる可能性があります。

<自然資本に関する主なカテゴリ別リスク事象例>

	物理的リスク (自然資本の毀損等に伴うリスク)	移行リスク (法規制の変更、自然資本保護の対応不備等に伴うリスク)
自然資本 への 依存	信用リスク <ul style="list-style-type: none"> 自然資本の価値劣化を通じた原材料調達コスト負担によるお客様の業績悪化に伴うリスク 	信用リスク <ul style="list-style-type: none"> 特定の自然資本への依存度を低下させるための新たな技術導入に向けたコスト負担によるお客様の業績悪化に伴うリスク
	信用リスク <ul style="list-style-type: none"> 自然資本の価値劣化に起因する自然災害の激甚化によるお客様の業績悪化に伴うリスク 	
自然資本 に対する 影響	レピュテーションリスク <ul style="list-style-type: none"> お客様の事業が自然資本に負の影響を与える結果として自然資本が毀損する場合、当社グループのレピュテーションが悪化するリスク 	信用リスク <ul style="list-style-type: none"> 自然資本の保全・回復を目的とする法規制・政策の変更に起因する費用負担増加によるお客様の業績悪化に伴うリスク
		レピュテーションリスク <ul style="list-style-type: none"> 自然資本保全に向けた取組が不十分である場合、当社グループのレピュテーションが悪化するリスク

ロ. 自然関連の機会に対する認識

2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二回会合では、「2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブの達成）、2050年に自然と共生する世界を実現する」という世界目標が定められました。本目標の達成に向けては、金融機関には、アライアンスやリスク高度化対応へのサポートなど、お客さまの様々なニーズに対するサービス提供の機会が発生いたします。

当社グループは、世界経済フォーラムが2020年に発表した報告書において言及されている「食料・土地・海の利用」「インフラ・建築環境」「エネルギー・採掘活動」の3分野で特に大きなビジネス機会が生じうると考え、様々な取り組みを進めてまいります。

<ネイチャーポジティブビジネス推進に関する当社グループの取組事例>

事業領域	当社グループの取組事例
食料・土地・海の 利用の高度化	<p><農業法人設立によるスマート農業の実践></p> <ul style="list-style-type: none"> 三井住友銀行・三井住友ファイナンス&リースなどが出資する農業法人「みらい共創ファーム秋田」において、企業と共同で、水田におけるメタン発生抑制に係る実証に取組
	<p><森林ファンドへの出資></p> <ul style="list-style-type: none"> 三井住友銀行は、南米を中心に植林事業を行う森林ファンド「The Reforestation Fund」に出資 本ファンドは、森林保全に関する国際認証取得に基づく持続可能な森林管理を実施
自然と調和した 社会インフラ整備	<p><自然資本保全に貢献するグリーンインフラ支援></p> <ul style="list-style-type: none"> SMBC日興証券にて、自然資本・生物多様性保全に資するインフラプロジェクトを資金用途とするグリーンボンドを引き受け
エネルギー・採掘 分野での脱炭素化	<p><再生可能エネルギー案件によるCO2排出量削減への貢献></p> <ul style="list-style-type: none"> 三井住友銀行が2021年度に取り組んだ再生可能エネルギー案件により、1年間で約1,500万トン相当のCO2排出量削減に貢献 環境社会リスク評価により、各プロジェクトにおける自然資本への負荷を管理しつつ案件に取組
	<p><電池の循環利用モデル構築を通じた自然資本負荷軽減の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本総合研究所は、EV車載電池の価値流通・脱炭素に向けて『BACEコンソーシアム』を基盤にサーキュラーエコミー構築に取組

③ 人的資本経営の実践

イ. 「SMBCグループ人財ポリシー」の制定と浸透

経営やビジネスの環境変化に加え、ビジネスの担い手の世代交代や女性活躍推進、キャリア採用の拡大等により従業員の価値観は多様化してきました。これに伴い企業と従業員の関係も「互いに依存する関係」から「選び、選ばれる関係」へと変化しております。

長きにわたり「人の三井」「事業は人なり」と形容され「人」を重視してきた三井と住友の事業精神と文化を受け継ぎ、多様な従業員が集い、育ち、活躍する場であり続けるため、当社グループが「従業員に求めるもの」と「従業員に提供する価値」を「SMBCグループ人財ポリシー」として明文化しました。

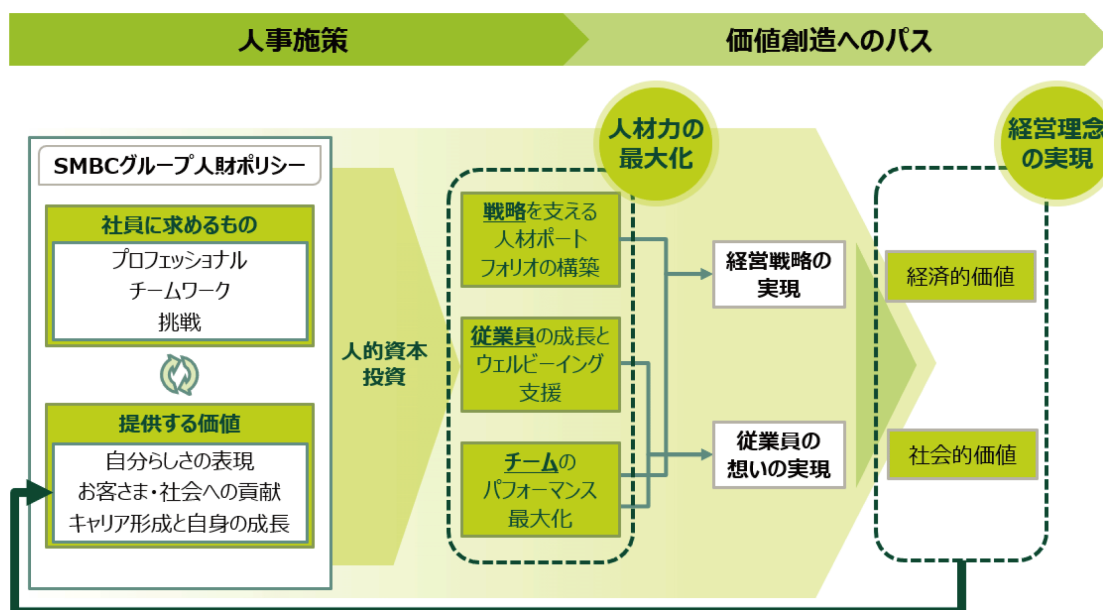
従業員には、社会に大きな責任を持つグローバル金融グループの一員としての自覚と、自分と異なる価値観を積極的に受け容れるDE&Iの精神を前提に、「プロフェッショナルとして責任を果たすこと」「お互いを認め合いチームで最高の成果を追求すること」「困難に立ち向かい挑戦し続けること」を求めています。

一方、その実現に向けて取り組む従業員に対しては、「自分らしさを表現できる環境」「事業基盤を活かしたお客さま・社会へ貢献できる機会」「キャリア形成と成長のサポート」を提供し、自らの夢の実現を後押ししてまいります。

このポリシーを浸透させ実行に移すためにも、人事評価の基準・項目を「SMBCグループ人財ポリシー」に沿った内容にアップデートするとともに、昇進・昇格については、年次・年齢よりも実力を一層重視してまいります。

ロ. 当社グループ版人的資本経営モデル

「SMBCグループ人財ポリシー」に基づき、グループ・グローバルでの人的資本経営による人材力の最大化に向けて、「戦略に応じた人材ポートフォリオの構築」と、全従業員を対象とした「従業員の成長とウェルビーイング支援」「チームのパフォーマンス最大化」に資する施策を推進してまいります。



a) 戦略を支える人材ポートフォリオの構築

○ 経営戦略を支える人材ポートフォリオ

当社グループは、経営戦略の実現に必要な人材確保・戦略領域への人材シフトを実現するための枠組として人材ポートフォリオ管理を高度化いたします。

具体的には、ビジネスをよく知る事業部門と人材をよく知る人事部が連携し、必要となる経験・スキル等の人材要件を重点戦略領域ごとに明確化いたします。目指すべき人材ポートフォリオと所属する従業員の状況とのギャップを事業年度ごとに特定し、キャリア採用・新卒コース別採用を行います。また、経験・スキルを基に全従業員を人材タイプ毎に把握し、育成や機動的な人材の最適配置に取り組んでまいります。

○ 注力分野への先行投入

当社グループは、経営戦略の一つである「経営基盤の格段の強化」を確実なものとするために、特に「法務・コンプライアンス」「リスク管理」「IT」等の分野における人材の確保を進めてまいります。

また、「国内ビジネスモデル改革」を推進するための「DX」「アナリティクス」に精通した人材や海外事業展開を支える「グローバル」等のスキル・ノウハウを持ち合わせた人材確保に向け、国内では、具体的な人材要件をビジネスごとに特定し、キャリア採用や社内シフトにより3年間で計1,400人の投入を計画しております。

b) 従業員の成長とウェルビーイング支援

○ グループの発展を支える人材の確保

当社グループでは、全従業員に対して、それぞれの持ち場で責任感を持ち、付加価値の高いサービスを提供できる「プロフェッショナル」であることを求めています。

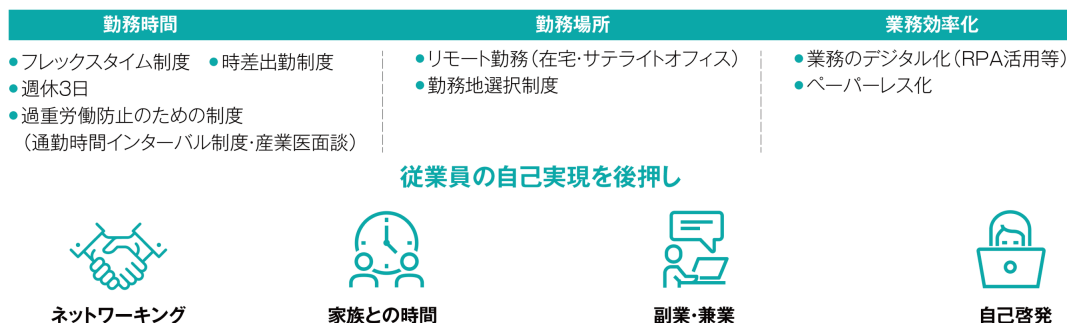
2022年度の新卒採用においては、2,000名を超える従業員が採用広報イベントに参加し、学生に対して業務や企業文化の理解を促しました。キャリア採用についても、グループ各社で増加を計画しており、リファラル採用・カムバック採用・ダイレクトリクルーティング等の採用手法の拡充を進めています。

OJT、研修、自己啓発を通じた人材育成の体制整備に加え、従業員一人ひとりが自身のキャリア希望や目標を設定し、上司との面談におけるフィードバックや1on1の機会を通じて、自律的なキャリア形成に取り組んでまいります。

○ 働き方改革

当社グループは、従業員一人ひとりのライフスタイルや価値観が多様化する中、時間や場所にとらわれず柔軟に働くことができる環境を整備しております。従業員が自身のライフスタイルに合った働き方を選択できるようにすることで、勤務以外の活動も含めた従業員の自己実現をサポートいたします。

また、仕事と育児を両立しながら活躍できる職場環境の整備に向け、男性従業員に対して30日以上の育児休業の取得を推奨しております。



(一部グループ会社での制度・取組を含む)

○ 従業員のウェルビーイング

当社グループにおいて「健康経営宣言」を制定し、最高健康責任者（Chief Health Officer）の下、企業・健康保険組合・健康サポートセンターの三位一体で、従業員が健康で生き活きと働くことができる環境を整備しております。

また、従業員が業務に専念できる環境整備の一環として、従業員の資産形成に対する取組（Financial Wellness）も行っております。国内においては、財形制度や持株会制度に加え、寮・社宅制度、団体保険制度、退職金制度、確定給付年金制度（DB）、確定拠出年金制度（企業型DC）を整備しております。また、宿泊施設、飲食店、スポーツ施設、資格取得、育児等、幅広いサービスを優待価格で利用可能な外部サービス等も導入しております。

c) チームのパフォーマンス最大化

○ 人材管理の強化

当社グループでは、経営上重要なポジションについて後継者候補を特定し、計画的に育成しております。たとえばグループの経営を担うポストに対しては、即時に継承可能な候補者の特定に加え、準備状況に応じて不足する経験を補う育成プランを作成しております。また、異なる事業や組織、風土に対する理解を深めることを目的に、候補者がグループ各社間で異動する「経営人材交流プログラム」も毎年20名規模で実施しております。

○ DE&I 推進

当社グループにとって、DE&I 推進は、お客さまにより大きな価値を提供し、ステークホルダーとともに持続的に成長するための成長戦略そのものです。

2023年度は、「ダイバーシティ&インクルージョンステートメント」を変更し、従業員の状況に応じた公正な機会提供を重んじる「エクイティ(公正)」という概念を取り入れ、「多様な視点を持つ革新的な組織」を目指す点を明確化しております。

○ 従業員エンゲージメント

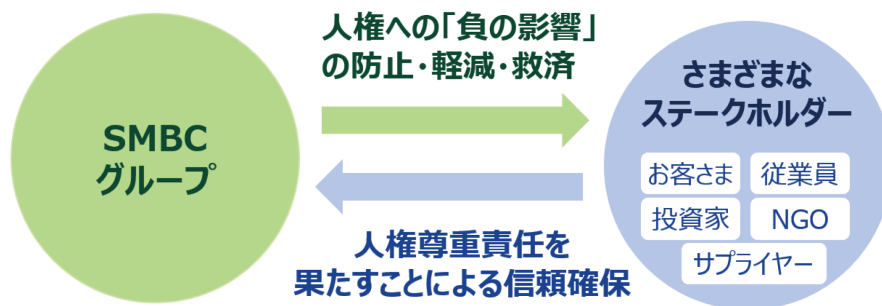
当社グループでは、従業員のエンゲージメントを可視化するツールとしてエンゲージメントサーベイを活用し、各組織において組織改善が行われているほか、毎月の1 on 1 ミーティング等によって上司と部下の信頼関係の構築、双方の成長が促されております。

④ 人権の尊重

イ. 人権尊重の考え方

当社グループは、人権尊重責任は企業が果たすべき責務と認識しております。当社グループでは、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」などの指導原則に沿って、当社グループが人権の権利主体に対し与える負の影響と、多岐にわたるステークホルダーから当社グループ自身が被る影響の双方向の人権に関するリスクを踏まえたアプローチにより、当社グループは社会に対する「正の影響（ポジティブインパクト）」を極大化し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

<人権尊重の考え方>



ロ. 重要な人権リスクの特定・評価

当社グループは、事業活動を通じて関与し得る人権への負の影響について、お客さまとの取引、サプライヤー取引、従業員の3つの観点で分析し、想定されるリスクについて深刻度・発生可能性の観点から重要度の高いものを特定しております。

2022年度に特定した重要な人権リスクについては、今後も定期的な見直しを行いながら、これらの人権への負の影響の防止・軽減に重点的に取り組んでまいります。

<重要な人権リスク事例>

リスクの対象	特定したリスクの例
お客さまとの取引を通じた人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> 融資やリース取引等を通じて、サプライチェーン上の人権侵害に関与するリスク（強制労働・児童労働・労働安全衛生問題） 投融資等を通じて、先住民・地域住民の権利侵害を助長または関与するリスク 環境・気候変動に悪影響のある事業の助長、あるいはそれに関与することにより人権侵害につながるリスク テクノロジー・AI発達に伴うプライバシー侵害のリスク 取引制限を行うことで差別につながるリスク
サプライヤーとの取引を通じた人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーにて十分な賃金が支払われていない、規定日迄に給料が支払われないリスク サプライヤーとの取引を通じて、サプライヤーにおける長時間労働を誘発するリスク サプライヤーとの取引を通じて、処罰の脅威等による強制的な労働を助長するリスク サプライチェーン上の企業にて、人種、性別、言語、年齢等を理由に採用、昇進昇格、賃金等について、合理的理由なく差別したり、不利益を与えたりするリスク
従業員に関する人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> 過剰・不当な労働時間での勤務を強いるリスク 同僚に対してハラスメント（パワハラ／セクハラ／マタハラ／ケアハラ等）を行うリスク 差別・ジェンダーに関する人権リスク 従業員のプライバシーを侵害するリスク

(4) リスク管理

① リスクアペタイト・フレームワーク／トップリスク

当社グループは、収益拡大のために取る、あるいは許容するリスクの種類と量（リスクアペタイト）を明確にし、グループ全体のリスクをコントロールする枠組みとして、「リスクアペタイト・フレームワーク」を導入しております。

当社グループのリスクアペタイト・フレームワークは、業務戦略とともに経営管理の両輪と位置付けられており、経営陣がグループを取り巻く環境やリスク認識を共有した上で、適切なリスクテイクを行う経営管理の枠組みです。このフレームワークに則り、業務戦略・業務運営方針の策定にあたって、経営上特に重大なリスクを「トップリスク」として選定しております。そのうえで、リスクシナリオに基づくストレステストによるリスク分析を実施することで、リスクが顕在化した場合の影響も踏まえながら、リスクアペタイトを決定しております。

当社グループでは、気候変動や自然資本、人権に関するリスクをトップリスクとして位置付けております。特に、気候変動に係るリスクについては、業務計画を達成するためのリスクテイクやリスク管理に係る姿勢を示したリスクアペタイト・ステートメントにおいて、ネットゼロ目標の達成に向け、エンゲージメント促進やポートフォリオコントロール等を通じ気候変動リスクの増加を抑制していく旨を記載しております。

<リスクアペタイト・フレームワーク>



② デューデリジェンス

当社グループは、グループ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「グループクレジットポリシー」に、公共性・社会性の観点から問題となる与信を行わないという基本原則とともに、地球環境に著しく悪影響を与える懸念のある与信を行わないことを謳っております。

グループの与信業務の中核を担う株式会社三井住友銀行では、以下のとおり、お客さまの非財務情報の把握による与信への定性的な活用、また個別案件に対する環境社会リスク評価等を通じて、環境・社会リスクを適切に把握し、定期的なモニタリングによる管理を実施しております。

また、サプライヤーとの取引に関して、「持続可能な調達方針」（サプライヤー行動指針）を制定し、サプライヤーに対し、事業を行う各国において適用される法令諸規則の遵守はもとより、当社グループが考える適切な基準への理解と協力を求めています。

イ．非財務情報の把握

株式会社三井住友銀行では、お客さまとの対話を通して、財務情報に加え、ESGに代表される非財務情報を把握することにより、お客さまの事業活動による環境や社会への影響を認識しております。環境・社会リスクに影響を与える可能性が高いセクター・事業を対象として、温室効果ガスの排出量や気候変動リスクなどの環境社会リスクへの対応状況を把握し、与信における定性的な判断要素として活用しております。これらの非財務情報は、モニタリングを通して定期的に更新しております。

この取組を、「エクエーター原則」に基づく環境社会リスク評価とともに実施することで、より高度かつ広範なデューデリジェンスを実施しております。

非財務情報の収集を通して、ESGリスクに関するお客さまとのエンゲージメントの質を深め、環境・社会への配慮に向けた取組を積極的に支援しつつ、懸念されるリスクについてはお客さまとともに改善に努めてまいります。

ロ. 環境社会リスク評価

株式会社三井住友銀行では、環境・社会に多大な影響を与える可能性がある大規模プロジェクトへの融資においては、民間金融機関の環境・社会配慮基準である「エクセター原則」を採択し、サステナビリティ企画部において、デューデリジェンスを通じた環境社会リスク評価を実施しております。

また、プロジェクト事業者に対して、TCFD提言への対応や、地域住民等へのFPIC (Free, Prior and Informed Consent/自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意) の尊重など、気候変動や人権をはじめとする環境社会配慮への取組を求めてまいります。

ハ. 人権デューデリジェンス

株式会社三井住友銀行では、融資などの事業活動を通じた人権侵害の助長や人権侵害への直接的な関与を防止・軽減する観点で、発生可能性の観点からリスクの高い事業活動について、定期的なモニタリングを実施しております。

モニタリング対象先について、人権侵害に関する情報の有無を確認し、人権侵害を行っている事実、またそれにより制裁を受けていることが判明した場合、新規の取引を行いません。既に融資取引のあるお客さまも、人権侵害の影響の軽減を促し、改善が見られない場合、与信を減退していく慎重な方針をとっております。その他の先に対しても、日々の取引の中で人権侵害に関する情報を入手した場合、同様の対応を行っております。

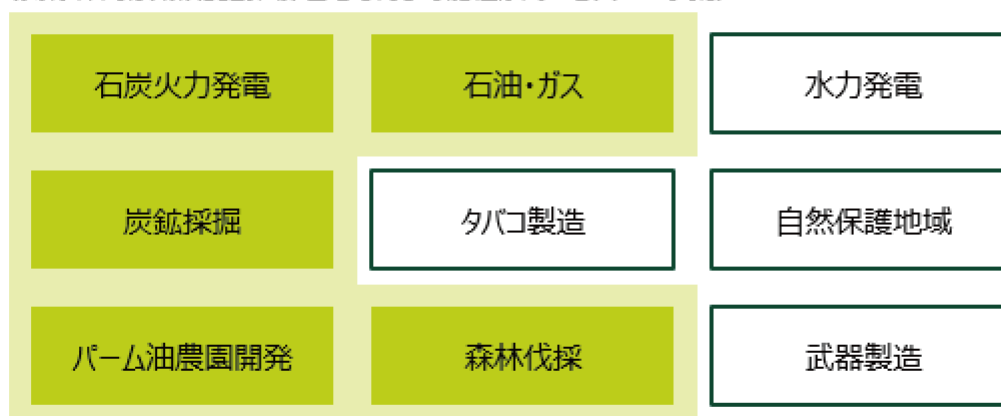
また、当社グループでは、サプライチェーン上で労働問題など、様々な人権に関する負の影響が発生することを防止・軽減するため「持続可能な調達方針」への理解と協力を求めるほか、サプライヤーの人権も含めた取組状況を定期的に確認しております。当社グループは、「持続可能な調達方針」の策定に伴い、2022年11月、外部業者取引管理の枠組みにて、外部業者における従業員からの人権侵害等の各種相談を受け付ける社内相談窓口の設置状況の確認を導入しております。

加えて、外部業者に対して「持続可能な調達方針」を案内し、当社グループが考える適切な基準への理解と協力を求めています。その他にも、当社グループは、外部業者取引管理において、人権課題への取組をめぐる会社方針や人権侵害に関するネガティブ情報の有無を定期的に確認しており、サプライチェーン全体での人権配慮に取り組んでおります。

③ セクター方針

当社グループは、以下に示した、環境・社会に影響を与える可能性が高いセクター・事業に対してそれぞれ明確化しております。この方針は、株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMB C日興証券株式会社において、それぞれのビジネスに沿う形で導入し、更なるリスク管理体制の強化を図っております。

(黄緑枠内は気候変動に影響を与える可能性が高いセクター・事業)



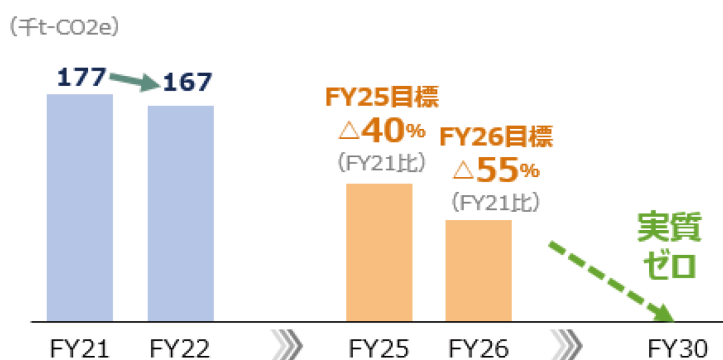
(5) 指標及び目標

① 気候変動に関する指標と目標

当社グループは、気候変動に係るリスク並びに機会を測定・管理するため、またパリ協定への整合／ネットゼロ実現に向けた道筋を示すため、GHG排出量やエクスポージャーなどに関する様々な指標を用いております。なお、本項目における指標の実績値については、2023年5月時点の速報値を掲載しております。正式値については今後「SMB Cグループ TCF Dレポート2023」にて公表予定です。

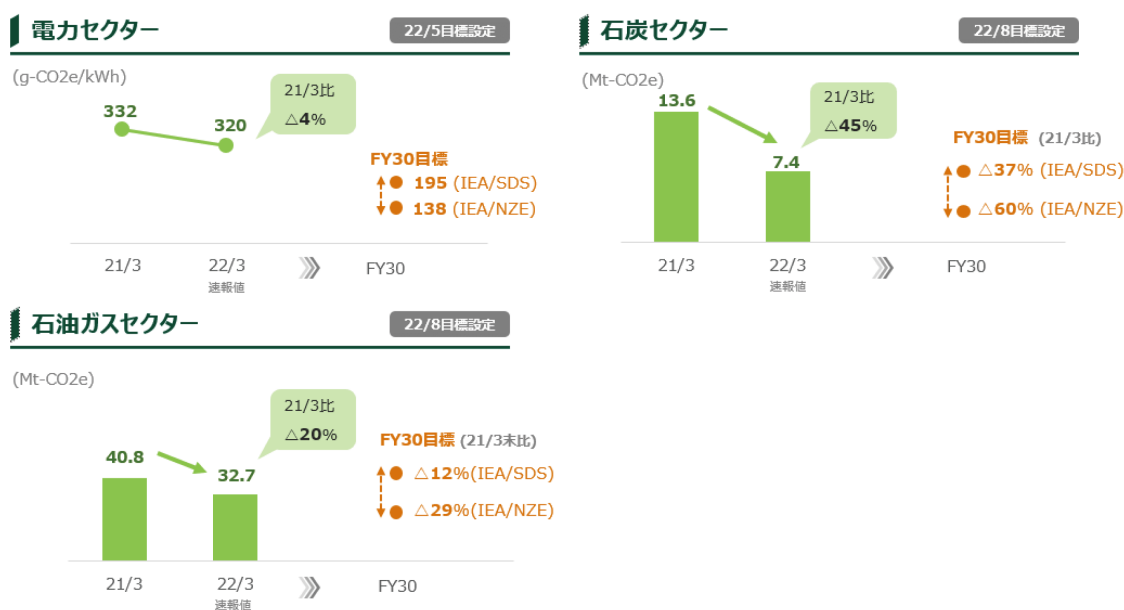
イ. 自社グループにおけるGHG排出量

当社グループは、自社GHG排出量（Scope 1, 2）における2030年ネットゼロの目標を掲げており、当社及び当社連結子会社の国内外拠点を対象に、GHGプロトコルに沿った精緻な排出量把握と削減に向けた取り組みを進めております。



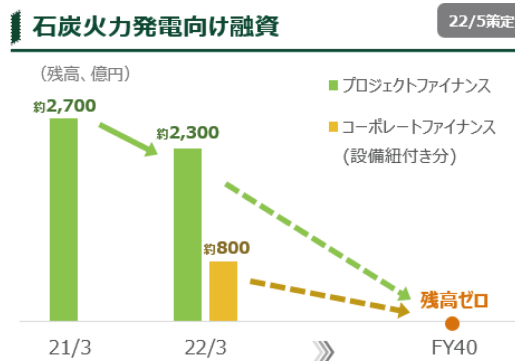
ロ. ポートフォリオGHG排出量

当社グループでは、パリ協定への整合と移行リスクの削減に向け、現在は高排出セクターである電力、石油ガス、石炭セクターを対象に、ポートフォリオGHG排出量の中期削減目標を策定しております。これらの削減目標は2℃目標を十分に下回り、1.5℃目標と整合的である水準として、IEAのSDSシナリオ、NZEシナリオに基づき、レンジで策定しております。また、2024年10月までにNZBA（Net-Zero Banking Alliance）ガイドラインで推奨される9セクターにおけるGHG削減目標を設定することを目指し、現在は鉄鋼・自動車セクターにおける中間削減目標の設定を検討しております。



ハ. 石炭火力発電/一般炭採掘向けエクスポージャー

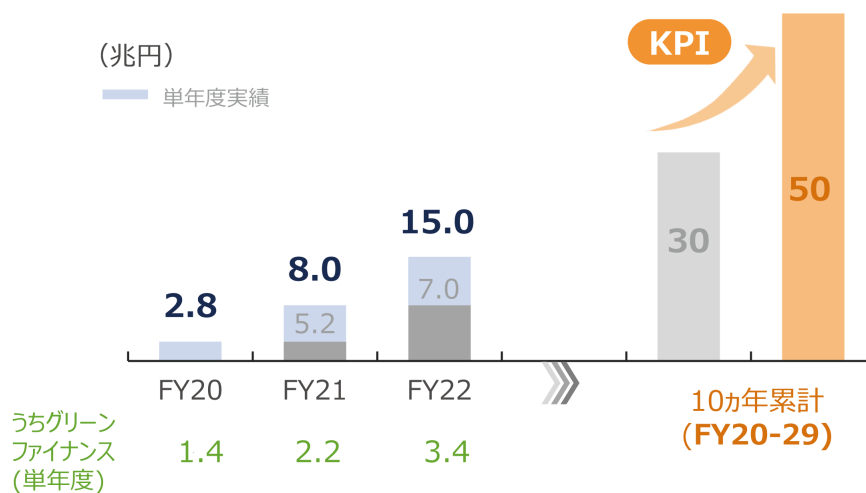
当社グループは、石炭火力発電並びに一般炭採掘に対するフェーズアウト戦略を掲げており、2040年までにこれらに係る貸出金残高をゼロにする目標を掲げております。



ニ. サステナブルファイナンス取組額

当社グループは、環境配慮事業、社会関連事業、脱炭素社会への移行に関するファイナンスに積極的に取り組んでおります。2020年度から2029年度までの10年間での「グリーンファイナンス及びサステナビリティに資するファイナンス実行50兆円」という目標を設定し、お客さまとともに気候変動問題を始めとする社会課題解決に取り組んでまいります。

サステナブルファイナンス取組額（累計）



② 人的資本に関する指標と目標

当社グループは、前記「(3) 戦略 ③ 人的資本経営の実践」に記載している人的資本に関する取組について、目標達成に向けた進捗を管理するため、様々な指標を用いております。

イ. 注力分野への人材投入に関する指標

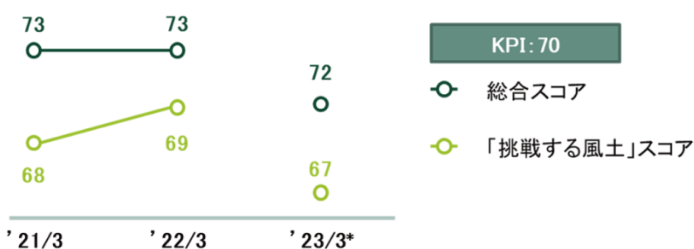
当社グループは、経営基盤の強化を目的として、「法務・コンプライアンス」「リスク管理」「IT」「DX」「アナリティクス」「グローバル」人材の3か年投入計画をKPIとして掲げております。

経営戦略		注力分野	人材投入計画(3年間)
経営基盤の格段の強化 -Quality builds Trust-	▶	法務、コンプライアンス、リスク管理、IT	+1,000人
		DX、アナリティクス	+300人
経済的価値の追求 -Transformation & Growth-	▶	グローバル	+100人

ロ. 注力分野への人材投入に関する指標

当社グループは、従業員一人ひとりが、心身ともに健康で、その能力を最大限発揮できる環境づくりを目指し、エンゲージメントサーベイスコア70以上を維持することをKPIとして掲げております。

エンゲージメントスコア推移



* 集計対象範囲を拡大('22/3までは三井住友銀行単体)

3 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項や、その他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当社は、これらリスクの発生可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営環境等に関するリスク

当社グループを取り巻く経営環境が大きく変動した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には以下のとおりであります。

① 近時の国内外の経済金融環境

当社グループは、国際金融市場の変動や国内外の景気の下振れ、資源価格の急激な変動等の国内外の金融経済環境の変動に対して、リスク管理体制の整備・高度化も含めた様々な対応策を講じております。しかしながら、当社グループの想定を上回る変動が生じた場合には、後記「(2) 当社グループの業務に内包されるリスク」に記載の信用リスク、市場リスク及び流動性リスク等が顕在化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② ロシア・ウクライナ情勢の深刻化・長期化に関するリスク

2022年2月に発生したロシアによるウクライナへの侵攻に対し、日本、米国、欧州などの世界各地で対ロシア制裁措置が講じられたこと、また、ロシアによる西側諸国への対抗措置が講じられたこと等で、ロシア・ウクライナ両国における市民生活や経済活動に甚大な影響が生じております。

当社グループでは、こうしたロシア・ウクライナをめぐる現下の国際情勢に起因する不透明な事業環境を踏まえて、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (追加情報) 1 ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響に係る貸倒引当金の見積りについて」に記載のとおり、ロシア関連与信に対して貸倒引当金を計上しております。また、当社の持分法適用会社であるSMBC Aviation Capital Limitedにおいて、当連結会計年度にロシア向け航空機リース資産の追加減損を実施しております。

ロシア・ウクライナ情勢については、現時点で収束が見込み難しく、その影響が深刻化・長期化した場合、又は資源価格の更なる高騰やサプライチェーンの混乱を通じた世界経済への悪影響が想定以上に大きくなる場合には、更なる与信関連費用の発生や追加減損の実施等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 災害等の発生、各種感染症の流行に関するリスク

当社グループは、国内外の店舗、事務所、電算センター等の施設において業務を行っておりますが、これらの施設が、地震等の自然災害、停電、テロ等による被害を受けた場合、または各種感染症の流行により多数の従業員が罹患した場合には、業務継続が困難となる可能性があります。

当社グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しておりますが、これらの施設への被害や従業員の罹患状況によっては、業務が停止し、当社グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす、または戦略遂行に支障が生じる可能性があります。

加えて、大規模な災害等の発生や感染症の流行等により、金融市場の混乱や国内外の経済が悪化した場合、当社グループが保有する金融商品において減損又は評価損の発生や、お客さまの業況悪化等による与信関連費用及び不良債権残高増加等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ サステナビリティに関するリスク

当社グループは、前記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載のとおり、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を行っております。

当社グループの、「気候変動」「自然資本・生物多様性」「人権」のサステナビリティに関する具体的なリスク認識については、前記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 戦略」、リスク管理体制については、前記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) リスク管理」に記載しております。

⑤ 他の金融機関等との競争

当社グループは、国内外の銀行、証券会社、政府系金融機関、ノンバンク等との間で熾烈な競争関係にあります。また、今後も国内外の金融業界において金融機関同士の統合や再編、業務提携が行われる可能性や、フィンテック等の新技術の台頭により競争環境に変化が生じる可能性、他業種から金融業への進出が加速する可能性があることに加え、金融機関に対する規制や監督の枠組みがグローバルに変更されること等により競争環境に変化が生じる可能性があります。当社では、こうした競争環境の変化も踏まえ、2025年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定の上、様々な戦略や施策を実行してまいりますが、当社グループが競争優位を確立できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 各種の規制及び法制度等の変更

当社グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。当社グループではこれらの規制・法制度の動向を随時モニタリングし、適切な対応を行っておりますが、これらに変更された場合や新たな規制等が導入された場合に、当社グループの業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 自己資本比率規制

当社グループ及び銀行子会社には、バーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼルⅢに基づく自己資本比率規制が適用されております。また、バーゼルⅢの見直しに係る最終規則文書がバーゼル銀行監督委員会より公表され、当該見直し後の自己資本比率規制の実施時期については、国際情勢や関係者との対話を踏まえ、国際統一基準行等は、2024年3月、内部モデルを採用しない国内基準行は、2025年3月とすることが、2022年3月に金融庁より公表されております。

当社グループは海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率を平成18年金融庁告示第20号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行も海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を平成18年金融庁告示第19号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。

加えて、当社の連結子会社のうち海外営業拠点を有していない株式会社SMB C信託銀行は、平成18年金融庁告示第19号に定められる国内基準以上に自己資本比率を維持する必要があります。また、証券業を営むSMB C日興証券株式会社は、単体ベース及びその子法人等も含めた連結ベースの自己資本比率を、金融商品取引法等に定められている基準以上に維持する必要があります。

当社グループでは、2025年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画の中で、バーゼルⅢの見直しに係る最終規則文書に則った普通株式等Tier 1比率(※)で10%程度を確保することを財務目標の一つとして掲げております。また当社の国内銀行子会社(株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行)及びSMB C日興証券株式会社においても、十分な資本水準の維持に努めております。

しかしながら、当社グループ、当社の国内銀行子会社（株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行）又はSMB C日興証券株式会社の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁から、自己資本の充実に向けた様々な実行命令を自己資本比率に応じて受けるほか、業務の縮小や新規取扱いの禁止等を含む様々な命令を受けることとなります。また、海外銀行子会社については、現地において自己資本比率規制が適用されており、現地当局から様々な規制及び命令を受けることとなります。その場合、業務が制限されること等により、取引先に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(※) その他有価証券評価差額金を除く

ロ. TLAC規制他

2015年11月、金融安定理事会（FSB）はG-SIBsに対して適用される新たな規制である総損失吸収力（TLAC）規制の枠組みを公表いたしました。2019年3月より、本邦における当該規制の適用が開始され、当社グループは、一定比率以上の総損失吸収力（TLAC）を維持することが求められております。

また、バーゼル銀行監督委員会は、2010年12月に、銀行の流動性に関する国際的な基準の詳細を示す「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表しており、新たな規制である流動性カバレッジ比率（LCR）が適用されているほか、安定調達比率（NSFR）についても、2014年10月に最終規則文書が公表され、2021年9月末より本邦でも導入されております。

2017年12月には、バーゼルⅢの見直しに係る最終規則文書の中で、G-SIBsに対する追加的要件を含むレバレッジ比率規制の枠組みが最終化されており、2019年3月から当社を含む国際統一基準行に対して導入されているレバレッジ比率の最低比率基準について、一定の上乗せ幅（レバレッジ・バッファ）が求められる措置が2023年3月末から適用されております。

こうした金融規制強化の動向を踏まえ、当社グループでは、強靱な資本基盤の構築等の施策に取り組んでおりますが、これらの施策が、企図するとおりの十分な成果を発揮しない可能性があります。

ハ. LIBOR等の金利指標に関するリスク

当社グループは、お客さまの多様なニーズに的確にお応えするために各種金融サービスを提供しておりますが、これらの中にはロンドン銀行間取引金利（LIBOR）等の金利指標を参照する金融商品が含まれております。また、当社グループは、金利リスク・為替リスクのコントロールの観点から、このような金利指標を参照する金融商品を保有しております。

2011年以降に顕在化した、一連のLIBOR不正操作問題などを背景に、2017年7月には、英国の金融行動監視機構（FCA）長官が、2021年末以降はLIBOR維持のためにパネル行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨を表明いたしました。この表明を受け、日本を初めとする各国において、LIBORの公表停止に向けた取組が進められました。具体的には、2021年3月に、FCA及びLIBOR運営機関であるICE Benchmark Administrationが公表した、現行のパネル行が呈示するレートに基づき算出するLIBORの公表停止時期に従い、日本円、英ポンド、ユーロ、スイスフランの全ての公表対象期間と米ドルの一部の公表対象期間（1週間物、2ヶ月物）については、2021年12月末をもって既に公表が停止された他、米ドルの残りの公表対象期間については、2023年6月末をもって、公表が停止される予定です。

当社グループでは、全社的な取組として、適切な社内ガバナンス体制の下、お客さまへの対応や内部管理の高度化、システム開発等の対応をグループ横断的に行っております。2023年6月末に公表が停止される予定の米ドルの残りの公表対象期間に係るLIBORを参照する契約につきましても、代替金利指標への移行等、お客さまへの対応を適切に進めておりますが、その対応が十分ではない場合、お客さまとの取引等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、参照金利の変更等により、当社グループの保有する金利指標を参照する金融商品に損失が発生する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの業務に内包されるリスク

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらの会社で相互に協働して営業活動を行っておりますが、業務遂行にあたり以下のようなリスクを認識しております。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント（信用事由）に起因して、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少又は滅失し、損失を被るリスクであります。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係） 1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、取引先の業況の悪化やカントリーリスクの高まり等に伴い、幅広い業種で貸倒引当金及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 取引先の業況の悪化

当社グループの取引先の中には、当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けている企業がありますが、国内外の経済金融環境及び特定業種の抱える固有の事情の変化等により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する可能性があります。また、当社グループは、債権の回収を極大化するために、当社グループの貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、デット・エクイティ・スワップ又は第三者割当増資の引受、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。これら貸出先の信用状態が悪化する、又は企業再建が奏功しない場合には、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

ロ. 他の金融機関における状況の変化

世界的な市場の混乱等により、国内外の金融機関の経営状態が悪化し、資金調達及び支払能力等に問題が生じた場合には、当社グループが問題の生じた金融機関への支援を要請される可能性があります。当該金融機関の信用状態に改善が見られない場合には、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。また、他の金融機関による貸出先への融資の打ち切りや回収があった場合にも、当該貸出先の経営状態の悪化により、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。それらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクであります。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係） 1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 ② 市場リスク・流動性リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、急激な相場の変動等により、保有する金融資産で多額の評価損・減損等が発生し、結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 金利変動リスク

当社グループは、国債等の市場性のある債券やデリバティブ等の金融商品を保有しております。これらは金利変動によりその価格が変動するため、主要国の金融政策の変更や、債券等の格付の低下、世界的な市場の混乱や金融経済環境の悪化等により金利が変動した場合、多額の売却損や評価損等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 為替変動リスク

当社グループは、保有する外貨建資産及び負債について、必要に応じて、為替リスクを回避する目的からヘッジ取引を行っておりますが、為替レートが急激に大きく変動した場合等には、多額の為替差損等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 株価変動リスク

当社グループは、市場性のある株式等、大量の株式を保有しております。国内外の経済情勢や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が低下する場合には、保有株式に減損又は評価損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、大幅な株価下落をもたらすストレス環境下においても十分に金融仲介機能を発揮できる財務基盤を確保する観点から、政策保有株式の削減計画を策定し、本計画に取り組んでおります。この株式削減に伴い、売却損失が発生する可能性があるほか、取引先が保有する当社株式が売却されることで、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたす、もしくは通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクです。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係） 1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 ② 市場リスク・流動性リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、当社グループ各社の格付が低下した場合には、当社グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。また、世界的な市場の混乱や金融経済環境の悪化等の外部要因によっても、当社グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。このような事態が生じた場合、当社グループの資本及び資金調達費用が増加したり、外貨資金調達等に困難が生じたりする等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクであり、具体的には、以下のとおりであります。

イ. 事務リスク

当社グループは、事務に関する社内規程等の整備、事務処理のシステム化、本部による事務指導及び事務処理状況の点検等により適正な事務の遂行に努めておりますが、役職員等が事務に関する社内規程等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 情報システム・サイバー攻撃に関するリスク

当社グループが業務上使用している情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、バックアップシステムの確保等の障害発生の防止策を講じ、また、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、システムダウンや誤作動等の障害が万一発生した場合であっても安全かつ速やかに業務を継続できるよう体制の整備に万全を期しております。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、品質不良、人為的ミス、サイバー攻撃等外部からの不正アクセス、コンピューターウイルス、災害や停電、テロ等の要因によって、情報システムに、システムダウン、誤作動、不備、不正利用を含む障害が発生する可能性があります。

特に、近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も急速に進展しており、金融機関をとりまくサイバーリスクはより一層深刻化しております。加えて、取引先や業務委託先等の第三者のシステムを経由したサイバーリスクにも直面しております。

以上の認識の下、当社グループは、経営主導でサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の強化をより一層推進することを定めた「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定しており、経営会議・取締役会での議論・検証の下、適切なリソースを配分するほか、サイバーセキュリティ専担組織を設置し、外部機関と連携した脅威情報の収集、24時間365日監視体制の構築、サイバー攻撃に対する多層防御やウイルス侵入も想定したセキュリティ対策の導入等、継続的なレベルアップ施策を講じてきておりますが、これらの方策も最新の攻撃に対しては万全でない可能性があります。

これらの要因により、当社の情報システムに障害が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. お客さまに関する情報の漏洩

当社グループは、情報管理に関する規程及び体制の整備や役職員に対する教育の徹底等により、お客さまに関する情報の管理には万全を期しております。また、業務委託先である外部業者が、お客さまに関する情報を取り扱う場合には、外部業者の情報管理体制やシステムセキュリティ管理体制を検証し、情報管理が適切になされていることを確認しております。しかしながら、内部又はサイバー攻撃等外部からのコンピューターへの不正アクセスや、役職員や外部業者等の人為的ミス、事故、不正等が原因で、お客さまに関する情報が外部に漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

二. 重要な訴訟等

当社グループは、国内外において、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、付加価値の高い金融サービスを幅広く提供しております。こうした業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する補償が必要となる可能性があります。当社グループでは、訴訟が提起された場合等においては、弁護士の助言等に基づき、事態の調査を行い、適切な対応方針を策定の上、代理人を選任し、適切に訴訟手続を遂行しております。また、経営に重大な影響を与えると認められる訴訟等については、監査委員会、取締役会及びグループ経営会議に報告しております。しかしながら、これらの取組にも関わらず、訴訟等の結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ コンダクトリスク

コンダクトリスクとは、法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益及び当社グループのステークホルダーに悪影響を及ぼすリスクを指します。当社グループは、経営上の重大なリスクを特定・評価し、コントロール策によるリスクの低減・制御を図っております。また、役職員に対する研修等を通じ、健全なリスクカルチャーの浸透・醸成に努めております。しかしながら、これらの取組にも関わらず、役職員等の不適切な行為が原因で、市場及び公共の利益等に悪影響を与えた場合、お客さま及び市場等からの信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクの内、法令等に違反するリスク、経済制裁対象国との取引に係るリスクについては以下のとおりであります。

イ. 法令等に違反するリスク

当社グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外為法、犯罪収益移転防止法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種法規制の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制・法制度の適用、及び金融当局の監督を受けております。加えて、各国当局は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止に関連し、FATF等の国際機関の要請に基づいた各種施策を強化しており、当社グループは、国内外で業務を行うにあたり、これらの各国規制当局による各種規制の適用を受けております。さらに、当社は、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法や米国証券法、米国海外腐敗行為防止法等の各種法制の適用を受けております。

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかしながら、当社グループにおいて、法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2022年3月24日及び4月13日、東京地方検察庁により、当社の連結子会社であるSMB C日興証券株式会社の元役員並びに法人としての同社が、違法な安定操作取引の疑いにて、それぞれ東京地方裁判所へ起訴されました。

また、違法な安定操作取引に関して、2022年10月7日に当社に対して改善措置命令が、SMB C日興証券株式会社に対して業務停止命令及び業務改善命令が、金融庁より発令されました。そして、これらの行政処分に基づき、当社及びSMB C日興証券株式会社は、2022年11月4日に報告書を金融庁へ提出いたしました。

加えて、SMB C日興証券株式会社は、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行との間において、顧客から情報共有の停止を求められていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該顧客に関する非公開情報の授受を複数回にわたって行ったことに関して、2022年10月7日に当社に対して報告徴求命令が、SMB C日興証券株式会社に対して業務改善命令が、株式会社三井住友銀行に対して報告徴求命令が、金融庁よりそれぞれ発令されました。そして、これらの行政処分及び報告徴求命令に基づき、当社、SMB C日興証券株式会社及び株式会社三井住友銀行は、2022年11月4日に報告書を金融庁へ提出いたしました。

その後、2023年2月13日、SMB C日興証券株式会社に対して東京地方裁判所より、罰金7億円及び44億7,114万2,420円を追徴する判決が下されました。

これらの事態を踏まえ、当社グループでは、再発防止に向けて、経営管理体制、内部管理体制及び顧客情報管理体制の抜本的な強化や、健全な組織文化・コンプライアンス意識の醸成に努めております。

具体的には、SMB C日興証券株式会社におきまして、法合理解のための研修の実施や、外部知見を活用したコンプライアンス部門及び監査部門の機構改革、新たな理念体系を策定したほか、タウンホールミーティングの開催等の施策を進めております。株式会社三井住友銀行におきましては、銀証連携ビジネスに関するリスク認識の向上を図るために研修機会を充実させたほか、顧客情報管理に関する体制強化に向け、モニタリング体制の高度化や、非公開情報の取扱いに関するルールの整備等に取り組んでおります。また、当社におきましては、SMB C日興証券株式会社及び株式会社三井住友銀行における再発防止策の着実な履行を検証するとともに、子会社の異例事態等を早期に察知するための体制を整備し、有事への対応力を強化しております。

今後も改善計画に基づく施策を着実に進めていくことで、お客さま及び市場等からの信頼回復に努めてまいります。信頼回復までに時間を要した場合、ビジネス機会の喪失等が発生する可能性があります。これらにより当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 経済制裁対象国との取引に係るリスク

本邦を含む各国当局は、経済制裁対象国や特定の団体・個人等との取引を制限しております。例えば、米国関連法規制の下では、米国政府が経済制裁対象国と指定している国等と米国人（米国内の企業を含む）が事業を行うことを、一般的に禁止又は制限しております。また、米国政府は、イラン制裁関連法制等により、米国以外の法人、個人に対しても、イランの指定団体や指定金融機関との取引等を規制しております。当社グループは、本邦・米国を含む各国の法規制を遵守する体制を整備しておりますが、既に米国財務省外国資産管理室（OFAC）に自主開示している取引を含めて、当社グループが行った事業が法規制に抵触した場合には、関連当局より過料等の処分を受ける可能性や厳しい行政処分等を受ける可能性があります。なお、取引規模は限定的ではありますが、当社の銀行子会社の米国以外の拠点において、米国法令等を含む各国関連法規の遵守を前提として、経済制裁対象国と銀行間取引を行う場合があり、経済制裁対象国との取引が存在すること等により当社グループの風評が悪化し、お客さまや投資者の獲得あるいは維持に支障を来す可能性があります。それらにより、当社グループの株価、業務、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 決済リスク

当社グループは、国内外の多くの金融機関と多様な取引を行っております。大規模なシステム障害や災害が発生した場合、政治的な混乱等により取引相手である金融機関の決済が行われられないような事態等が発生した場合、又は金融システム不安が発生した場合に、金融市場における流動性が低下する等、決済が困難になるリスクがあります。また、非金融機関の取引先との一定の決済業務においても取引先の財政状態の悪化等により決済が困難になるリスクがあります。

当社グループでは、勘定系システム等の重要なシステムについては、バックアップサーバーを東日本・西日本に分散して設置するとともに、定期的な訓練を実施する等、システム障害や災害発生時に迅速に対応できる体制の構築に努めているほか、日中の流動性について、定期的なモニタリングやストレステストの実施等、当社グループの決済が滞らないよう管理する体制を構築しております。

しかしながら、想定を上回る事態が発生した場合には、決済が困難になることで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ レピュテーションリスク

当社グループでは、レピュテーションリスクが顕在化するおそれがある事態に関する情報を適切に収集すると共に、このような事態に対して適切な措置を講ずることにより、リスクの制御及び削減に努めております。しかしながら、これらの取組にも関わらず、当社グループの事業や従業員その他関係者の行為により、お客さまや株主をはじめとするステークホルダーからの高い期待に応えられず、当社グループの企業価値の毀損や信頼低下に繋がる可能性があります。

⑧ モデルリスク

モデルリスクとは、モデル（※）の開発若しくは実装での作業ミス、または、モデルの前提や限界を超えた利用等により、経営判断・業務判断等を誤り、損失・不利益を被るリスクを指します。当社グループでは、リスク管理や時価評価等にモデルを活用しており、モデルの開発・使用等の各プロセスに応じた適切な管理を実施することで、モデルリスクの低減を図っておりますが、モデル開発時の想定を超えた金融経済環境、事業環境の変化に直面したり、役職員による不適切なモデル利用がなされた場合等は、モデルのアウトプットの不確実性が高まり、経営判断・業務判断を誤る可能性があります。

（※） 理論・仮定を用いて、入力データを処理し、推定値・予測値・スコア・分類等を出力する定量的手法。

⑨ 戦略リスク

イ. 当社グループのビジネス戦略に関するリスク

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、中長期ビジョン、「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」のもと、2023年5月に公表した、2023年度から2025年度までの3年間の計画期間とする中期経営計画においても、引き続きこのビジョンの実現に向けた様々なビジネス戦略を実施してまいります。これらのビジネス戦略は、後記「(3) トップリスク」に記載の、経営上特に重要なリスク事象も踏まえ策定しておりますが、想定外の金融経済環境、事業環境の変化等により、必ずしも奏功するとは限らず、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

ロ. 当社の出資、戦略的提携等に係るリスク

当社グループはこれまで、銀行業務、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等における様々な戦略的提携、提携を視野に入れた出資、買収等を国内外で行ってきており、今後も同様の戦略的提携等を行っていく可能性があります。当社グループでは、これらの戦略的提携等を行うにあたっては、そのリスクや妥当性を十分に検討しておりますが、①法制度の変更、②金融経済環境の変化や競争の激化、③提携先や出資・買収先の業務遂行に支障をきたす事態が生じた場合等には、期待されるサービス提供や十分な収益を確保できない可能性があります。また、当社グループの提携先又は当社グループのいずれかが、戦略を変更し、相手方との提携により想定した成果が得られないと判断し、あるいは財務上・業務上の困難に直面すること等によって、提携関係が解消される場合には、当社グループの収益力が低下したり、提携に際して取得した株式や提携により生じたのれん等の無形固定資産、提携先に対する貸出金の価値が毀損したりする可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 戦略遂行に必要な有能な人材の確保

当社グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っておりますので、各分野において有能で熟練した人材が必要とされます。当社グループでは、前記「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 戦略 ③人的資本経営の実践」に記載のとおり、役職員の積極的な採用及び役職員の継続的な研修等により、多様な人材の確保・育成を行っておりますが、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることができなかった場合には、戦略・主要分野での人材確保が困難となり、策定したビジネス戦略が想定通りに実施できない可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社は、金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出を義務付けられております。また、当社は、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法に基づいて、財務報告に係る内部統制等の評価も義務付けられております。

当社は、会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当社の財務報告に対するお客さま及び投資者等からの信頼を損ない、その結果、当社の株価が悪影響を受ける可能性があります。

⑪ リスク管理方針及び手続の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理方針及び手続を整備し運用しておりますが、新しい分野への急速な業務の進出や拡大に伴い、リスク管理方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当社グループのリスク管理方針及び手続の一部は、過去の経験に基づいた部分があることから、将来発生する多様なリスクを必ずしも正確に予測することができず、有効に機能しない可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) トップリスク

当社グループでは、「(1) 経営環境に関するリスク」及び「(2) 当社グループの業務に内包されるリスク」で記載されている各リスクに関して、当社グループにとって、経営上特に重要なリスク事象を「トップリスク」として選定しております。「トップリスク」は、リスク委員会やグループ経営会議等での活発な議論を踏まえて選定しており、リスクアペタイト・フレームワークの設定や業務戦略の策定などの際に活用しております。

有価証券報告書提出日時点で、当社グループが、特に重要なリスク事象として認識している「トップリスク」は次のとおりであります。

トップリスク	シナリオ例
世界的な景気後退	・クレジットサイクル転換や中国経済低迷等による世界的な景気後退
資源価格、金融・為替市場の急激な変動	・主要国の金融引締めによる金融システムへの悪影響、グローバル金融危機の顕在化
突発的な外貨調達環境の悪化	・市場混乱等に伴う突発的な外貨調達環境の悪化
日本経済低迷	・金融緩和転換による債務調整等を伴う景気悪化、労働力減少による潜在成長力低下
日本の財政不安	・政府債務利払い費増加や防衛費増大等に伴う財政悪化による日本売り顕在化
米中覇権争い	・米中間の政治的な対立や安全保障環境を巡る懸念の高まりによるビジネス環境悪化
ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化	・欧米によるウクライナへの支援強化等に伴う核利用を含むロシアの軍事行動過激化
中東・アジアにおける情勢不安定化	・朝鮮半島情勢緊迫化による有事発生、日本の政策を巡る近隣諸国の反発
各国の政治混乱、社会不安定化	・米国次期大統領選を巡る社会混乱、中国の指導部変更による政策運営の不透明化
深刻な感染症の流行	・ヒトへの強力な感染力を有するウイルスや細菌の出現によるパンデミック発生
大規模地震、風水害等の災害の発生	・大規模地震・噴火等発生、異常気象や自然災害の増加、自然資本毀損による悪影響
サイバー攻撃や金融犯罪への対応不備	・国家的なサイバー攻撃や重要インフラへの被害増加、攻撃手法の多様化
技術革新による産業構造の変化	・金融サービス（フィンテック、デジタル通貨等）の急速なデジタル化による競争力低下
気候変動リスク、環境問題への対応不備	・GHG排出削減や自然資本保護等への不十分な対応による風評悪化、座礁資産発生
人権問題への対応不備	・強制労働や人種差別等への不十分な対応による風評悪化
不適切な労務管理	・ジェンダー問題や働き方改革への不十分な対応による風評悪化
不適切な営業行為等のミスコンダクト	・従業員の不適切行為や重大な規律違反による行政処分、風評悪化
オペレーショナルレジリエンス態勢整備不備	・情報漏洩やシステム障害等によるお客さまへの悪影響甚大化、風評悪化
規制・監督目線の高まりに対する態勢整備不備	・AML/CFT体制への目線の高まりや金融監督・規制強化による当社ビジネスへの影響
人材確保困難化	・人員数、専門人材不足による業務運営の制約、当社競争力の低下

(注) 上記は認識しているリスクの一部であり、上記以外のリスクによっても経営上、特に重大な悪影響が生ずる可能性があることにご留意ください。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度対比1,203億円増益の1兆1,609億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同992億円増益の8,058億円となりました。

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結粗利益	29,455	31,702	2,247
資金運用収支	15,280	17,178	1,898
信託報酬	59	68	8
役務取引等収支	11,995	12,190	195
特定取引収支	1,012	1,207	196
その他業務収支	1,109	1,060	△49
営業経費	△18,211	△19,492	△1,281
持分法による投資損益	285	555	270
連結業務純益	11,529	12,764	1,236
与信関係費用	△2,744	△2,102	642
不良債権処理額	△2,879	△2,271	609
貸出金償却	△796	△1,012	△216
貸倒引当金繰入額	△1,800	△883	917
その他	△284	△376	△93
償却債権取立益	136	169	34
株式等損益	2,091	1,559	△532
その他	△469	△612	△143
経常利益	10,406	11,609	1,203
特別損益	△1,110	△625	486
うち固定資産処分損益	△21	△34	△13
うち減損損失	△1,089	△590	499
税金等調整前当期純利益	9,296	10,985	1,689
法人税、住民税及び事業税	△2,413	△2,225	187
法人税等調整額	267	△596	△863
当期純利益	7,151	8,163	1,013
非支配株主に帰属する当期純利益	△84	△105	△21
親会社株主に帰属する当期純利益	7,066	8,058	992

(注) 1 減算項目には金額頭部に△を付しております。

2 連結粗利益＝資金運用収支＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

また、本中期経営計画において最終年度の2022年度の財務目標として掲げている項目について、当連結会計年度の実績は下表の通りとなりました。

		当連結会計年度	2022年度 連結財務目標
収益性	ROCE T1 ^{※1}	9.4%	8.5%以上
効率性	ベース経費 ^{※2}	2019年度実績比 △150億円	2019年度実績比 削減
健全性	普通株式等Tier1比率 ^{※1}	10.1%	10%程度

※1 バゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く

※2 営業経費から「収益連動経費」「先行投資にかかる経費」等を除いたもの

1 経営成績の分析

(1) 連結業務純益

資金運用収支は、円安による為替影響に加え、株式会社三井住友銀行において有価証券利息配当金が増加したことや国内外の法人向け貸出の増加により貸出金利息が増加したこと等から、前連結会計年度比1,898億円増益の1兆7,178億円となりました。

信託報酬は、前連結会計年度比8億円増益の68億円となりました。

役務取引等収支は、国内外の法人向け貸出の増加に伴う付帯取引の獲得や決済ビジネスが好調であったこと等により、前連結会計年度比195億円増益の1兆2,190億円となりました。

特定取引収支は、前連結会計年度比196億円増益の1,207億円となり、その他業務収支は、前連結会計年度比49億円減益の1,060億円となりました。なお、外貨建特定取引（通貨スワップ等）とそのリスクヘッジのために行う外国為替取引等の損益は、財務会計上、特定取引収支とその他業務収支中の外国為替売買損益に区分して計上されるため、ヘッジ効果を踏まえた経済実態としては、特定取引収支及びその他業務収支の合算でみる必要があります。両者合算では、前連結会計年度比146億円増益の2,267億円となりました。

以上により、連結粗利益は、前連結会計年度比2,247億円増益の3兆1,702億円となりました。

営業経費は、円安による為替影響に加え、株式会社三井住友カードの新規顧客獲得に伴う変動費の増加等により、前連結会計年度比1,281億円増加の1兆9,492億円となりました。

持分法による投資損益は、東亜銀行有限公司にかかる持分変動利益を計上したこと等により、前連結会計年度比270億円増益の555億円の利益となりました。

以上の結果、連結業務純益は、前連結会計年度比1,236億円増益の1兆2,764億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資金運用収支 ①	15,280	17,178	1,898
資金運用収益	19,080	37,797	18,717
資金調達費用	△3,800	△20,619	△16,819
信託報酬 ②	59	68	8
役務取引等収支 ③	11,995	12,190	195
役務取引等収益	14,149	14,413	264
役務取引等費用	△2,153	△2,223	△70
特定取引収支 ④	1,012	1,207	196
特定取引収益	1,013	1,207	194
特定取引費用	△1	—	1
その他業務収支 ⑤	1,109	1,060	△49
その他業務収益	3,699	4,779	1,080
その他業務費用	△2,590	△3,719	△1,129
連結粗利益 (=①+②+③+④+⑤) ⑥	29,455	31,702	2,247
営業経費 ⑦	△18,211	△19,492	△1,281
持分法による投資損益 ⑧	285	555	270
連結業務純益 (=⑥+⑦+⑧)	11,529	12,764	1,236

(注) 減算項目には金額頭部に△を付しております。

(2) 与信関係費用

与信関係費用は、前連結会計年度に大口先へ引当を計上した反動等により、前連結会計年度比642億円減少の2,102億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸倒引当金繰入額 ①	△1,800	△883	917
一般貸倒引当金繰入額	△12	△117	△105
個別貸倒引当金繰入額	△1,580	△766	814
特定海外債権引当勘定繰入額	△208	0	208
貸出金償却 ②	△796	△1,012	△216
貸出債権売却損等 ③	△284	△376	△93
償却債権取立益 ④	136	169	34
与信関係費用 (=①+②+③+④)	△2,744	△2,102	642

(注) 減算項目には金額頭部に△を付しております。

(3) 株式等損益

株式等損益は、政策保有株式の売却益が減少したこと等により、前連結会計年度比532億円減益の1,559億円の利益となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
株式等損益	2,091	1,559	△532
株式等売却益	2,488	2,131	△357
株式等売却損	△168	△306	△138
株式等償却	△229	△266	△37

(注) 減算項目には金額頭部に△を付しております。

(4) セグメントの業績

各事業部門別の業績は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門の連結業務純益は前連結会計年度比436億円増益の5,585億円、リテール事業部門は同135億円減益の2,216億円、グローバル事業部門は同1,149億円増益の6,122億円、市場事業部門は同441億円増益の3,742億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比	
	連結粗利益	連結業務純益	連結粗利益	連結業務純益	連結粗利益	連結業務純益
ホールセール事業部門	7,075	4,697	7,737	5,585	223	436
リテール事業部門	11,469	2,149	11,502	2,216	△140	△135
グローバル事業部門	8,720	4,312	12,052	6,122	1,444	1,149
市場事業部門	3,906	3,381	4,578	3,742	492	441
本社管理等	△1,715	△3,010	△4,167	△4,901	228	△655
合計	29,455	11,529	31,702	12,764	2,247	1,236

- (注) 1 セグメントは内部管理上採用している区分によっております。
2 本社管理等には、内部取引として消去すべきものを含めております。
3 前連結会計年度比は、金利・為替影響等を調整しております。

① ホールセール事業部門

原料費高騰に伴う運転資金、コロナ後を見据えた企業活動の活発化に伴う成長資金や、金利上昇や為替相場の急激な変動に対するヘッジ目的での為替取引、デリバティブ取引等、環境変化に伴うお客さまのニーズを捕捉し、主に株式会社三井住友銀行において貸金収益や手数料収益が増益となった結果、連結業務純益は前連結会計年度比436億円増益の5,585億円となりました。

② リテール事業部門

国内消費の回復により、決済関連ビジネスが買物取扱高の増加により好調であった他、コンシューマーファイナンスビジネスにおいてカードローン残高が増加に転じた一方、資産運用ビジネスが相場環境の悪化を背景として低調であったことから、連結業務純益は前連結会計年度比135億円減益の2,216億円となりました。

③ グローバル事業部門

SMB C日興証券株式会社において、海外における債券引受が低調であった一方、株式会社三井住友銀行において、米州を中心とした貸出金残高の増加等により、貸金収益や貸金関連手数料が好調に推移し、連結業務純益は前連結会計年度比1,149億円増益の6,122億円となりました。

④ 市場事業部門

金融市場が不安定に推移する中で運用ポートフォリオのリスクコントロールに注力する一方、お客さまのマーケットリスクに関するニーズを捉えてソリューション提案するセールス&トレーディング業務が好調であったこと等により、連結業務純益は前連結会計年度比441億円増益の3,742億円となりました。

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において、国内法人向け貸出及び米州における海外貸出が増加したこと等により、前連結会計年度末比7兆5,701億円増加して9兆8,041億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
貸出金残高（末残）	908,341	984,041	75,701
うち銀行法及び再生法に基づく債権	11,576	9,278	△2,297
うち住宅ローン（注）	112,372	112,241	△131

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

当社グループの銀行法及び再生法に基づく債権は、前連結会計年度末比2,297億円減少して9,278億円となりました。その結果、不良債権比率は前連結会計年度末比0.28%低下して0.80%となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が63億円減少して929億円、危険債権が1,497億円減少して4,942億円、要管理債権が737億円減少して3,407億円となりました。

開示債権の保全状況は、銀行法及び再生法に基づく債権9,278億円に対して、貸倒引当金による保全が2,264億円、担保保証等による保全が4,128億円となり、保全率は68.89%となりました。

① 銀行法及び再生法に基づく債権の状況

銀行法及び再生法に基づく債権と保全状況は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	993	929	△63
危険債権	6,439	4,942	△1,497
要管理債権	4,144	3,407	△737
三月以上延滞債権	136	199	64
貸出条件緩和債権	4,009	3,208	△801
小計 ①	11,576	9,278	△2,297
正常債権	1,060,195	1,151,393	91,198
合計 ②	1,071,770	1,160,671	88,901
不良債権比率 (=①/②)	1.08%	0.80%	△0.28%

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
保全額 ③	7,753	6,392	△1,361
貸倒引当金 ④	3,537	2,264	△1,273
担保保証等 ⑤	4,216	4,128	△88

保全率 (=③/①)	66.98%	68.89%	1.91%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の保全率	107.07%	125.36%	18.29%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (=④/(①-⑤))	48.06%	43.96%	△4.10%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の引当率	111.11%	145.69%	34.58%

② 銀行法及び再生法に基づく債権の業種別構成と地域別構成

銀行法及び再生法に基づく債権の業種別構成（株式会社三井住友銀行単体）

（単位：億円）

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
国内店分（除く特別国際金融取引勘定）	5,705	3,439	△2,266
製造業	2,657	705	△1,953
農業、林業、漁業及び鉱業	38	13	△25
建設業	70	68	△2
運輸、情報通信、公益事業	358	379	20
卸売・小売業	697	540	△157
金融・保険業	78	65	△13
不動産業	416	345	△71
物品賃貸業	4	5	1
各種サービス業	983	989	5
地方公共団体	—	—	—
その他	402	331	△72
海外店分及び特別国際金融取引勘定分	2,348	2,426	78
政府等	—	—	—
金融機関	—	—	—
商工業	2,081	2,299	218
その他	267	128	△139
合計	8,053	5,866	△2,188

銀行法及び再生法に基づく債権の地域別構成（株式会社三井住友銀行単体）

（単位：億円）

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
海外店分及び特別国際金融取引勘定分	2,348	2,426	78
アジア	981	1,552	571
オセアニア	—	18	18
北米	782	534	△248
中南米	207	47	△160
欧州	169	138	△30
その他	210	138	△72

（注） 債権額は債務者所在国を基準に集計しております。

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比5兆3,256億円減少して3兆2,132億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
有価証券	385,387	332,132	△53,256
国債	157,742	96,488	△61,253
地方債	11,712	11,807	94
社債	26,406	25,136	△1,270
株式	39,434	39,307	△127
うち時価のあるもの	32,423	31,755	△668
その他の証券	150,093	159,393	9,301

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式が含まれております。

また、有価証券等の評価損益は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
満期保有目的の債券	△2	△4	△2
その他有価証券	22,772	19,151	△3,621
うち株式	20,337	19,448	△889
うち債券	△501	△642	△141
その他の金銭の信託	—	—	—
合計	22,770	19,148	△3,622

(3) 繰延税金資産（負債）

繰延税金資産は、前連結会計年度末比74億円増加して741億円となりました。また、繰延税金負債は、前連結会計年度末比102億円減少して2,654億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	667	741	74
繰延税金負債	△2,756	△2,654	102

なお、株式会社三井住友銀行単体の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

[株式会社三井住友銀行単体]

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
繰延税金資産 ①	5,493	4,399	△1,094
貸倒引当金及び貸出金償却	2,172	1,993	△179
有価証券有税償却	2,086	1,160	△926
その他	1,235	1,246	11
評価性引当額 ②	△2,138	△1,205	933
評価性引当額控除後繰延税金資産合計 (=①+②) ③	3,355	3,194	△161
繰延税金負債 ④	△5,570	△4,696	874
その他有価証券評価差額金	△4,913	△3,882	1,031
その他	△658	△814	△157
繰延税金資産の純額 (△は繰延税金負債) (=③+④)	△2,215	△1,502	713

(4) 預金

預金は、株式会社三井住友銀行において、国内預金が個人預金、法人預金ともに増加したこと等から、前連結会計年度末比10兆1,848億円増加して158兆7,703億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比442億円減少して13兆256億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
預金	1,485,855	1,587,703	101,848
うち国内個人預金(注)	590,026	610,422	20,397
うち国内法人預金(注)	631,049	652,101	21,052
譲渡性預金	130,698	130,256	△442

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、12兆7,911億円となりました。このうち株主資本合計は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上や剰余金の配当等の結果、前連結会計年度末比3,698億円増加して10兆3,084億円となりました。また、その他の包括利益累計額合計は、前連結会計年度末比2,125億円増加して2兆3,721億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
純資産の部合計	121,973	127,911	5,938
うち株主資本合計	99,386	103,084	3,698
うちその他の包括利益累計額合計	21,596	23,721	2,125

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ③ 連結株主資本等変動計算書」に記載しております。

3 国内・海外別業績

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比1,898億円増益の1兆7,178億円、信託報酬は同8億円増益の68億円、役員取引等収支は同195億円増益の1兆2,190億円、特定取引収支は同196億円増益の1,207億円、その他業務収支は同49億円減益の1,060億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比2,402億円減益の6,602億円、信託報酬は同8億円増益の68億円、役員取引等収支は同26億円増益の9,313億円、特定取引収支は同1,191億円減益の△1,029億円、その他業務収支は同89億円増益の856億円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比4,868億円増益の1兆2,949億円、役員取引等収支は同257億円増益の3,051億円、特定取引収支は同1,387億円増益の2,236億円、その他業務収支は同146億円減益の199億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	900,425	808,086	△180,528	1,527,984
	当連結会計年度	660,204	1,294,931	△237,342	1,717,792
うち資金運用収益	前連結会計年度	962,807	957,690	△12,506	1,907,991
	当連結会計年度	1,282,589	2,586,498	△89,373	3,779,715
うち資金調達費用	前連結会計年度	62,381	149,604	168,021	380,007
	当連結会計年度	622,385	1,291,567	147,969	2,061,922
信託報酬	前連結会計年度	5,940	—	—	5,940
	当連結会計年度	6,752	—	—	6,752
役員取引等収支	前連結会計年度	928,693	279,314	△8,472	1,199,535
	当連結会計年度	931,272	305,058	△17,338	1,218,991
うち役員取引等収益	前連結会計年度	1,110,534	326,054	△21,721	1,414,867
	当連結会計年度	1,109,732	359,175	△27,594	1,441,313
うち役員取引等費用	前連結会計年度	181,841	46,739	△13,248	215,332
	当連結会計年度	178,460	54,116	△10,255	222,321
特定取引収支	前連結会計年度	16,227	84,935	—	101,162
	当連結会計年度	△102,883	223,610	—	120,727
うち特定取引収益	前連結会計年度	66,131	86,267	△51,105	101,293
	当連結会計年度	10,977	224,648	△114,897	120,727
うち特定取引費用	前連結会計年度	49,904	1,332	△51,105	130
	当連結会計年度	113,860	1,037	△114,897	—
その他業務収支	前連結会計年度	76,752	34,523	△393	110,882
	当連結会計年度	85,605	19,907	453	105,966
うちその他業務収益	前連結会計年度	249,820	120,990	△913	369,898
	当連結会計年度	307,574	171,810	△1,493	477,892
うちその他業務費用	前連結会計年度	173,068	86,467	△519	259,015
	当連結会計年度	221,968	151,903	△1,947	371,925

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比15兆342億円増加して171兆4,079億円、利回りは同0.99%上昇して2.21%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同11兆7,931億円増加して220兆8,877億円、利回りは同0.75%上昇して0.93%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比1兆6,041億円増加して102兆2,795億円、利回りは同0.29%上昇して1.25%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同3兆4,117億円増加して161兆5,613億円、利回りは同0.35%上昇して0.39%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比13兆1,612億円増加して72兆3,742億円、利回りは同1.95%上昇して3.57%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同8兆1,967億円増加して55兆2,270億円、利回りは同2.02%上昇して2.34%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	100,675,398	962,807	0.96
	当連結会計年度	102,279,500	1,282,589	1.25
うち貸出金	前連結会計年度	55,289,581	661,820	1.20
	当連結会計年度	57,392,469	793,346	1.38
うち有価証券	前連結会計年度	26,766,043	246,211	0.92
	当連結会計年度	24,570,080	279,718	1.14
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	2,224,297	△609	△0.03
	当連結会計年度	3,274,727	1,277	0.04
うち買現先勘定	前連結会計年度	3,874,413	△3,548	△0.09
	当連結会計年度	3,826,957	△5,141	△0.13
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	5,170,841	1,008	0.02
	当連結会計年度	4,703,038	34,006	0.72
うち預け金	前連結会計年度	2,365,089	9,532	0.40
	当連結会計年度	2,461,514	44,102	1.79
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	158,149,586	62,381	0.04
	当連結会計年度	161,561,255	622,385	0.39
うち預金	前連結会計年度	118,899,175	8,650	0.01
	当連結会計年度	125,114,813	99,333	0.08
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,228,230	231	0.00
	当連結会計年度	4,626,441	159	0.00
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	667,888	△19	△0.00
	当連結会計年度	1,898,177	165	0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	10,008,186	428	0.00
	当連結会計年度	9,979,435	140,786	1.41
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	1,591,001	357	0.02
	当連結会計年度	1,086,708	3,165	0.29
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	61,085	6	0.01
	当連結会計年度	56,517	6	0.01
うち借入金	前連結会計年度	18,486,580	7,361	0.04
	当連結会計年度	15,154,946	39,195	0.26
うち短期社債	前連結会計年度	427,860	10	0.00
	当連結会計年度	642,194	30	0.00
うち社債	前連結会計年度	1,536,016	33,929	2.21
	当連結会計年度	1,278,361	25,558	2.00

- (注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。
- 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
- 3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高（前連結会計年度58,654,222百万円、当連結会計年度56,700,011百万円）を含めずに表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	59,212,981	957,690	1.62
	当連結会計年度	72,374,189	2,586,498	3.57
うち貸出金	前連結会計年度	33,527,084	706,767	2.11
	当連結会計年度	40,745,876	1,674,681	4.11
うち有価証券	前連結会計年度	7,063,338	103,973	1.47
	当連結会計年度	7,570,685	165,948	2.19
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	2,419,113	16,173	0.67
	当連結会計年度	3,818,554	75,437	1.98
うち買現先勘定	前連結会計年度	3,006,537	11,171	0.37
	当連結会計年度	3,413,557	62,689	1.84
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	26,205	60	0.23
	当連結会計年度	25,950	71	0.28
うち預け金	前連結会計年度	7,835,572	19,212	0.25
	当連結会計年度	10,635,871	295,773	2.78
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	239,308	6,932	2.90
	当連結会計年度	229,724	8,676	3.78
資金調達勘定	前連結会計年度	47,030,280	149,604	0.32
	当連結会計年度	55,227,025	1,291,567	2.34
うち預金	前連結会計年度	27,951,948	88,930	0.32
	当連結会計年度	32,974,855	733,002	2.22
うち譲渡性預金	前連結会計年度	7,467,267	21,235	0.28
	当連結会計年度	9,427,781	259,499	2.75
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	930,552	1,432	0.15
	当連結会計年度	782,469	17,891	2.29
うち売現先勘定	前連結会計年度	7,324,163	6,899	0.09
	当連結会計年度	7,357,467	172,294	2.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	0	0	6.55
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度	2,205,325	2,352	0.11
	当連結会計年度	2,266,058	45,075	1.99
うち借入金	前連結会計年度	501,143	14,103	2.81
	当連結会計年度	1,006,361	37,257	3.70
うち短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	103,518	5,970	5.77
	当連結会計年度	308,147	13,874	4.50

(注) 1 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4,720,731百万円、当連結会計年度4,214,258百万円）を含めずに表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	消去又は 全社(△)	合計	小計	消去又は 全社(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	159,888,380	△3,514,705	156,373,674	1,920,498	△12,506	1,907,991	1.22
	当連結会計年度	174,653,690	△3,245,786	171,407,903	3,869,088	△89,373	3,779,715	2.21
うち貸出金	前連結会計年度	88,816,665	△117,647	88,699,018	1,368,587	△1,123	1,367,464	1.54
	当連結会計年度	98,138,345	△113,228	98,025,117	2,468,028	△2,169	2,465,859	2.52
うち有価証券	前連結会計年度	33,829,382	198,878	34,028,260	350,185	△2,301	347,883	1.02
	当連結会計年度	32,140,766	244,741	32,385,508	445,667	△8,281	437,385	1.35
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	4,643,410	—	4,643,410	15,563	—	15,563	0.34
	当連結会計年度	7,093,282	—	7,093,282	76,714	—	76,714	1.08
うち買現先勘定	前連結会計年度	6,880,950	△1,693,903	5,187,047	7,622	△1,455	6,166	0.12
	当連結会計年度	7,240,514	△1,490,400	5,750,114	57,548	△37,315	20,232	0.35
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	5,197,046	—	5,197,046	1,068	—	1,068	0.02
	当連結会計年度	4,728,988	—	4,728,988	34,078	—	34,078	0.72
うち預け金	前連結会計年度	10,200,661	△1,675,732	8,524,928	28,744	△7,410	21,334	0.25
	当連結会計年度	13,097,385	△1,849,914	11,247,471	339,876	△35,577	304,299	2.71
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	239,308	—	239,308	6,932	—	6,932	2.90
	当連結会計年度	229,724	—	229,724	8,676	—	8,676	3.78
資金調達勘定	前連結会計年度	205,179,867	3,914,713	209,094,580	211,985	168,021	380,007	0.18
	当連結会計年度	216,788,281	4,099,369	220,887,650	1,913,952	147,969	2,061,922	0.93
うち預金	前連結会計年度	146,851,124	△1,697,150	145,153,974	97,581	△7,470	90,110	0.06
	当連結会計年度	158,089,669	△1,868,964	156,220,705	832,335	△35,553	796,781	0.51
うち譲渡性預金	前連結会計年度	12,695,497	—	12,695,497	21,467	—	21,467	0.17
	当連結会計年度	14,054,222	△7,011	14,047,211	259,658	△235	259,422	1.85
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	1,598,441	—	1,598,441	1,412	—	1,412	0.09
	当連結会計年度	2,680,647	—	2,680,647	18,057	—	18,057	0.67
うち売現先勘定	前連結会計年度	17,332,350	△1,693,903	15,638,446	7,328	△1,455	5,872	0.04
	当連結会計年度	17,336,902	△1,490,400	15,846,502	313,081	△37,315	275,765	1.74
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	1,591,001	—	1,591,001	357	—	357	0.02
	当連結会計年度	1,086,708	—	1,086,708	3,165	—	3,165	0.29
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	2,266,411	—	2,266,411	2,359	—	2,359	0.10
	当連結会計年度	2,322,575	—	2,322,575	45,081	—	45,081	1.94
うち借入金	前連結会計年度	18,987,724	146,110	19,133,834	21,464	4,203	25,667	0.13
	当連結会計年度	16,161,307	174,491	16,335,799	76,452	9,723	86,175	0.53
うち短期社債	前連結会計年度	427,860	—	427,860	10	—	10	0.00
	当連結会計年度	642,194	—	642,194	30	—	30	0.00
うち社債	前連結会計年度	1,639,534	7,360,092	8,999,627	39,900	173,019	212,920	2.37
	当連結会計年度	1,586,509	7,298,838	8,885,347	39,432	217,429	256,862	2.89

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度63,369,473百万円、当連結会計年度60,908,454百万円)を含めずに表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比264億円増加の1兆4,413億円、一方役務取引等費用は同70億円増加の2,223億円となったことから、役務取引等収支は同195億円増益の1兆2,190億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比8億円減少の1兆1,097億円、一方役務取引等費用は同34億円減少の1,785億円となったことから、役務取引等収支は同26億円増益の9,313億円となりました。

海外の役務取引等収益は前連結会計年度比331億円増加の3,592億円、一方役務取引等費用は同74億円増加の541億円となったことから、役務取引等収支は同257億円増益の3,051億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	1,110,534	326,054	△21,721	1,414,867
	当連結会計年度	1,109,732	359,175	△27,594	1,441,313
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	18,650	191,591	△7,238	203,004
	当連結会計年度	19,361	226,739	△8,693	237,407
うち為替業務	前連結会計年度	113,593	27,718	△0	141,312
	当連結会計年度	111,344	34,818	△37	146,125
うち証券関連業務	前連結会計年度	128,739	52,523	△7,463	173,799
	当連結会計年度	96,715	32,766	△7,840	121,641
うち代理業務	前連結会計年度	9,043	—	—	9,043
	当連結会計年度	9,287	—	—	9,287
うち保護預り・ 貸金庫業務	前連結会計年度	4,021	3	—	4,025
	当連結会計年度	4,224	3	—	4,228
うち保証業務	前連結会計年度	69,916	11,245	△831	80,330
	当連結会計年度	75,191	13,871	△6,199	82,863
うちクレジット カード関連業務	前連結会計年度	332,054	—	—	332,054
	当連結会計年度	380,128	37	—	380,165
うち投資信託 関連業務	前連結会計年度	169,462	14,194	△0	183,656
	当連結会計年度	132,517	12,548	△1	145,064
役務取引等費用	前連結会計年度	181,841	46,739	△13,248	215,332
	当連結会計年度	178,460	54,116	△10,255	222,321
うち為替業務	前連結会計年度	27,131	7,356	△1,340	33,148
	当連結会計年度	21,405	8,663	△1,221	28,848

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は前連結会計年度比194億円増加の1,207億円、一方特定取引費用は同1億円減少となったことから、特定取引収支は同196億円増益の1,207億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前連結会計年度比552億円減少の110億円、一方特定取引費用は同640億円増加の1,139億円となったことから、特定取引収支は同1,191億円減益の△1,029億円となりました。

海外の特定取引収益は前連結会計年度比1,384億円増加の2,246億円、一方特定取引費用は同3億円減少の10億円となったことから、特定取引収支は同1,387億円増益の2,236億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	66,131	86,267	△51,105	101,293
	当連結会計年度	10,977	224,648	△114,897	120,727
うち商品有価証券 収益	前連結会計年度	60,438	9,035	—	69,474
	当連結会計年度	—	11,412	△11,267	145
うち特定取引 有価証券収益	前連結会計年度	5,279	684	—	5,963
	当連結会計年度	4,187	1,571	—	5,758
うち特定金融 派生商品収益	前連結会計年度	347	76,547	△51,039	25,855
	当連結会計年度	6,741	211,664	△103,613	114,791
うちその他の 特定取引収益	前連結会計年度	66	—	△66	—
	当連結会計年度	48	—	△16	31
特定取引費用	前連結会計年度	49,904	1,332	△51,105	130
	当連結会計年度	113,860	1,037	△114,897	—
うち商品有価証券 費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	11,267	—	△11,267	—
うち特定取引 有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品費用	前連結会計年度	49,904	1,135	△51,039	—
	当連結会計年度	102,593	1,020	△103,613	—
うちその他の 特定取引費用	前連結会計年度	—	196	△66	130
	当連結会計年度	—	16	△16	—

- (注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（未残）

当連結会計年度末の特定取引資産残高は前連結会計年度末比1兆3,993億円増加の8兆7,512億円、特定取引負債残高は同1兆6,888億円増加の8兆667億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前連結会計年度末比1兆2,409億円増加の6兆6,098億円、特定取引負債残高は同2,557億円増加の5兆1,973億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前連結会計年度末比2,005億円増加の2兆3,568億円、特定取引負債残高は同1兆4,751億円増加の3兆849億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度末	5,368,924	2,156,355	△173,401	7,351,878
	当連結会計年度末	6,609,831	2,356,837	△215,464	8,751,204
うち商品有価証券	前連結会計年度末	2,866,617	707,824	—	3,574,441
	当連結会計年度末	3,682,593	718,501	—	4,401,094
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度末	122,606	—	—	122,606
	当連結会計年度末	69,690	—	—	69,690
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度末	—	—	—	—
	当連結会計年度末	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度末	128,584	962	—	129,546
	当連結会計年度末	29,761	898	—	30,660
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度末	2,103,622	1,447,568	△173,401	3,377,789
	当連結会計年度末	2,732,702	1,637,437	△215,464	4,154,675
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度末	147,493	—	—	147,493
	当連結会計年度末	95,083	—	—	95,083
特定取引負債	前連結会計年度末	4,941,625	1,609,744	△173,401	6,377,968
	当連結会計年度末	5,197,325	3,084,884	△215,464	8,066,745
うち売付商品債券	前連結会計年度末	2,928,368	249,338	—	3,177,706
	当連結会計年度末	2,997,669	289,476	—	3,287,146
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度末	117,633	—	—	117,633
	当連結会計年度末	32,368	793	—	33,162
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度末	—	—	—	—
	当連結会計年度末	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度末	128,579	1,087	—	129,667
	当連結会計年度末	31,099	957	—	32,056
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度末	1,767,044	1,359,318	△173,401	2,952,961
	当連結会計年度末	2,136,188	2,793,656	△215,464	4,714,380
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度末	—	—	—	—
	当連結会計年度末	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度末	122,950,012	25,635,447	148,585,460
	当連結会計年度末	127,230,564	31,539,689	158,770,253
うち流動性預金	前連結会計年度末	95,691,076	17,874,740	113,565,817
	当連結会計年度末	100,913,929	21,122,533	122,036,463
うち定期性預金	前連結会計年度末	17,633,166	7,513,140	25,146,307
	当連結会計年度末	17,257,651	10,278,685	27,536,337
うちその他	前連結会計年度末	9,625,769	247,565	9,873,335
	当連結会計年度末	9,058,982	138,470	9,197,452
譲渡性預金	前連結会計年度末	5,059,073	8,010,723	13,069,796
	当連結会計年度末	4,470,206	8,555,349	13,025,555
総合計	前連結会計年度末	128,009,086	33,646,170	161,655,257
	当連結会計年度末	131,700,770	40,095,038	171,795,809

- (注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
4 「定期性預金」とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度末		当連結会計年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	56,166,187	100.00	59,091,821	100.00
製造業	8,507,790	15.15	9,019,445	15.26
農業、林業、漁業及び鉱業	285,983	0.51	217,440	0.37
建設業	712,875	1.27	804,339	1.36
運輸、情報通信、公益事業	5,703,229	10.15	5,970,855	10.10
卸売・小売業	4,711,845	8.39	5,018,415	8.49
金融・保険業	2,814,300	5.01	3,108,951	5.26
不動産業、物品賃貸業	11,139,355	19.83	12,342,473	20.89
各種サービス業	4,856,087	8.65	4,883,713	8.27
地方公共団体	512,841	0.91	609,285	1.03
その他	16,921,876	30.13	17,116,902	28.97
海外及び特別国際金融取引勘定分	34,667,869	100.00	39,312,315	100.00
政府等	441,474	1.27	287,504	0.73
金融機関	2,710,372	7.82	2,875,583	7.32
商工業	28,370,151	81.83	32,669,082	83.10
その他	3,145,870	9.08	3,480,144	8.85
合計	90,834,056	—	98,404,137	—

- (注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	金額(百万円)
前連結会計年度末	ロシア	186,890
	ガーナ	3,366
	ミャンマー	2,856
	アルゼンチン	8
	スリランカ	3
	合計	193,126
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.07)
当連結会計年度末	ロシア	154,778
	エチオピア	43,199
	ザンビア	12,547
	ガーナ	7,939
	イラク	3,857
	ミャンマー	3,679
	アルゼンチン	9
	スリランカ	0
	合計	226,011
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.08)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を記載しております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	全社	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度末	15,774,197	—	—	15,774,197
	当連結会計年度末	9,648,847	—	—	9,648,847
地方債	前連結会計年度末	1,171,237	—	—	1,171,237
	当連結会計年度末	1,180,668	—	—	1,180,668
社債	前連結会計年度末	2,575,782	64,833	—	2,640,615
	当連結会計年度末	2,446,619	66,947	—	2,513,567
株式	前連結会計年度末	3,474,802	—	468,596	3,943,398
	当連結会計年度末	3,419,792	—	510,951	3,930,743
その他の証券	前連結会計年度末	7,688,797	7,315,154	5,323	15,009,276
	当連結会計年度末	8,129,470	7,804,433	5,434	15,939,338
合計	前連結会計年度末	30,684,816	7,379,988	473,920	38,538,724
	当連結会計年度末	24,825,398	7,871,380	516,385	33,213,165

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 キャッシュ・フローの状況の分析

(1) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度対比7兆4,406億円減少の△5兆8,952億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同8兆3,379億円増加の+5兆9,311億円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同1,276億円増加の△3,578億円となりました。

その結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末対比322億円増加の65兆8,642億円となりました。

(2) 資本政策の方針

① 資本政策の基本方針

当社の資本政策の基本方針は、健全性確保を前提に、株主還元強化と成長投資をバランス良く実現していくこととしております。健全性の指標である普通株式等Tier1比率は、バーゼルⅢ最終化の影響を織り込み、その他有価証券評価差額金を除いたベースで10%程度を目標としております。これは規制上求められる所要水準8.0%をベースに、さまざまなストレスシナリオにおいても所要水準を維持できる2.0%のバッファを加えた数字であり、±0.5%を運営目線としております。

2023年3月末の普通株式等Tier1比率は10.1%と資本は十分な水準を維持している一方で、不透明なマーケットで環境の変化や、金融規制・監督のさらなる強化により健全性の前提が保守的になる可能性も否定できません。マクロ環境や各国当局関係者の議論等を注視し、健全性確保のために、資本蓄積も必要に応じて検討してまいります。

② 株主還元強化

当社の株主還元の基本は配当であり、累進的配当、すなわち、業績のボラティリティをできるだけ抑えながら、減配せず、配当維持もしくは増配の実施を原則としております。前中期経営計画では、2020年度の190円から2022年度の240円へ3年間で合計50円の増配を実現し、株主還元目標である配当性向40%を達成することができました。本中期経営計画においても、配当性向40%を維持し、親会社株主に帰属する当期純利益の増加を通じて増配の実現を目指してまいります。これをもとに、2023年度の配当予想は250円といたしました。

また、自己株式の取得については、前中期経営計画の3年間で2,000億円の自己株式の取得を発表いたしました。本中期経営計画では、株主還元と成長投資のバランスをより重視した資本政策を実現してまいります。

③ 成長投資

当社は、バーゼル規制最終化を見据えた資本蓄積を十分達成できたことから、前中期経営計画では株主還元と成長投資への資本活用を強化する方針に変更し、成長分野にはオーガニック・インオーガニックともしっかりと資本を投入して、成長を追求してまいりました。

本中期経営計画では、前中期経営計画の中で取り組んだインオーガニック投資のPMI（経営統合作業）に注力し、収益貢献につなげていくことで、新たな成長ドライバーに育ててまいります。

④ 政策保有株式

当社は、2020年度からの5年間で政策保有株式3,000億円を削減する計画に基づき、2022年度は約580億円（3ヵ年累計約1,800億円）を削減いたしました。昨今の政策保有株式を取り巻く環境を踏まえ、2023年5月、削減計画を加速する方向へ修正し、今後3年間で2,000億円、当初の計画と合わせて6年間で3,800億円を削減する計画といたしました。

また、本削減計画は最低目線として位置づけ、可能な限り超過達成を目指すこととし、当面の目標として、次中期経営計画（2026年度～2028年度）の期間中に、当社連結純資産に対する政策保有株式の時価残高の割合を20%未満とすることを目指す方針です。

引き続き、お客さまとの十分な対話を重ねながら、政策保有株式の削減に取り組んでまいります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースで算出しております。

当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースで算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2022年3月31日	2023年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	16.56	15.98
2. 連結Tier 1比率(5/7)	15.46	14.94
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	14.45	14.02
4. 連結における総自己資本の額	119,838	123,508
5. 連結におけるTier 1資本の額	111,862	115,489
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	104,584	108,390
7. リスク・アセットの額	723,501	772,850
8. 連結総所要自己資本額	57,880	61,828

持株レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2022年3月31日	2023年3月31日
持株レバレッジ比率	5.17	5.03

5 重要な会計上の見積り

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

株式会社三井住友銀行において、お客さまの利便性向上と業務の効率化推進のために事務機械等のシステム関連投資や拠点の新設・統合等を行いましたこと等から、当連結会計年度中の設備投資の総額は2,743億円となりました。

なお、当連結会計年度中における設備の除却・売却等については、重要なものではありません。

会社名	報告セグメント	金額(百万円)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	本社管理	5,619
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	140,679
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 本社管理	4,729
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	34,340
三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	29,799
SMBCファイナンス サービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	7,152
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	リテール事業部門	10,379
株式会社日本総合研究所	本社管理	8,068
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	本社管理	1,708
その他	—	31,864
合計		274,342

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門 市場事業部門 本社管理	本店	東京都 千代田区	店舗・ 事務所	—	—	8,732	1,826	6	10,566	2,650
		東館	東京都 千代田区	事務所	5,956	121,939	35,425	3,606	—	160,971	1,903
		大阪本店 営業部	大阪市 中央区	店舗・ 事務所	8,334	11,978	7,608	298	—	19,885	820
		神戸営業部	神戸市 中央区	店舗・ 事務所	6,433	6,159	4,984	132	—	11,276	430
		大和センター	神奈川県 大和市	事務 センター	15,537	1,924	3,182	803	5,097	11,007	—
		鰻谷センター	大阪市 中央区	事務 センター	4,707	2,156	3,480	333	1,949	7,920	—
		札幌支店 ほか 5店	北海道・ 東北地区	店舗	632	1,071	603	60	—	1,735	131
		横浜支店 ほか 143店	関東地区 (除く東京都)	店舗	16,691 (735)	11,499	8,277	2,164	95	22,037	1,954
		人形町支店 ほか 319店	東京都	店舗	36,640 (5,863)	49,920	32,468	4,064	117	86,570	6,946
		名古屋支店 ほか 57店	中部地区	店舗	8,273	6,347	3,198	559	—	10,105	794
		京都支店 ほか 126店	近畿地区 (除く大阪府)	店舗	21,788 (1,828)	8,417	9,864	2,032	—	20,313	1,759
		大阪中央支店 ほか 220店	大阪府	店舗	29,653 (1,548)	19,474	11,063	2,021	—	32,558	3,214
		岡山支店 ほか 14店	中国・ 四国地区	店舗	3,580	1,630	1,236	94	—	2,961	214
		福岡支店 ほか 21店	九州地区	店舗	2,846	3,322	1,371	161	—	4,856	287
		ニューヨーク 支店 ほか 14店	米州地域	店舗・ 事務所	—	—	7,536	2,933	—	10,470	2,941
		デュッセル ドルフ支店 ほか 7店	欧阿中東地域	店舗・ 事務所	—	—	777	31	—	808	218
		香港支店 ほか 19店	アジア・オセ アニア地域	店舗・ 事務所	—	—	5,075	2,271	—	7,347	3,579
		社宅・寮	東京都他	社宅・寮	159,416 (820)	49,774	33,235	599	—	83,609	—
その他の施設	東京都他	事務所・ 研修所他	306,928 (3,217)	132,504	63,542	6,954	650	203,650	—		
(国内連結子会社) 株式会社 SMBC信託銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門 本社管理	本店	東京都 千代田区	店舗・ 事務所	—	—	329	406	—	735	1,021
(国内連結子会社) SMBC日興証券 株式会社	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門 市場事業部門 本社管理	本店及び 本店分室	東京都 千代田区他	店舗・ 事務所	566	1,010	3,421	997	1,982	7,413	4,352

(2023年3月31日現在)

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
(国内連結子会社) 三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	東京本社及び大阪本社	東京都江東区及び大阪市中央区他	店舗・事務所	—	—	—	3,592	—	3,592	3,654
(国内連結子会社) SMBCファイナンスサービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	本店及び東京本社	名古屋市中区及び東京都江東区	店舗・事務所	—	—	23	96	—	119	1,165
(国内連結子会社) SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	リテール事業部門	本社	東京都江東区	店舗・事務所	—	—	521	920	2	1,444	1,020
(国内連結子会社) 株式会社日本総合研究所	本社管理	東京本社及び大阪本社	東京都品川区及び大阪市西区	店舗・事務所	—	—	1,151	3,370	132	4,653	1,868
(国内連結子会社) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	本社管理	本社	東京都港区	店舗・事務所	—	—	1,321	296	4	1,622	699

(注) 1 「土地」の「面積」欄の()内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め、69,471百万円であります。

2 動産は、事務機械15,645百万円、その他24,982百万円であります。

3 株式会社三井住友銀行の店舗外現金自動設備51,310か所、海外駐在員事務所3か所、代理店2店は上記に含めて記載しております。

4 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その主な内容は次のとおりであります。

東館				建物	4,743百万円
関東地区(除く東京都)	土地	1,884百万円	(3,142m ²)	建物	95百万円
東京都	土地	5,033百万円	(3,461m ²)	建物	735百万円
中部地区	土地	188百万円	(866m ²)		
近畿地区(除く大阪府)	土地	1,413百万円	(4,230m ²)	建物	163百万円
大阪府	土地	2,910百万円	(7,307m ²)	建物	43百万円
中国・四国地区				建物	8百万円
九州地区	土地	647百万円	(576m ²)	建物	5百万円

5 上記のほか、株式会社三井住友銀行は、ソフトウェア資産277,778百万円を所有しております。

6 上記のほか、主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	年間賃借料(百万円)
(国内連結子会社) 株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	大和センター及び 鰻谷センター	神奈川県大和市及び 大阪市中央区	電算機等	2,293

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修、除却・売却は次のとおりであります。

会社名	報告セグメント	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門 市場事業部門 本社管理	—	—	新設・ 改修等	店舗・ 事務所等	36,100	—	自己資金	—	(注) 2
		—	—	新設・ 改修等	事務機械	20,000	—	自己資金	—	(注) 3
		—	—	新設・ 改修等	ソフト ウェア	114,000	—	自己資金	—	(注) 4

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 店舗・事務所等の主なものは2024年3月までに完了予定であります。

3 事務機械の主なものは2024年3月までに完了予定であります。

4 ソフトウェアの主なものは2024年3月までに完了予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
第五種優先株式	167,000
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	3,000,564,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,374,691,194	1,337,051,194	東京証券取引所 (プライム市場) 名古屋証券取引所 (プレミアム市場) ニューヨーク証券 取引所 (注) 1	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当社にお ける標準となる株式 (注) 2, 3
計	1,374,691,194	1,337,051,194	—	—

(注) 1 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2 提出日現在の発行数には、2023年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2010年7月28日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	337個	306個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	33,700株	30,600株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2010年8月13日から2040年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,216円 資本組入額 1株当たり1,108円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2039年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2039年8月13日から2040年8月12日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2010年7月28日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	<p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2011年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 85人	同左
新株予約権の数	1,011個	1,005個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	101,100株	100,500株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2011年8月16日から2041年8月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,873円 資本組入額 1株当たり 937円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2040年8月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合 2040年8月16日から2041年8月15日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2011年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	<p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2012年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 85人	同左
新株予約権の数	1,165個	1,056個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	116,500株	105,600株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月15日から2042年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,043円 資本組入額 1株当たり1,022円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2041年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合 2041年8月15日から2042年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2012年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	<p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2013年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	319個	308個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	31,900株	30,800株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月14日から2043年8月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,160円 資本組入額 1株当たり2,080円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2042年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2042年8月14日から2043年8月13日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2013年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	<p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2014年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	460個	383個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株	38,300株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月15日から2044年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり3,662円 資本組入額 1株当たり1,831円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2043年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2043年8月15日から2044年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2014年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2015年7月31日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 83人	同左
新株予約権の数	311個	268個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	31,100株	26,800株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月18日から2045年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,905円 資本組入額 1株当たり2,453円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2044年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合 2044年8月18日から2045年8月17日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2015年7月31日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	<p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2016年7月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 89人	同左
新株予約権の数	675個	628個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	67,500株	62,800株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月15日から2046年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,812円 資本組入額 1株当たり1,406円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2045年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2045年8月15日から2046年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2016年7月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年5月31日)
	① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧ 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当ありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年8月3日 (注) 1	326,330	1,414,769,720	699,651	2,339,443,018	699,325	1,560,921,062
2018年8月20日 (注) 2	△15,368,300	1,399,401,420	—	2,339,443,018	—	1,560,921,062
2019年7月29日 (注) 3	272,536	1,399,673,956	521,633	2,339,964,652	521,633	1,561,442,696
2019年9月20日 (注) 4	△26,502,400	1,373,171,556	—	2,339,964,652	—	1,561,442,696
2020年7月27日 (注) 5	868,505	1,374,040,061	1,309,705	2,341,274,358	1,308,837	1,562,751,533
2021年7月26日 (注) 6	322,041	1,374,362,102	603,826	2,341,878,185	603,504	1,563,355,038
2022年7月26日 (注) 7	329,092	1,374,691,194	658,842	2,342,537,027	658,842	1,564,013,880

(注) 1 有償第三者割当 (金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 4,287円 資本組入額 2,144円
 2 自己株式の消却による減少であります。
 3 有償第三者割当 (金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 3,828円 資本組入額 1,914円
 4 自己株式の消却による減少であります。
 5 有償第三者割当 (金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 3,015円 資本組入額 1,508円
 6 有償第三者割当 (金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 3,749円 資本組入額 1,875円
 7 有償第三者割当 (金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 4,004円 資本組入額 2,002円
 8 当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社普通株式について、自己株式の取得を行うこと並びに2023年6月20日付で取得した自己株式の全部を消却することを決議しております。当社は、2023年5月31日付で自己株式の取得を完了し、2023年6月20日付で取得した自己株式の全部を消却しており、これに伴い発行済株式総数は37,640,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

(2023年3月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	7	317	80	7,643	1,173	1,015	375,498	385,733	—
所有株式数 (単元)	4,774	4,081,906	989,287	1,187,659	4,748,201	10,958	2,699,332	13,722,117	2,479,494
所有株式数 の割合 (%)	0.03	29.74	7.20	8.65	34.60	0.07	19.67	100.00	—

(注) 1 自己株式30,070,650株は「個人その他」に300,706単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。
 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ29単元及び48株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2023年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	228,007,400	16.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	84,982,600	6.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	23,522,927	1.74
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	23,481,932	1.74
NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	111 WALL STREET NEW YORK, NEW YORK 10015 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	22,764,992	1.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	20,985,930	1.56
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー31階	18,455,000	1.37
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	14,620,922	1.08
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	東京都港区六本木六丁目10番1号 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	13,669,301	1.01
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	12,759,793	0.94
計	—	463,250,797	34.45

(注) 1 三井住友信託銀行株式会社から2020年6月4日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1名が2020年5月29日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(他共同保有者1名)
保有株券等の数 75,961,300株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合 5.53%

2 野村証券株式会社から2020年7月22日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、野村証券株式会社他2名が2020年7月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 野村証券株式会社
(他共同保有者2名)
保有株券等の数 71,289,221株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合 5.19%

3 ブラックロック・ジャパン株式会社から2021年11月19日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、ブラックロック・ジャパン株式会社他10名が2021年11月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 ブラックロック・ジャパン株式会社
(他共同保有者10名)
保有株券等の数 87,289,140株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合 6.35%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2023年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,070,600 (相互保有株式) 普通株式 200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,342,140,900	13,421,409	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1
単元未満株式	普通株式 2,479,494	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)2
発行済株式総数	1,374,691,194	—	—
総株主の議決権	—	13,421,409	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2,900株(議決権29個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式50株及び株式会社証券保管振替機構名義の株式48株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2023年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	30,070,600	—	30,070,600	2.18
S M B C 日興証券株式 会社	東京都江東区木場一丁目 5番55号	200	—	200	0.00
計	—	30,070,800	—	30,070,800	2.18

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号の規定に基づく取締役会決議による普通株式の取得
会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株主の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号の規定に基づく取締役会決議による普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年11月12日)での決議状況 (取得期間 2021年11月15日～2022年11月11日)	普通株式	上限33,000,000	上限100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	普通株式	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—	—
当期間における取得自己株式	—	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—	—

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年11月14日)での決議状況 (取得期間 2022年11月15日～2023年5月31日)	普通株式	上限61,000,000	上限200,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	26,619,000	138,746,828,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	普通株式	34,381,000	61,253,171,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	56.36	30.62
当期間における取得自己株式	—	11,021,000	61,252,765,700
提出日現在の未行使割合(%)	—	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株主の買取請求による普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	20,004	92,896,604
当期間における取得自己株式	普通株式	2,986	16,572,622

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日まで取得した自己株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	37,640,000	199,999,594,300
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し及びストック・オプションの権利行使)	普通株式	110,675	443,594,090	32,400	164,159,379
保有自己株式数	普通株式	30,070,650	—	3,422,236	—

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までに単元未満株式の買増請求によって売り渡した自己株式及びストック・オプションの権利行使によって交付した自己株式、並びに単元未満株式の買取請求によって取得した自己株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、年2回、中間配当と期末配当として剰余金の配当を行うことを基本としております。

期末配当は株主総会の決議事項であり、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

また、当社は、健全性確保、株主還元強化、成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針とし、配当は持続的な利益成長を勘案し累進的に行うものとし、配当性向は本中期経営計画期間中においても40%を維持することとしております。なお、累進的配当とは、減配せず、配当維持もしくは増配を実施することであります。

上記方針の下、当事業年度の普通株式1株当たりの配当金につきましては、前事業年度対比30円増配の240円とする予定です。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2022年11月14日 取締役会	普通株式	157,690	115
2023年6月29日 定時株主総会 (決議予定)	普通株式	168,077	125

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。そして、経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効性の向上に取り組んでおります。

併せて、中長期的に目指す姿として「ビジョン」、すべての役職員が共有すべき価値観として「Five Values」を定め、当社グループの理念体系として当社グループの全役職員に対し、周知・浸透を図っております。

<経営理念>

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。
- 社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

<ビジョン>

最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー

<Five Values>

- Integrity
プロフェッショナルとして高い倫理観を持ち誠実に行動する。
- Customer First
お客さま起点で考え、一人ひとりのニーズに合った価値を提供する。
- Proactive & Innovative
先進性と独創性を尊び、失敗を恐れず挑戦する。
- Speed & Quality
迅速かつ質の高い意思決定と業務遂行により、競合との差別化を図る。
- Team “SMBC Group”
多様性に富んだ組織の下で互いを尊重し、グループの知恵と能力を結集する。

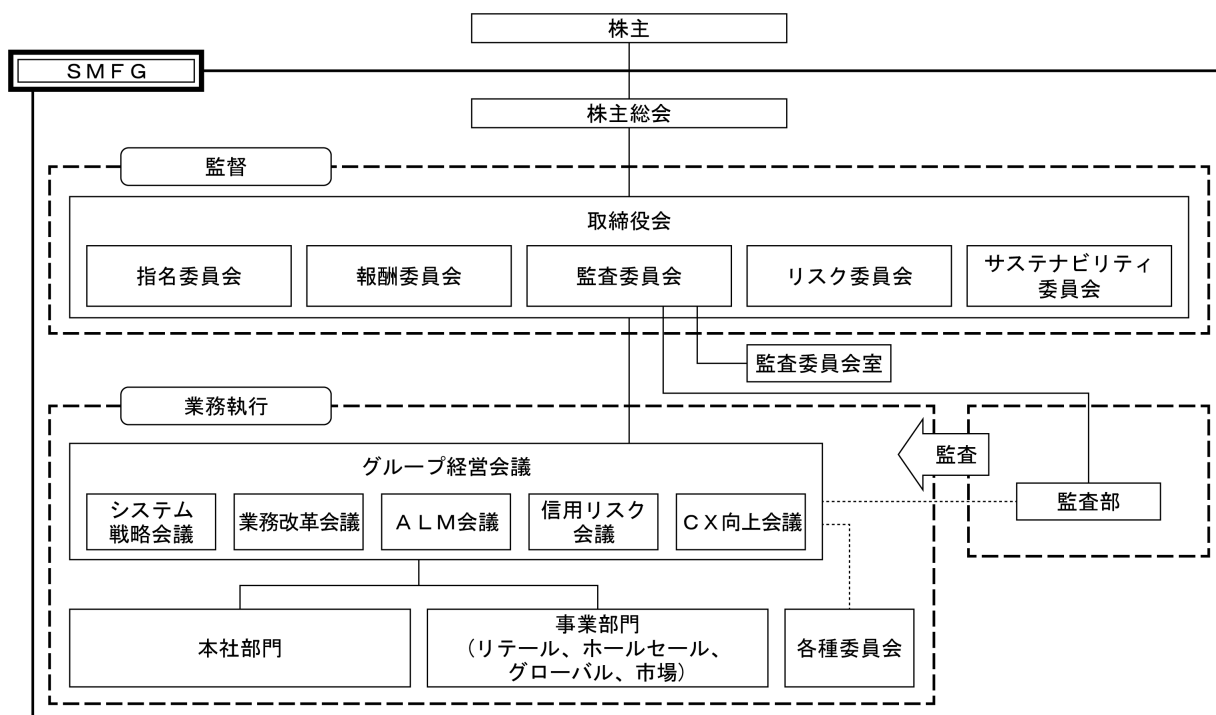
なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する当社グループ役職員の行動指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。同ガイドラインに基づき、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することで、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制

(現行の体制を採用する理由)

当社は、国際的に広く認知されたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図るため、2017年6月より、機関形態として、指名委員会等設置会社を採用しております。専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な社外取締役の選任や、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数の維持等を継続するとともに、指名委員会等設置会社の長所を活かすことで、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を目指してまいります。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制(本有価証券報告書提出日現在)>



(取締役会)

イ. 取締役会の役割、構成

取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定、並びに、執行役及び取締役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、取締役会の監督機能の一段の強化及び業務執行の迅速化等を目的として、法令上取締役会の専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しております。

本有価証券報告書提出日現在、取締役会の議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しているほか、14名の取締役のうち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役（うち7名が社外取締役）で構成されており、執行役及び取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しております。2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役15名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の取締役の状況は、取締役15名、うち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役（うち7名が社外取締役）となる予定です。

なお、社外取締役は、法定及び任意で設置している各委員会の委員長又は委員となっているほか、必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受けるなど、適切な連携・監督を実施しております。

ロ. 取締役会の開催状況

当社は取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催します。

当事業年度における各取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
國部 毅	13回	13回
太田 純	13回	13回
高島 誠	13回	13回
中島 達	13回	13回
工藤 禎子	13回	13回
井上 篤彦	13回	13回
一色 俊宏	13回	13回
川崎 靖之	13回	13回
松本 正之	13回	13回
アーサー M. ミッチェル	13回	13回
山崎 彰三	13回	13回
河野 雅治	13回	13回
筒井 義信	13回	13回
新保 克芳	13回	13回
桜井 恵理子	13回	13回

ハ. 取締役会の活動状況

当事業年度において、決定・議論された主要な事項は以下のとおりであります。

a) 経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定

- ・ 当社およびグループ全体の経営の基本方針に関する事項

中期経営計画、業務計画、リスク管理に関する基本方針、コンプライアンスに関する基本方針、人事に関する基本方針、システムに関する基本方針、内部監査に関する基本方針、サステナビリティに関する基本方針等

- ・ 株主総会の招集及び議案に関する事項

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書及び連結計算書類の承認

- ・ 役員人事に関する件

執行役の選任、代表執行役の選定等

b) 執行役及び取締役の職務の執行の監督

当社では、取締役会として大局的な見地から審議すべき課題である重点審議項目を設定しております。当事業年度における主要な重点審議項目は以下のとおりであり、当事業年度の取締役会において各項目を審議いたしました。

- ・次期中期経営計画策定に向けた審議
- ・中期経営計画及び業務計画の進捗状況
- ・デジタル化への取組
- ・サステナビリティの取組
気候変動対応、自然資本、人権、貧困・格差、社会的価値の創造に向けた新たな取組等
- ・人事施策
- ・システム戦略方針
ITインフラ、サイバーセキュリティ、決済基盤の安定供給等
- ・金融庁による行政処分等を踏まえたSMB C日興証券株式会社への重点的な監督等
- ・グローバルコンプライアンス
- ・コーポレートガバナンス体制
- ・資本政策
- ・政策保有株式に関する対応
- ・地政学リスクへの対応
ロシア・ウクライナ情勢等

ニ. 責任限定契約

当社は、社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ホ. 補償契約

当社は、取締役及び執行役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。本契約においては、同項第1号に定める、「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める、「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。また、当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

加えて、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たまたは他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(委員会)

会社法が定める法定の「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」に、任意で設置している「リスク委員会」、「サステナビリティ委員会」を加えた5つの委員会を設けております。

各内部委員会の構成員はそれぞれ以下のとおりであります（本有価証券報告書提出日現在）。

◎：委員長 ○：委員

		指名委員会 (社内1、社外5)	報酬委員会 (社内2、社外4)	監査委員会 (社内2、社外3)	リスク委員会 (社内0、社外4)	サステナビリティ 委員会 (社内3、社外3)
松本 正之	社外取締役	○		◎		
アーサー M. ミッチェル	社外取締役	○	○			
山崎 彰三 (注)	社外取締役			○	◎	
河野 雅治	社外取締役	○			○	○
筒井 義信	社外取締役	◎	○			
新保 克芳	社外取締役		◎	○		
桜井 恵理子	社外取締役	○	○			◎
國部 毅	取締役会長	○	○			○
太田 純	取締役 執行役社長		○			○
井上 篤彦	取締役			○		
一色 俊宏	取締役			○		
山口 廣秀	外部有識者				○	
山崎 達雄	外部有識者				○	
高村 ゆかり	外部有識者					○
足達 英一郎	有識者					○

(注) 社外取締役 山崎彰三氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会議案（決議事項）として、「取締役15名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、各内部委員会の構成員はそれぞれ以下のとおりとなる予定です。

◎：委員長 ○：委員

		指名委員会 (社内1、社外4)	報酬委員会 (社内2、社外4)	監査委員会 (社内2、社外3)	リスク委員会 (社内1、社外4)	サステナビリティ 委員会 (社内3、社外3)
松本 正之	社外取締役	○		◎		
山崎 彰三 (注)	社外取締役			○	◎	
筒井 義信	社外取締役	◎	○			
新保 克芳	社外取締役		◎	○		
桜井 恵理子	社外取締役	○	○			◎
チャールズ D. レイクⅡ	社外取締役	○			○	
ジェニファー ロジャーズ	社外取締役		○			○
國部 毅	取締役会長	○	○			○
太田 純	取締役 執行役社長		○			○
伊藤 文彦	取締役 執行役専務				○	
一色 俊宏	取締役			○		
後野 義之	取締役			○		
山口 廣秀	外部有識者				○	
山崎 達雄	外部有識者				○	
高村 ゆかり	外部有識者					○
足達 英一郎	有識者					○

(注) 社外取締役 山崎彰三氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

有価証券報告書提出日現在、各委員会の概要は以下のとおりであります。

イ. 指名委員会（必要に応じて随時開催）

a) 指名委員会の役割、構成

株主総会に提出する当社取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するほか、当社及び主な子会社の役員人事や、当社社長及び株式会社三井住友銀行頭取、SMB C日興証券株式会社社長の後継者選定に関する事項等について審議します。

指名委員会は、社内取締役1名、社外取締役5名で構成されております。

役員人事に関する審議の透明性を確保する観点から、指名委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

b) 指名委員会の開催状況

当事業年度は指名委員会を5回開催しました。

当事業年度における各指名委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
筒井 義信	5回	5回
松本 正之	5回	5回
アーサー M. ミッチェル	5回	5回
河野 雅治	5回	3回
桜井 恵理子	5回	5回
國部 毅	5回	5回

c) 指名委員会の検討内容

当事業年度において、各項目で議論された主な検討事項は以下のとおりであります。

(i) 当社に関する事項

株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定、社長の後継者計画に関する審議、執行役の選任に関する審議

(ii) 主な子会社に関する事項

株式会社三井住友銀行における取締役の選任に関する審議、頭取の選定および後継者計画に関する審議

SMB C日興証券株式会社における取締役の選任に関する審議、社長の後継者計画に関する審議

ロ. 報酬委員会（必要に応じて随時開催）

a) 報酬委員会の役割、構成

当社執行役、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針、並びに、同方針に基づく当社執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。また、主な子会社の役員報酬等の決定方針、当社執行役員の個人別の報酬等の内容等について審議します。

報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役4名で構成されております。

役員報酬に関する審議の透明性を確保する観点から、報酬委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

b) 報酬委員会の開催状況

当事業年度は報酬委員会を7回開催しました。

当事業年度における各報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
新保 克芳	7回	7回
アーサー M. ミッチェル	7回	7回
筒井 義信	7回	7回
桜井 恵理子	7回	7回
國部 毅	7回	7回
太田 純	7回	7回

c) 報酬委員会の検討内容

報酬委員会における具体的な検討内容については後記「（4）役員の報酬等 ①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載しております。

ハ. 監査委員会（定期及び必要に応じて随時開催）

a) 監査委員会の役割、構成

当社執行役及び取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等を行います。また、監査委員会が選定する委員が、当社及び子会社の業務及び財産の調査等を行います。

監査委員会は、社内取締役2名、社外取締役3名で構成されております。

監査の客観性及び業務執行からの独立性を確保する観点から、監査委員会の委員長には社外取締役が就任しております。また、委員のうち原則として1名以上は、財務専門家が就任することとしております。

b) 監査委員会の開催状況、検討内容

当事業年度における各監査委員の出席状況及び検討内容は、後記「（3）監査の状況 ①監査委員会監査の状況」に記載しております。

ニ. リスク委員会（必要に応じて随時開催）

a) リスク委員会の役割、構成

環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項、リスク管理に係る運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項について審議し、取締役会に助言します。

リスク委員会は、社外取締役2名、外部有識者2名で構成されております。

リスク管理の業務執行からの独立性を確保する観点から、リスク委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

b) リスク委員会の開催状況

当事業年度はリスク委員会を4回開催しました。

当事業年度における各リスク委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山崎 彰三	4回	4回
中島 達	4回	4回
河野 雅治	4回	4回
山口 廣秀	4回	4回
山崎 達雄	4回	4回

c) リスク委員会の検討内容

当事業年度において、各項目で議論された主な検討事項は以下のとおりであります。

(i) 環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項

地政学リスクや欧米および日本の金融政策動向等の次期中期経営計画における環境・リスク認識
トップリスクやストレステスト結果を踏まえた、中期経営計画および業務計画における
リスクアペタイト、リスクシナリオ顕在化時の対応方針

(ii) リスク管理に係る運営体制に関する事項

グループ・ガバナンスの強化等のSMB Cグループのリスク管理体制

ホ. サステナビリティ委員会（必要に応じて随時開催）

a) サステナビリティ委員会の役割、構成

気候変動対策をはじめとしたサステナビリティ推進施策の進捗に関する事項、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項、その他サステナビリティに関する重要な事項等について審議され、取締役会への報告・助言が定期的に行われます。

サステナビリティ委員会は、取締役またはサステナビリティに関して専門性を有する有識者を委員とし、3名以上で構成され、社外取締役及び外部の有識者が、半数以上を占めることとしております。社外の多様かつ専門的な知見を取り入れながら、サステナビリティへの取組に対する監督体制の独立性を確保する観点から、サステナビリティ委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

b) サステナビリティ委員会の開催状況

当事業年度はサステナビリティ委員会を2回開催しました。

当事業年度における各サステナビリティ委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
河野 雅治	2回	2回
桜井 恵理子	2回	2回
國部 毅	2回	2回
太田 純	2回	2回
高村 ゆかり	2回	2回
足達 英一郎	2回	2回

c) サステナビリティ委員会の検討事項

当該事業年度において、各項目で議論された主な検討事項は以下のとおりであります。

(i) サステナビリティ推進施策の進捗に関する事項

気候変動やその他ESGテーマへの対応状況、中期サステナブルビジネス戦略検討状況

(ii) サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項

気候変動や自然資本・生物多様性、人権など各種ESGテーマに関する国内外の情勢

(iii) その他サステナビリティに関する重要な事項

SMB Cグループマテリアリティの見直し、新中期経営計画におけるサステナビリティの取組方針

(業務執行)

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定及び当社の業務執行を担っており、当社は、本有価証券報告書提出日現在、14名の執行役を選任しております。

当社は、2017年4月に、グループ経営管理の高度化に向けて、事業部門制及びC x O制を導入しております。事業部門制は、お客さまの様々なニーズへの対応力をグループベースで一層強化するため、お客さまセグメント毎に事業戦略を立案・実行する枠組みとして導入したもので、リテール事業部門、ホールセール事業部門、グローバル事業部門及び市場事業部門の4つの事業部門から構成されております。また、C x O制は、持株会社である当社を中心としたグループ経営管理を一段と強化することを企図した制度であり、グループCEO (Chief Executive Officer) である当社社長に加え、グループCFO (Chief Financial Officer)、グループCSO (Chief Strategy Officer)、グループCRO (Chief Risk Officer)、グループCCO (Chief Compliance Officer)、グループCHRO (Chief Human Resources Officer)、グループCIO (Chief Information Officer)、グループCDO (Chief Digital Innovation Officer)、グループCSuO (Chief Sustainability Officer) 及びグループCAE (Chief Audit Executive) の10種類のグループC x Oを設置しております。事業部門長及びグループC x Oには原則として当社の執行役が就任し、各事業部門または本社部門の統括責任者として業務執行にあたり、業務執行の状況を取締役会等に報告しております。

また、取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は執行役社長が主宰し、当社執行役をはじめとして、執行役社長が指名する役員等によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行しております。

さらに、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ経営戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、株式会社三井住友銀行については、本有価証券報告書提出日現在、当社の取締役14名（うち社外取締役7名）のうち、3名（うち監査委員1名）が同行の取締役（うち監査等委員1名）を兼務することを通じて、業務執行状況の監督等を行っております。2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役15名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の取締役15名（うち社外取締役7名）のうち、3名（うち監査委員1名）が同行の取締役（うち監査等委員1名）を兼務することを通じて、業務執行状況の監督等を行う予定です。加えて、当社の監査委員会の職務の遂行を補佐するために配置した監査委員補佐が、株式会社SMB C信託銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMB C日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、SMB Cファイナンスサービス株式会社、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社日本総合研究所及び三井住友DSアセットマネジメント株式会社の8社の監査等委員である取締役または監査役に就任し、取締役の職務の執行の監査を行っております。

③ 内部統制システム

当社では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、当社及び当社のグループ会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を内部統制規程として定めております。また、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による盤石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置付けるとともに、同体制の構築に取り組んでおります。

イ. 内部統制規程

（執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

第1条 執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。

（当社及び当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第2条 当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項を統合リスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

② 当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。

③ グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

（執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

第3条 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

② 各執行役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、グループ会社規程等を定め、これらの規程に則った役職員への適切な権限委譲を行う。

（当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第4条 当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス及びリスクに関する基本方針、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員がこれを遵守する。

② 当社及び当社のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

③ 当社のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

④ 当社及び当社のグループ会社並びにその役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

⑤ 反社会的勢力による被害を防止するため、当社のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

⑥ 利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当社のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。

⑦ マネー・ロンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当社のグループ全体の基本方針としてSMFGマネー・ロンダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。

⑧ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、監査委員会直属の部署として、その結果を監査委員会、グループ経営会議等に対して報告する。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第5条 当社のグループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行する。

- ② 当社のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規程及びコンプライアンスに関するグループ会社管理規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。
- ③ グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をSMFGグループ内取引管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行う。
- ④ 当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。

(監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項)

第6条 監査委員会の職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置する。

- ② 監査委員会室の使用人の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとする。
- ④ 監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがある。この場合、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ⑤ 監査委員補佐は、必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして、当該社を監査するとともに、監査委員会の職務の執行を補佐する。

(当社及び当社のグループ会社の役職員が、監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項)

第7条 当社及び当社のグループ会社の役職員は、当社もしくは当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査委員会に対し報告する。また、当社及び当社のグループ会社の役職員は、その職務の執行について監査委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

- ② 当社及び当社のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、前項の監査委員会のほか、内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるときまたは監査委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。
- ③ 当社及び当社のグループ会社の役職員が内部通報窓口及び監査委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

(監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項)

第8条 内部監査担当部署は、監査委員会直属の部署として、監査委員会に対し内部監査結果を報告する。

- ② 当社の内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得る。
- ③ 監査委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し指示を行い、内部監査担当部署は当該指示に基づき内部監査を実施する。
- ④ 代表執行役は、監査委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査委員会による監査機能の実効性向上に努める。

(監査委員の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項)

第9条 当社は毎期、監査委員会の要請に基づき、監査委員が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査委員会が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

ロ. コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する基本方針の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、グループCCO、グループ副CCO、当社の関連部署の部長、主要なグループ会社のコンプライアンス統括部署の部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、コンプライアンス部およびAML金融犯罪対策部が、各部からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当社では、グループとしての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として内部通報制度を設け、当社グループの全従業員からの通報を受け付ける体制を整備しております。本制度は、当社グループの役職員による法令等違反及び内部規程に反する行為について、当社グループ従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え監査委員会や外部弁護士も対応しております。また、当社及び当社連結子会社の会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正するため、「SMFG会計・監査ホットライン」を開設しております。

ハ. 反社会的勢力との関係遮断に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。

また、当社では、反社会的勢力との関係遮断を、コンプライアンスの一環として位置付け、コンプライアンス部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との関係遮断に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社に対して、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、主要グループ会社では、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等、当社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

ニ. リスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当社の定めた基本方針に基づいてリスク管理体制を整備しており、企画部と共にグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

ホ. 情報開示

当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、グループCFOを委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

④ 取締役の定数

当社は、取締役3名以上を置く旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

⑥ 自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的に自己株式の取得を行うため、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる旨定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 中間配当の決定機関

当社は、機動的に株主への利益還元を行うため、取締役会決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑨ 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め及び議決権の有無又はその内容の差異

(株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め)

当社は、2009年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

(議決権の有無又はその内容の差異)

当社は、種類株式発行会社であり、普通株式及び複数の種類の優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

なお、本有価証券報告書提出日現在、発行済の優先株式はありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 有価証券報告書提出日現在の役員の状況

2023年6月22日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。

男性24名 女性2名 （役員のうち女性の比率7.7%）

イ. 取締役の状況

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	國 部 毅	1954年3月8日生	1976年4月 株式会社住友銀行入行 2003年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 2006年10月 同常務執行役員 2007年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2007年6月 同取締役 2009年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2011年4月 同頭取兼最高執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役社長 2019年4月 同取締役会長（現職） 2021年10月 株式会社三井住友銀行取締役会長 2023年4月 同取締役辞任	(注) 2	91,081
取締役	太 田 純	1958年2月12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2014年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2015年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役兼副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役副社長 2018年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役社長 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役辞任	(注) 2	61,604
取締役	高 島 誠	1958年3月31日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 2016年12月 同取締役兼専務執行役員 2017年4月 同頭取 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役（現職） 2023年4月 株式会社三井住友銀行取締役会長（現職）	(注) 2	66,520
取締役	工 藤 禎 子	1964年5月22日生	1987年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2017年4月 同常務執行役員 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2021年3月 同取締役兼専務執行役員（現職） 2021年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 2021年6月 同取締役 執行役専務（現職）	(注) 2	30,875

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	井上篤彦	1957年7月3日生	1981年4月 株式会社住友銀行入行 2008年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2011年4月 同常務執行役員 2014年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2014年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2015年4月 同取締役辞任 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2019年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	(注) 2	20,476
取締役	一色俊宏	1962年9月15日生	1985年4月 株式会社住友銀行入行 2013年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2019年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2021年4月 同専務執行役員退任 2021年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	36,358
取締役	川崎靖之	1959年4月30日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2015年4月 同取締役兼専務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員副社長 2018年4月 同副会長 株式会社三井住友銀行副会長 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長退任 株式会社三井住友銀行副会長退任 2020年5月 SMBC日興証券株式会社代表取締役兼副社長執行役員 2021年4月 同代表取締役会長(現職) 2021年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	32,349
取締役	松本正之	1944年4月14日生	1967年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東海旅客鉄道株式会社入社 2004年6月 同社代表取締役社長 2010年4月 同社代表取締役副会長 2011年1月 同社取締役辞任 2011年1月 日本放送協会会長 2014年1月 同協会退職 2014年4月 東海旅客鉄道株式会社特別顧問(現職) 2015年6月 株式会社三井住友銀行取締役 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役退任	(注) 2	3,400
取締役	アーサー M. ミッチェル	1947年7月23日生	1976年7月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現職) 2003年1月 アジア開発銀行ジェネラルカウンセラー 2007年9月 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所入所 2008年1月 外国法事務弁護士登録(現職) ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所外国法事務弁護士(現職) 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	1,700
取締役	山崎彰三	1948年9月12日生	1970年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1974年9月 公認会計士登録(現職) 1991年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 2010年6月 有限責任監査法人トーマツ退任 2010年7月 日本公認会計士協会会長 2013年7月 同協会相談役(現職) 2014年4月 東北大学会計大学院教授 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	1,700

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	河野 雅 治	1948年12月21日生	1973年4月 外務省入省 2005年8月 同省総合外交政策局長 2007年1月 同省外務審議官(経済担当) 2009年2月 ロシア駐箚特命全権大使 2009年5月 兼アルメニア・トルクメニスタン・ベラルーシ駐箚特命全権大使 2011年3月 イタリア駐箚特命全権大使 2011年5月 兼アルバニア・サンマリノ・マルタ駐箚特命全権大使 2014年9月 退官 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	筒井 義 信	1954年1月30日生	1977年4月 日本生命保険相互会社入社 2004年7月 同社取締役 2007年1月 同社取締役執行役員 2007年3月 同社取締役常務執行役員 2009年3月 同社取締役専務執行役員 2010年3月 同社代表取締役専務執行役員 2011年4月 同社代表取締役社長 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2018年4月 日本生命保険相互会社代表取締役会長(現職)	(注) 2	—
取締役	新保 克 芳	1955年4月8日生	1984年4月 弁護士登録(現職) 1999年11月 新保法律事務所弁護士(現職) 2015年6月 株式会社三井住友銀行監査役 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役辞任	(注) 2	3,400
取締役	桜井 恵理子	1960年11月16日生	1987年6月 Dow Corning Corporation入社 2008年5月 東レ・ダウコーニング株式会社取締役 2009年3月 同社代表取締役会長・CEO 2011年5月 Dow Corning Corporationリージョナルプレジデント-日本/韓国 2015年2月 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社代表取締役社長 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2018年5月 ダウ・シリコン・ホールディング・ジャパン合同会社代表社員ダウ・スウィツァーランド・ホールディング・ゲーエムベーハー職務執行者 2018年6月 ダウ・東レ株式会社代表取締役会長・CEO 2020年8月 ダウ・ケミカル日本株式会社代表取締役社長 2022年6月 同社取締役辞任	(注) 2	5,100
計					354,563

(注) 1 取締役 松本正之、同 アーサー M. ミッチェル、同 山崎彰三、同 河野雅治、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 取締役の任期は、2022年6月29日開催の定時株主総会での選任後2022年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

3 当社は指名委員会等設置会社であります。委員会の構成及び委員長については、以下のとおりであります。
指名委員会：筒井義信(委員長)、國部 毅、松本正之、アーサー M. ミッチェル、河野雅治、桜井恵理子
監査委員会：松本正之(委員長)、井上篤彦、一色俊宏、山崎彰三、新保克芳
報酬委員会：新保克芳(委員長)、國部 毅、太田 純、アーサー M. ミッチェル、筒井義信、桜井恵理子

ロ. 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役社長 (代表執行役)	グループ CEO	太田 純	(注) 1	(注) 1	(注) 2	(注) 1
執行役副社長 (代表執行役)	グローバル 事業部門共同 事業部門長	今枝 哲郎	1962年5月 2日生	1986年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2016年9月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2020年4月 同専務執行役員 2020年5月 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 同専務執行役員 2022年4月 同取締役兼専務執行役員 2023年3月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職) 2023年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注) 2	35,028
執行役副社長 (代表執行役)	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	中島 達	1963年9月 14日生	1986年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2016年4月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2019年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2019年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 執行役専務 2022年4月 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2023年3月 同取締役 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注) 2	36,655
執行役専務	市場事業 部門長	小池 正道	1963年10月 25日生	1987年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 2015年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2017年7月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 2018年4月 同常務執行役員 2020年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	31,799
執行役専務	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	金丸 宗男	1964年4月 9日生	1987年4月 株式会社住友銀行入行 2015年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員辞任 2020年4月 同常務執行役員 2021年4月 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	26,434
執行役専務	グループ CRO	工藤 禎子	(注) 1	(注) 1	(注) 2	(注) 1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役専務	リテール事業部門長	山下 剛史	1964年12月7日生	1988年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2021年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	27,383
執行役専務	グループCIO	内川 淳	1965年1月20日生	1988年4月 2018年4月 2021年4月 2022年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	(注) 2	24,340
執行役専務	グループCCO	百留 秀宗	1965年2月27日生	1988年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2022年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	(注) 2	28,788
執行役専務	グループCAE	三上 剛	1966年2月16日生	1988年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2020年4月 2022年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員辞任 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行常務執行役員辞任	(注) 2	35,447
執行役専務	グローバル事業部門共同事業部門長	中村 敬一郎	1966年12月14日生	1989年4月 2017年4月 2020年4月 2023年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 3	22,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役専務	グループ C D I O	磯 和 啓 雄	1966年10月 8日生	1990年4月 株式会社住友銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 決済企画部長兼ITイノベーション推進部付部長 2019年4月 株式会社三井住友銀行決済企画部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 2022年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 3	16,870
執行役専務	グループ C F O兼 グループ C S O	伊 藤 文 彦	1967年4月 13日生	1990年4月 株式会社住友銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2018年10月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 2020年4月 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 3	20,017
執行役専務	グループ C H R O	小 林 喬	1967年6月 21日生	1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年3月 同取締役兼常務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職)	(注) 3	20,591
計 (注) 4						325,952

- (注) 1 「(2) 役員の状況 ①役員一覧 a. 有価証券報告書提出日現在の役員の状況 イ. 取締役の状況」に記載されております。
- 2 執行役の任期は、2022年6月から2022年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
- 3 執行役の任期は、2023年4月から2022年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
- 4 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。

b. 定時株主総会後の役員の状況

2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役15名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

男性23名 女性3名（役員のうち女性の比率11.5%）

イ. 取締役の状況

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	國部毅	1954年3月8日生	1976年4月 株式会社住友銀行入行 2003年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 2006年10月 同常務執行役員 2007年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2007年6月 同取締役 2009年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2011年4月 同頭取兼最高執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役社長 2019年4月 同取締役会長（現職） 2021年10月 株式会社三井住友銀行取締役会長 2023年4月 同取締役辞任	(注) 2	91,081
取締役	太田純	1958年2月12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2014年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2015年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役兼副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役副社長 2018年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役社長（現職） 株式会社三井住友銀行取締役辞任	(注) 2	61,604
取締役	福留朗裕	1963年1月1日生	1985年4月 株式会社三井銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 同常務執行役員 2017年12月 同常務執行役員辞任 2018年1月 トヨタ自動車株式会社販売金融事業本部本部長 トヨタファイナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 2021年3月 トヨタ自動車株式会社販売金融事業本部本部長退任 トヨタファイナンシャルサービス株式会社代表取締役社長辞任 2021年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2022年12月 同取締役兼専務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役辞任 株式会社三井住友銀行頭取（現職） 2023年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役（現職）	(注) 2	25,039
取締役	工藤禎子	1964年5月22日生	1987年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2017年4月 同常務執行役員 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2021年3月 同取締役兼専務執行役員（現職） 2021年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 2021年6月 同取締役 執行役専務（現職）	(注) 2	30,875

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	伊藤文彦	1967年4月13日生	1990年4月 株式会社住友銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2018年10月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 2020年4月 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職) 2023年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役専務(現職)	(注) 2	20,017
取締役	一色俊宏	1962年9月15日生	1985年4月 株式会社住友銀行入行 2013年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2019年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2021年4月 同専務執行役員退任 2021年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2023年6月 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	(注) 2	36,358
取締役	後野義之	1965年4月22日生	1988年4月 株式会社住友銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 2021年10月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年4月 同常務執行役員辞任 2023年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	18,051
取締役	川崎靖之	1959年4月30日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2015年4月 同取締役兼専務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長 2018年4月 同副会長 株式会社三井住友銀行副会長 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長退任 株式会社三井住友銀行副会長退任 2020年5月 SMBC日興証券株式会社代表取締役兼副社長執行役員 2021年4月 同代表取締役会長(現職) 2021年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	32,349
取締役	松本正之	1944年4月14日生	1967年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東海旅客鉄道株式会社入社 2004年6月 同社代表取締役社長 2010年4月 同社代表取締役副会長 2011年1月 同社取締役辞任 2011年1月 日本放送協会会長 2014年1月 同協会退職 2014年4月 東海旅客鉄道株式会社特別顧問(現職) 2015年6月 株式会社三井住友銀行取締役 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役退任	(注) 2	3,400
取締役	山崎彰三	1948年9月12日生	1970年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1974年9月 公認会計士登録(現職) 1991年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 2010年6月 有限責任監査法人トーマツ退職 2010年7月 日本公認会計士協会会長 2013年7月 同協会相談役(現職) 2014年4月 東北大学会計大学院教授 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	1,700

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	筒井 義信	1954年1月30日生	1977年4月 日本生命保険相互会社入社 2004年7月 同社取締役 2007年1月 同社取締役執行役員 2007年3月 同社取締役常務執行役員 2009年3月 同社取締役専務執行役員 2010年3月 同社代表取締役専務執行役員 2011年4月 同社代表取締役社長 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2018年4月 日本生命保険相互会社代表取締役会長(現職)	(注) 2	—
取締役	新保 克芳	1955年4月8日生	1984年4月 弁護士登録(現職) 1999年11月 新保法律事務所弁護士(現職) 2015年6月 株式会社三井住友銀行監査役 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役辞任	(注) 2	3,400
取締役	桜井 恵理子	1960年11月16日生	1987年6月 Dow Corning Corporation入社 2008年5月 東レ・ダウコーニング株式会社取締役 2009年3月 同社代表取締役会長・CEO 2011年5月 Dow Corning Corporationリージョナルプレジデント-日本/韓国 2015年2月 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2018年5月 ダウ・シリコーン・ホールディング・ジャパン合同会社 代表社員ダウ・スイツァーランド・ホールディング・ ゲーエムベーハー職務執行者 2018年6月 ダウ・東レ株式会社代表取締役会長・CEO 2020年8月 ダウ・ケミカル日本株式会社代表取締役社長 2022年6月 同社取締役辞任	(注) 2	5,100
取締役	チャールズ D. レイク II	1962年1月8日生	1990年6月 The Office of the U.S. Trade Representative (米国通商代表部) 入所 特別補佐官 1990年12月 米国ペンシルベニア州弁護士登録(現職) 1992年8月 米国通商代表部日本部長 1993年7月 同代表部日本部長兼次席通商代表付特別顧問 1995年1月 Dewey Ballantine LLP 弁護士 1996年10月 米国ワシントンD.C. 弁護士登録(現職) 1999年2月 Aflac International, Inc. 法律顧問兼バイス・プレジデント 1999年6月 American Family Life Assurance Company of Columbus日本支社 (現アフラック生命保険株式会社) 執行役員・法律顧問 2001年1月 同社常務執行役員・法律顧問 2001年4月 同社常務執行役員・統括法律顧問 2001年7月 同社副社長 2003年1月 同社日本における代表者・社長 2005年4月 同社日本における代表者・副会長 2008年7月 同社日本における代表者・会長 2014年1月 Aflac International, Inc. 取締役社長(現職) 2018年4月 アフラック生命保険株式会社代表取締役会長(現職) 2023年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	—

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	ジェニファー ロジャーズ	1963年6月 22日生	1989年9月 Haight Gardner Poor & Havens法律事務所 (現Holland & Knight LLP) 入所 1990年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現職) 1991年2月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1994年12月 メリルリンチ日本証券株式会社(現BofA証券株式会社) 入社 2000年11月 Merrill Lynch Europe Plc 2006年7月 Merrill Lynch (Asia Pacific) Limited (現Bank of America Corporation) (香港) 2012年1月 Bank of America Merrill Lynch (現Bank of America Corporation) (New York) 2012年11月 Asurion Asia Pacific Limitedゼネラル・カウンセルアジア 2014年11月 アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 ゼネラル・カウンセルアジア(現職) 2021年1月 The American Chamber of Commerce in Japan (在日米国商工会議所) 会頭 2023年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	—
計					328,974

- (注) 1 取締役 松本正之、同 山崎彰三、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子、同 チャールズ D. レイク II、同 ジェニファー ロジャーズの7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、2023年6月29日開催予定の定時株主総会での選任後2023年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 当社は指名委員会等設置会社であります。委員会の構成及び委員長については、2023年6月29日開催予定の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会において以下のとおり決議する予定であります。
- 指名委員会：筒井義信(委員長)、國部 毅、松本正之、桜井恵理子、チャールズ D. レイク II
監査委員会：松本正之(委員長)、一色俊宏、後野義之、山崎彰三、新保克芳
報酬委員会：新保克芳(委員長)、國部 毅、太田 純、筒井義信、桜井恵理子、ジェニファー ロジャーズ

ロ. 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役社長 (代表執行役)	グループ CEO	太田 純	(注) 1	(注) 1	(注) 2	(注) 1
執行役副社長 (代表執行役)	グローバル 事業部門共同 事業部門長	今枝 哲郎	1962年5月 2日生	1986年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2016年9月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2020年4月 同専務執行役員 2020年5月 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2022年4月 同専務執行役員 2023年3月 同取締役兼専務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注) 2	35,028
執行役副社長 (代表執行役)	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	中島 達	1963年9月 14日生	1986年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2016年4月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2019年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2019年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 執行役専務 2022年4月 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2023年3月 同取締役 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注) 2	36,655
執行役専務	市場事業 部門長	小池 正道	1963年10月 25日生	1987年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 2015年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2017年7月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 2018年4月 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 2	31,799

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役専務	ホールセール事業部門共同事業部門長	金丸宗男	1964年4月9日生	1987年4月 2015年4月 2017年4月 2018年4月 2020年4月 2021年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 同常務執行役員 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	26,434
執行役専務	グループCRO	工藤禎子	(注) 1	(注) 1		(注) 2	(注) 1
執行役専務	リテール事業部門長	山下剛史	1964年12月7日生	1988年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2021年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	27,383
執行役専務	グループCIO	内川淳	1965年1月20日生	1988年4月 2018年4月 2021年4月 2022年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	(注) 2	24,340
執行役専務	グループCCO	百留秀宗	1965年2月27日生	1988年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2022年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	(注) 2	28,788
執行役専務	グループCAE	三上剛	1966年2月16日生	1988年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2020年4月 2022年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	35,447
執行役専務	グローバル事業部門共同事業部門長	中村敬一郎	1966年12月14日生	1989年4月 2017年4月 2020年4月 2023年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注) 2	22,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役専務	グループ C D I O	磯 和 啓 雄	1966年10月 8日生	1990年4月 株式会社住友銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 決済企画部長兼ITイノベーション推進部付部長 2019年4月 株式会社三井住友銀行決済企画部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 2022年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 2	16,870
執行役専務	グループ C F O兼 グループ C S O	伊 藤 文 彦	(注) 1	(注) 1	(注) 2	(注) 1
執行役専務	グループ C H R O	小 林 喬	1967年6月 21日生	1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行入行 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2023年3月 同取締役兼常務執行役員 2023年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職)	(注) 2	20,591
計 (注) 3						305,935

(注) 1 「(2) 役員 の 状 況 ① 役 員 一 覧 b. 定 時 株 主 総 会 後 の 役 員 の 状 況 イ. 取 締 役 の 状 況」 に 記 載 さ れ て お り ま す。

2 執行役の任期は、2023年6月から2023年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

3 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。

② 社外役員の状況

(当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要)

有価証券報告書提出日現在、当社社外取締役は7名となっております(2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役15名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社社外取締役は7名となる予定です)。

社外取締役である松本正之氏は東海旅客鉄道株式会社の特別顧問に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2022年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行から東海旅客鉄道株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役であるアーサーM. ミッチェル氏はニューヨーク州弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である山崎彰三氏は公認会計士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である河野雅治氏は外交官経験者であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である筒井義信氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役会長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2022年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行から日本生命保険相互会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である新保克芳氏は弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である桜井恵理子氏は企業経営経験者であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会における社外取締役候補であるチャールズ D. レイク II氏は、Aflac International, Inc. の取締役社長及びアフラック生命保険株式会社の代表取締役会長に就任しておりますが、両社と当社グループとの間における2022年度の取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行からAflac International, Inc. 及びアフラック生命保険株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、両社は当社株式を保有していないこと等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会における社外取締役候補であるジェニファー ロジャーズ氏は、アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社のゼネラル・カウンセリアジアに就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2022年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行からアシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有していないこと等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

(社外取締役の独立性に関する基準)

当社は、経営から独立した社外からの人材の視点を取り入れることは、経営の透明性を高めるうえで重要と考えており、様々な分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験と専門的知見を有する社外取締役が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行っております。

現在、社外取締役全員が、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、当社が上場している東京、名古屋の各金融商品取引所の定める独立性の要件を満たしております。また、2023年6月29日開催予定の第21回定時株主総会における社外取締役候補全員についても、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、当社が上場している東京、名古屋の各金融商品取引所の定める独立性の要件を満たしております。なお、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準は以下の通りです。

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（※1）において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 主要な取引先（※2）

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体を含む。以下同じ）である場合は、その業務執行者。
- (2) 当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (2) 当社・株式会社三井住友銀行から、多額の金銭その他の財産（※3）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員。

3. 寄付

当社・株式会社三井住友銀行から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者（※4）

次に掲げるいずれかの者（重要（※5）でない者を除く）の近親者。

- (1) 上記1.～4. に該当する者。
- (2) 当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。

※1. 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない

※2. 「主要な取引先」の定義

- ① 当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当社・株式会社三井住友銀行宛売上高の割合が2%を超える場合
- ② 当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先：当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合

※3. 「多額の金銭その他の財産」の定義

当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産

※4. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

※5. 「重要」である者の例

- 各会社の役員・部長クラスの者
- 会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

以上

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役のうち3名は、監査委員会の委員長又は委員となっており、監査委員会は、内部監査担当部署及び会計監査人から監査結果等の報告を受け、その内容を審議しております。また、監査委員以外の社外取締役は、取締役会を通じ、監査委員会より、当該審議の結果につき遅滞なく報告を受けております。また、社外取締役は、取締役会若しくは監査委員会又はそれらの双方を通じ、内部監査、コンプライアンス及びリスク管理の各担当部署等より、業務執行の状況について適時報告を受けております。以上の通り、社外取締役は、内部監査担当部署、監査委員会及び会計監査人と相互に連携し、適切に業務執行を監督又は監査しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

監査委員会は、取締役会の内部委員会として、5名の監査委員で構成されており、法令及び定款に則り設置しております。そのうち山崎彰三氏は、公認会計士の資格を有しており、有限責任監査法人トーマツの代表社員、及び日本公認会計士協会会長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は監査委員会を原則月1回、乃至2回開催しており、当事業年度における個々の監査委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松本 正之	16回	16回
山崎 彰三	16回	16回
新保 克芳	16回	16回
井上 篤彦	16回	16回
一色 俊宏	16回	16回

監査委員会における具体的な検討内容として、監査委員会規程に定めている6項目（財務報告、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、会計監査人、及び子会社の経営）について監視・監督を行っております。

監査委員会は、予め定めた監査方針・監査計画に基づき、各委員の分担を決めたうえで、重要な会議への出席、取締役及び執行役等からの職務執行状況の聴取、社内各部署からの報告聴取や営業拠点への往査等により、取締役及び執行役の職務執行状況を監査しております。また、内部統制システムに関する事項については、内部統制部署等から報告を受け、必要に応じて調査を求めているほか、主要なグループ会社に関しては、各社の監査等委員である取締役または監査役に就任している監査委員補佐等から、各社の内部統制システムの構築・運用の状況等の報告を受けております。

当事業年度における、上記6項目の具体的な内容は以下のとおりであります。

- (i) [財務報告] 財務報告に係る内部統制強化に向けた施策の履行状況や特別の検討を要する会計監査上の論点についての取扱い等の点に関し、社内各部署よりその状況を聴取。
- (ii) [リスク管理] サイバーセキュリティの態勢高度化や緊急時態勢整備、金融環境変化への対応状況、内部管理態勢の強化等の点に関し、社内各部署よりその状況を聴取した他、関連する社内会議に出席。
- (iii) [コンプライアンス] AML/CFT態勢整備の状況や労務リスク管理状況、グループ会社連携に係るコンプライアンス等の点に関し、社内各部署よりその状況を聴取した他、関連する社内会議に出席。
- (iv) [内部監査] 実効的なグループ・グローバル監査態勢の構築等の点に関し、内部監査部門と定期的な面談等を通じてその状況を確認。
- (v) [会計監査人] 会計監査の相当性や監査上の主要な検討事項に係るコミュニケーション等の点に関し、会計監査人からの報告聴取等を通じて確認。
- (vi) [子会社の経営] 企業集団の内部統制システムの構築・運用の状況に関し、グループ会社の内部管理態勢の強化状況やグループ内連携態勢の高度化状況、内部通報制度の有効性・高度化の状況等について、社内各部署よりその状況を聴取した他、主要なグループ会社の取締役等からも状況を聴取。

また、監査委員会は、グループCAEの人事異動について同意権を有しており、グループCAEを通じて、内部監査体制の整備・運用状況や内部監査の実施状況の報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行っております。

更に、監査委員会は、会計監査人から監査計画、監査手続及び監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見・情報交換を行う等、連携の強化を図るとともに、会計監査人が独立の立場を保持して適切な監査を行っているかを監査しております。加えて、監査上の主要な検討事項として、株式会社三井住友銀行の法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価及びその他の重要事項について、社内関係各部署及び会計監査人より詳細な説明を受け質疑を行いました。

監査委員会における審議結果の概要は、監査委員会より毎回取締役会へ報告し、必要に応じて執行役等に対して提言や意見表明を行っております。

② 内部監査の状況

当社は、監査委員会のもとで、各事業部門、リスク管理・コンプライアンス担当部署等から独立した内部監査担当部署として監査部を設置しているほか、グループ各社においても、業務ライン等から独立した監査部を原則設置しております。グループ全体の監査活動については、グループC A Eが統括する体制としております。

監査部は、グループの業務運営の適切性及び資産の健全性の確保を目的として、監査委員会・取締役会で決定した「グループ内部監査規程」及び「内部監査基本方針・基本計画」に基づき、当社各及びグループ会社に対する内部監査を実施するとともに、グループ各社の内部監査実施状況を継続的にモニタリングすること等を通じ、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っております。主な監査結果については、監査委員会、グループ経営会議に定例的に報告を行っており、同委員会を通じて、取締役会にも報告を行っております。また、監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会（注）の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。

当社における、2023年3月末現在の監査部の人員は132名となっております。また、当社の重要な子会社である株式会社三井住友銀行における、2023年3月末現在の監査部門（監査部及び与信監査部）の人員は419名となっております。

（注） 内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors, Inc.（IIA））

内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究及び内部監査の国際的資格である「公認内部監査人（CIA）」の試験開催及び認定が主要な活動。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称・継続監査期間

当社は、発足時の2002年に、有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日監査法人との間で監査契約を締結して以来、有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。同監査法人の間では、財務やリスク管理、コンプライアンス等の担当部署が定期的に情報交換を実施するなど、会計監査の実効性向上に努めております。

尚、当社の子会社である株式会社三井住友銀行においては、その前身の株式会社住友銀行と、有限責任 あずさ監査法人の前身である監査法人朝日会計社との間で、1976年から監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ロ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 大塚 敏弘、仁木 一秀、西 文兵衛
なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 96名、その他 213名

二. 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、グローバルに当社をサポートする規模・体制等を有することを理由に、監査公認会計士等として、日本における最大手の監査法人事務所の一角を占め、また世界的監査法人ネットワークに所属する、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。また、監査委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には監査公認会計士等の解任を検討するほか、会社法第337条第3項に定められる欠格事項に該当する場合、監査公認会計士等が期初に表明した独立性に関する職業倫理規程等を遵守していない場合、職務遂行体制が適正に構築されていない場合、外部からの評価に問題がある場合、その他監査公認会計士等が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第404条第2項に基づき監査公認会計士等の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

ホ. 監査委員会による監査法人の評価

当社では、監査委員会において、監査公認会計士等を適切に評価するための基準を策定しております。そのうえで、監査公認会計士等の解任または不再任を定時株主総会の議案の内容とすることの要否について検討する際に、監査公認会計士等の独立性、専門性、体制整備状況、職務遂行状況、および外部評価等の項目を確認のうえ、監査公認会計士等の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	1,950	0	1,961	0
連結子会社	2,331	31	2,457	37
計	4,282	31	4,419	38

当社における非監査業務の内容は、内部監査部員に対する一般的な研修業務であります。
また、連結子会社における非監査業務の内容は、カスタディ業務に係る保証業務等であります。
なお、連結子会社における監査証明業務に基づく報酬は、ファンド監査の報酬を含んでおります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（イ. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	1	—	7
連結子会社	2,038	183	2,373	208
計	2,038	184	2,373	216

当社における非監査業務の内容は、サステナビリティ関連情報に関する保証業務等であります。
また、連結子会社における非監査業務の内容は、内部管理体制の検証業務等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当ありません。

二. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、前事業年度までの監査内容及び監査法人から提示された当事業年度の監査計画の内容等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、監査公認会計士等の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、監査公認会計士等としての報酬等につき、会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役、執行役及び執行役員（以下、「役員等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「本方針」）を定めております。なお、本方針の改廃は、当社報酬委員会決議により決定いたします。

本方針は、当社グループの経営理念及び中長期的に目指す姿であるビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としております。

<基本コンセプト>

当社の役員等の報酬は、以下に掲げる考え方にに基づき決定する。

- 当社グループの経営理念及びビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
- 当社グループの経営環境や短期・中長期の業績等を反映するとともに、株主価値の向上やお客さまへの価値提供、持続可能な社会の実現への貢献等を踏まえた報酬体系とする。
- 各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。
- 第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。
- 過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのプルーデンスを確保する。
- 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。
- 適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

<報酬体系>

- 当社の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」・「賞与」・「株式報酬」の構成とする。
ただし、社外取締役及び監査委員の報酬は、経営の監督機能としての役割を踏まえ、「基本報酬」のみの構成とする。
- 業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績等を踏まえて変動する業績連動部分の比率の目安を40%程度とする。
業績連動部分は、当社グループの業績、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度及び各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。
- 株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、株式で支給する報酬の比率の目安を25%程度とし、役員等の株式保有を進める。
- なお、業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安としつつ、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。
- 「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定し、定期的に支給する。
- 「賞与」は、前年度の当社グループの業績、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度及び個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて年度ごとに決定する。決定した金額のうち、原則として70%程度を現金にて支給し、30%程度を「株式報酬Ⅱ」として支給する。

イ. 業績指標及び評価ウェイトの内容は以下のとおり。

業績指標		評価ウェイト
SMB C業務純益（※1）	前期比/計画比	50%
SMB C税引前当期純利益（※2）	前期比/計画比	25%
SMFG当期純利益（※3）	前期比/計画比	25%

※1 株式会社三井住友銀行の業務純益に当社グループ各社との協働収益等を加算。

※2 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

※3 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

なお、業績指標に十分に反映されない事情を認める場合、報酬委員会は、当該事情を総合的に判断し、上下±5%の範囲内で評価に反映することがある。

ロ. 持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度は、単年度の「KPI達成率」及び「主要なESG評価機関の評価結果」等を評価し、上記「イ。」により得られた評価に上下±10%の範囲内で反映する。

○「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬Ⅰ」、単年度業績等に基づき決定する「株式報酬Ⅱ」、役員等に応じて支給する「株式報酬Ⅲ」の3類型による構成とする。

- ・「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。
- ・「株式報酬Ⅰ」は、当社グループの中期経営計画対象期間の計画達成状況や当社株式のパフォーマンス、社会的価値の創造のKPI達成率等をもとに、中期経営計画の対象期間終了後に報酬額を決定し、支給する。評価指標は、財務指標（中期経営計画目標）70%、株式指標15%、非財務指標15%の評価ウェイトにより算出する。評価指標及び評価ウェイトの内容は以下のとおり。

評価指標（※1、2）		評価ウェイト
財務指標	ROCE T1（※3）	20%
	ベース経費（※4）	20%
	SMFG業務粗利益（※5）	15%
	SMFG当期純利益（※6）	15%
株式指標	TSR（株主総利回り）（※7）	15%
非財務指標	社会的価値の創造（※8）	15%

※1 上記指標に加え、報酬委員会は調整項目として「新たなビジネス領域への取り組み」・「コンプライアンス・お客さま本位・リスク管理」の2項目を総合的に判断し、上下±5%の範囲内で評価に反映する。

※2 「CE T1比率（バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く）」をロックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬Ⅰ」を不支給とする。

※3 バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。

※4 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。

※5 当社グループの連結粗利益。

※6 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

※7 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する。

※8 「社会的価値の創造」については、環境（FE削減・サステナビリティファイナンス実行額）・従業員（従業員エンゲージメント・DE&I）に関するKPIの達成率のほか、SMB Cグループが設定する5つの重点課題（「環境」・「DE&I」・「人権」・「貧困・格差」・「少子高齢化」・「日本の再成長」）への取組状況に応じて、報酬委員会が評価する。

・「株式報酬Ⅱ」は、前年度の当社グループの業績、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度及び個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定のうえ支給し、実質的に繰延報酬として機能させる。

・「株式報酬Ⅲ」は、役員等に応じて決定し、支給する。

○財務諸表の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合には、「株式報酬」について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。

○<報酬体系>に記載の以上の事項にかかわらず、役員等の当社グループ各社における役割その他合理的な事情により以上の事項を適用することが適切でない報酬委員会が判断する場合や、海外現地採用の役員等及び日本国外に在住・在勤する役員等については、<基本コンセプト>に加え、各国の報酬規制・税制、報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に報酬を設計する。

<報酬の決定プロセス>

○当社は、指名委員会等設置会社として、「報酬委員会」を設置し、役員等の報酬等に関し、以下の事項を決定する。

- ・本方針、上記<報酬体系>を含む役員報酬制度及び本方針に関する規程
- ・当社取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容

○報酬委員会は、上記に加え、以下の事項を審議する。

- ・当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容
- ・当社の主な子会社の役員報酬制度 等

(参考) 報酬委員会の活動状況

- ・報酬委員会開催回数 7回(2022年4月1日～2023年3月31日)
- ・開催時期と主な議論の内容は以下に記載のとおりであります。

開催時期	主な議論の内容
2022年4月	・2021年度役員賞与の支給方針と業績評価係数の決定
2022年6月	・取締役／執行役等の個人別の報酬等の内容 ・グループ会社1社の役員報酬体系の改定 ・株式報酬Ⅰの評価項目達成状況 等
2022年6月	・取締役／執行役等の個人別の報酬等の内容
2022年10月	・次期中期経営計画期間における株式報酬Ⅰの評価方法検討
2022年10月	・SMB C日興証券株式会社における相場操縦事案や、銀証ファイアーウォール規制違反事案を受けた役員処分
2023年2月	・当社及び当社グループ各社の、他社動向等を踏まえた役員報酬レビュー ・次期中期経営計画期間における株式報酬Ⅰの評価方法検討 等
2023年3月	・取締役／執行役等の個人別の報酬等の内容 ・グループ会社1社の役員報酬体系改定 ・次期中期経営計画期間における株式報酬Ⅰの評価方法検討 等

本方針は、2023年4月26日開催の報酬委員会の決議により改定しております。

<報酬体系>に記載のとおり、「株式報酬Ⅰ」の決定にあたり、社会的価値の創造に係る達成度を、K P Iの達成率等に応じて評価し、反映するなどの変更を行っております。なお、当事業年度の役員等の個人別の報酬等は改定前の方針に基づいて支給しております。

< 当社の役員等の報酬体系（改定前） >

■ 金銭報酬 ■ 株式報酬 ■ 業績連動報酬

報酬の種類	支給基準（変動幅）・業績指標の内容	支給方法																		
基本報酬	固定報酬	● 現金																		
賞与（金銭報酬）	年度業績連動（0～150%）*2 「基準額」×「SMFG/SMBCの年度業績・サステナビリティ実現への取組み・個人の職務遂行状況等」	● 現金：70% ● 譲渡制限付株式：30%																		
賞与（株式報酬Ⅱ）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業績指標*3</th> <th>評価ウェイト</th> <th>ESG評価指標</th> <th>評価ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SMBC業務純益*4</td> <td>前期比/計画比</td> <td>50%</td> <td>KPI達成率*7</td> <td rowspan="3">±10%</td> </tr> <tr> <td>SMBC税引前当期純利益*5</td> <td>前期比/計画比</td> <td>25%</td> <td rowspan="2">主要ESG評価機関評価</td> </tr> <tr> <td>SMFG当期純利益*6</td> <td>前期比/計画比</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>		業績指標*3		評価ウェイト	ESG評価指標	評価ウェイト	SMBC業務純益*4	前期比/計画比	50%	KPI達成率*7	±10%	SMBC税引前当期純利益*5	前期比/計画比	25%	主要ESG評価機関評価	SMFG当期純利益*6	前期比/計画比	25%	
業績指標*3			評価ウェイト	ESG評価指標	評価ウェイト															
SMBC業務純益*4	前期比/計画比	50%	KPI達成率*7	±10%																
SMBC税引前当期純利益*5	前期比/計画比	25%	主要ESG評価機関評価																	
SMFG当期純利益*6	前期比/計画比	25%																		
株式報酬Ⅰ	中期業績連動（0～150%）*8 「基準額」×「SMFGの中期業績等」 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業績指標</th> <th>評価ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">財務項目</td> <td>ROCE1*9</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>ベース経費*10</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>SMFG業務粗利益*11</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>SMFG当期純利益*6</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>株式項目</td> <td>TSR(株主総利回り)*12</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>定性項目</td> <td>お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み</td> <td>±10%</td> </tr> </tbody> </table> [CET1比率]をノックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬Ⅰ」を不支給とする	業績指標		評価ウェイト	財務項目	ROCE1*9	20%	ベース経費*10	20%	SMFG業務粗利益*11	20%	SMFG当期純利益*6	20%	株式項目	TSR(株主総利回り)*12	20%	定性項目	お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み	±10%	● 譲渡制限付株式
業績指標		評価ウェイト																		
財務項目	ROCE1*9	20%																		
	ベース経費*10	20%																		
	SMFG業務粗利益*11	20%																		
	SMFG当期純利益*6	20%																		
株式項目	TSR(株主総利回り)*12	20%																		
定性項目	お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み	±10%																		
株式報酬Ⅲ	（役位昇進時）	● 譲渡制限付株式																		

*1. 業績連動報酬は、基本報酬の100%を上限とする。 *2. 報酬委員会が、年度ごとに報酬額を決定する。
 *3. 業績指標に十分に反映されない事情を認める場合、経営環境に応じた適切な報酬とすべく、報酬委員会の審議で最大±5%の範囲内で評価に反映することがある。
 *4. 株式会社三井住友銀行の業務純益にSMBCグループ各社との協働収益等を加算。
 *5. 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。 *6. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。
 *7. [SMBC Group GREEN×GLOBE 2030]に掲げる主要なKPIの単年度の達成率。
 *8. 報酬委員会が、中期経営計画終了後に報酬額を決定する。 *9. パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。
 *10. 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。 *11. 当社グループの連結粗利益。
 *12. 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する。

■ 金融業としてのブルーデンス確保

株式報酬Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは
マルスクローバックの対象

< 当社の役員等の報酬体系（改定後） >

■ 金銭報酬 ■ 株式報酬 ■ 業績連動報酬

報酬の種類	支給基準（変動幅）・業績指標の内容	支給方法																					
基本報酬	固定報酬	● 現金																					
賞与（金銭報酬）	年度業績連動（0～150%）*2 「基準額」×「SMFG/SMBCの年度業績・サステナビリティ実現への取組み・個人の職務遂行状況等」	● 現金：70% ● 譲渡制限付株式：30%																					
賞与（株式報酬Ⅱ）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業績指標*3</th> <th>評価ウェイト</th> <th>ESG評価指標</th> <th>評価ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SMBC業務純益*4</td> <td>前期比/計画比</td> <td>50%</td> <td>KPI達成率*7</td> <td rowspan="3">±10%</td> </tr> <tr> <td>SMBC税引前当期純利益*5</td> <td>前期比/計画比</td> <td>25%</td> <td rowspan="2">主要ESG評価機関評価</td> </tr> <tr> <td>SMFG当期純利益*6</td> <td>前期比/計画比</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>		業績指標*3		評価ウェイト	ESG評価指標	評価ウェイト	SMBC業務純益*4	前期比/計画比	50%	KPI達成率*7	±10%	SMBC税引前当期純利益*5	前期比/計画比	25%	主要ESG評価機関評価	SMFG当期純利益*6	前期比/計画比	25%				
業績指標*3			評価ウェイト	ESG評価指標	評価ウェイト																		
SMBC業務純益*4	前期比/計画比	50%	KPI達成率*7	±10%																			
SMBC税引前当期純利益*5	前期比/計画比	25%	主要ESG評価機関評価																				
SMFG当期純利益*6	前期比/計画比	25%																					
株式報酬Ⅰ	中期業績連動（0～150%）*8 「基準額」×「SMFGの中期業績等」 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価指標</th> <th>評価ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">財務指標</td> <td>ROCE1*9</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>ベース経費*10</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>SMFG業務粗利益*11</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>SMFG当期純利益*6</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>株式指標</td> <td>TSR(株主総利回り)*12</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>非財務指標</td> <td>社会的価値の創造*13</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>調整項目</td> <td>新たなビジネス領域への取組み、コンプライアンス・お客さま本位・リスク管理</td> <td>±5%</td> </tr> </tbody> </table> [CET1比率]をノックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬Ⅰ」を不支給とする	評価指標		評価ウェイト	財務指標	ROCE1*9	20%	ベース経費*10	20%	SMFG業務粗利益*11	15%	SMFG当期純利益*6	15%	株式指標	TSR(株主総利回り)*12	15%	非財務指標	社会的価値の創造*13	15%	調整項目	新たなビジネス領域への取組み、コンプライアンス・お客さま本位・リスク管理	±5%	● 譲渡制限付株式
評価指標		評価ウェイト																					
財務指標	ROCE1*9	20%																					
	ベース経費*10	20%																					
	SMFG業務粗利益*11	15%																					
	SMFG当期純利益*6	15%																					
株式指標	TSR(株主総利回り)*12	15%																					
非財務指標	社会的価値の創造*13	15%																					
調整項目	新たなビジネス領域への取組み、コンプライアンス・お客さま本位・リスク管理	±5%																					
株式報酬Ⅲ	（役位昇進時）	● 譲渡制限付株式																					

*1. 業績連動報酬は、基本報酬の100%を上限とする。 *2. 報酬委員会が、年度ごとに報酬額を決定する。
 *3. 業績指標に十分に反映されない事情を認める場合、経営環境に応じた適切な報酬とすべく、報酬委員会の審議で最大±5%の範囲内で評価に反映することがある。
 *4. 株式会社三井住友銀行の業務純益にSMBCグループ各社との協働収益等を加算。
 *5. 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。 *6. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。
 *7. [SMBC Group GREEN×GLOBE 2030]に掲げる主要なKPIの単年度の達成率。
 *8. 報酬委員会が、中期経営計画終了後に報酬額を決定する。 *9. パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。
 *10. 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。 *11. 当社グループの連結粗利益。
 *12. 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する。
 *13. 環境（FE削減・サステナビリティファイナンス実行額）・従業員（従業員エンゲージメント・DE&I）に関するKPIの達成率のほか、SMBCグループが設定する5つの重点課題（「環境」・「DE&I・人権」・「貧困・格差」・「少子高齢化」・「日本の再成長」）への取組状況に応じて、報酬委員会が評価する。

■ 金融業としてのブルーデンス確保

株式報酬Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは
マルスクローバックの対象

② 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標に関する選定理由及び実績

<年度業績連動報酬>

○選定理由

当社は年度業績連動報酬として、「賞与（金銭報酬）」・「株式報酬Ⅱ」を支給しております。

業績指標には、経営の最終結果である「SMFG当期純利益」、主要な事業子会社の収益力を示す「SMB C業務純益」と「SMB C税引前当期純利益」の3指標を採用し、業績と役員等の報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブとしての機能を担保しております。また、ESG評価指標として単年度の「KPI達成率」及び「主要なESG評価機関の評価結果」を採用し、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度を報酬に反映しております。

○実績

当事業年度を評価対象期間とする「賞与（金銭報酬）」・「株式報酬Ⅱ」について、各業績指標の実績、ESG評価指標の評価結果及び業績評価係数は以下のとおりであります。

賞与（金銭報酬）・株式報酬Ⅱ					
業績指標		評価ウェイト	→	実績（※5）	業績評価係数
SMB C業務純益（※1）	前期比/計画比	50%		61.3%	
SMB C税引前当期純利益（※2）	前期比/計画比	25%		30.9%	
SMFG当期純利益（※3）	前期比/計画比	25%		27.9%	
ESG評価指標		評価ウェイト		評価結果	
KPI達成率（※4）		±10%		+1.5%	
主要ESG評価機関評価					
121%（※6）					

※1 株式会社三井住友銀行の業務純益に当社グループ各社との協働収益等を加算。

※2 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

※3 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

※4 「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」に掲げる主要なKPIの単年度の達成率。

※5 各業績指標の達成状況に評価ウェイトを乗じたもの。

※6 最終的な業績評価係数を算出する際は、実績と評価結果を合計した後、小数点以下を切り捨て、整数値で決定する。

報酬委員会は、当事業年度の業績指標及びESG評価指標の実績に基づき業績評価係数を決定し、これを役員別の賞与基準額の総和に乗じて賞与ファンドを決定します。賞与ファンドをもとに、本方針に定める報酬の決定プロセスに従って、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえ、個人別の業績連動報酬額を決定します。

<中期業績連動報酬>

○選定理由

当社は中期業績連動報酬として、「株式報酬Ⅰ」を支給しております。

当社の中長期の業績と、株主価値の向上、持続的な社会の実現への貢献等に対する役員のアカウンタビリティ・インセンティブを向上させるため、「ROCE1」・「ベース経費」・「SMFG業務粗利益」・「SMFG当期純利益」の財務項目4指標に加え、株式項目として「TSR（株主総利回り）」を採用しております。

上記の定量項目に加え、定性項目として「お客さま満足度」・「ESGへの取組み」・「従業員エンゲージメント」・「新たなビジネス領域への取組み」の4項目への取組みを報酬委員会で総合的に判断し、評価に反映します。

○実績

中期業績連動報酬にかかる業績指標の実績は、以下のとおりであります。

株式報酬Ⅰ					
業績指標（※1）		評価ウェイト	→	業績	評価
財務項目	ROCE T 1（※2）	20%		22.0%	115% （※8）
	ベース経費（※3）	20%		25.0%	
	SMFG業務粗利益（※4）	20%		26.4%	
	SMFG当期純利益（※5）	20%		23.8%	
株式項目	T S R（株主総利回り） （※6）	20%	18.0%		
定性項目	お客さま満足度、E S Gへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み	±10%	±0% （※7）		

※1 「C E T 1比率（パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く）」をロックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬Ⅰ」を不支給とする。

※2 パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。

※3 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。

※4 当社グループの連結粗利益。

※5 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

※6 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のT S Rの相対的な評価により、目標達成度を算出する。

※7 「E S Gへの取組み」及び「新たなビジネス領域への取組み」については着実に進捗したものの、SMB C日興証券株式会社における相場操縦事案及び銀証ファイアウォール規制違反事案を重く受け止め、評価を±0%としたもの。

※8 最終的な評価結果は、実績を合計した後、小数点以下を切り捨て、整数値で決定する。

報酬委員会は、中期経営計画対象期間の業績指標に基づき評価を決定し、本方針に定める報酬の決定プロセスに従って、役位別の基準額に乗じた報酬額をもとに、個人別の中長期業績連動報酬額を決定します。

③ 役員区分ごとの連結報酬等の総額(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区 分	支給人数	報酬等の 総額 (百万円)	金銭報酬		非金銭報酬	
			業績非連動	業績連動		業績非連動
			基本報酬	賞与	株式報酬Ⅰ/Ⅱ	株式報酬Ⅲ
取締役	12	340	302	16	21	—
執行役	14	828	444	175	193	14
計	26	1,169	746	192	215	14

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 執行役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。

3. 執行役を兼務する取締役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

4. 年度業績連動報酬として、「賞与（金銭報酬）」・「株式報酬Ⅱ」を支給しております。

中期業績連動報酬として、「株式報酬Ⅰ」を支給しております。

5. 「株式報酬Ⅰ」・「株式報酬Ⅱ」・「株式報酬Ⅲ」は、譲渡制限付株式により支給される報酬の範囲のうち、当年度に係る金額を記載しております。

④ 役員ごとの連結報酬等の総額(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

氏名 (役員区分)	会社区分	連結報酬等の 総額 (百万円)	金銭報酬		非金銭報酬	
			業績非連動	業績連動		業績非連動
				基本報酬	賞与	
國部 毅 (取締役)	当社	173	46	16	21	—
	株式会社 三井住友銀行		51	16	21	—
高島 誠 (取締役)	当社	204	16	—	—	—
	株式会社 三井住友銀行		97	38	50	—
太田 純 (執行役)	当社	186	96	38	50	—
大島 眞彦 (執行役)	当社	103	29	11	12	—
	株式会社 三井住友銀行		26	11	12	—
夜久 敏和 (執行役)	当社	101	26	10	12	—
	株式会社 三井住友銀行		29	10	12	—
内川 淳 (執行役)	当社	101	22	8	9	—
	株式会社 三井住友銀行		26	8	9	17

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。
上記金額については各社の費用負担額を記載しております。

⑤ 執行役等の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社は、報酬委員会において「役員報酬の決定方針」及び本方針に定める報酬体系を含む役員報酬制度を決定し、本方針に基づく手続きを経て執行役等の個人別の報酬等の内容を決定しております。また、報酬委員会は、第三者による経営者報酬に関する調査結果や、役員報酬制度が当社グループの経営環境や短期・中期の業績を踏まえた適切なインセンティブとして機能しているか等、多角的な審議、検討を行っており、執行役等の個人別の報酬等の内容は本方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は子会社の経営管理を行うことを主たる業務としており、②ロ、ハ及び③については、当社が保有する株式、及び当社の連結子会社のうち投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社である株式会社三井住友銀行の保有する株式について記載しております。なお、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社においては下記のように区分しております。

- 純投資目的 … 投資した株式からの利潤獲得を主目的とするもの
- 純投資目的以外 … 投資した株式からの利潤獲得を主目的としないものであり、取引先企業との取引関係の維持・強化を目的とする、いわゆる政策保有目的で保有する株式のほか、資本業務提携目的、債務者支援目的等で保有する株式が該当します。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

○保有方針

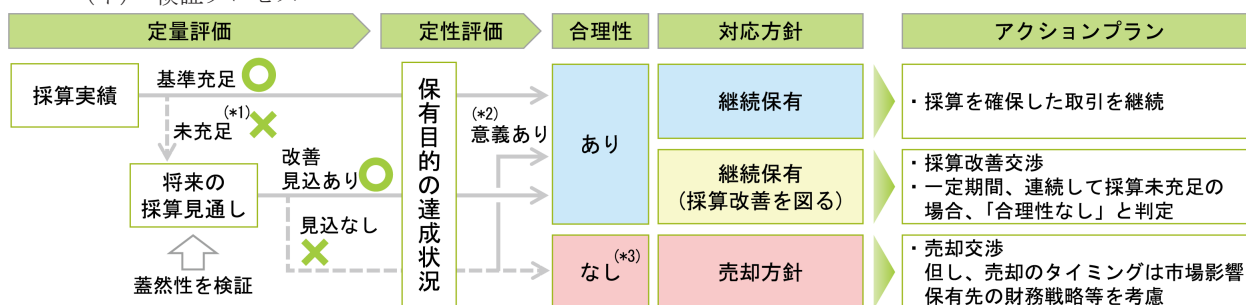
当社の上場株式における「政策保有に関する方針」は次のとおりであります。

- (イ) 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。
- (ロ) 保有の合理性が認められる場合は、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。
- (ハ) 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

○保有の合理性を検証する方法

当社の政策保有株式に係る保有の合理性を検証するプロセス、検証に用いる採算指標は次のとおりであります。

(イ) 検証プロセス



(*1) 一定期間、連続して採算未充足の場合は「合理性なし」

(*2) 再生支援や業務提携など

(*3) 保有先が売却に合意したものは「合理性なし」

(ロ) 採算指標

採算性は、RARORAを用いて検証しており、採算基準は当社の資本コストを上回る水準に設定しております。

RARORA (Risk Adjusted Return on Risk-weighted Asset)

RARORA = コスト控除後利益 (※1) ÷ (与信リスクアセット+株式簿価リスクアセット (※2))

※1 銀行取引等収益から株式保有や与信に伴う信用コスト、ファンディングコスト、経費を控除
株式配当を含み、売却損益・評価損益は含めず

※2 規制強化に伴う株式のリスクアセット増加影響を勘案

また、リスク資本対比の収益性 (RAROC) も計測しますが、株価の変動によってリスク資本が増減するなど、運用指標としての安定性に課題があるため、当面は参考値として使用いたします。

○検証の内容

政策保有株式の保有の合理性については、当事業年度において、前事業年度末時点で保有していた国内上場株式の全てを、前事業年度に係る上記の採算指標等に基づき取締役会で検証した結果、社数では13%、簿価残高では14%が採算基準未充足となり、最終的に保有の合理性がないと判断した株式は簿価残高の6%となりました。保有の合理性がないと判断した株式は、政策保有に関する方針に従い、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

○政策保有株式の削減実績

当社は政策保有株式の削減に取り組んでおり、2020年3月末からの5ヵ年で3,000億円の残高を削減する計画に基づき、2022年度は約580億円(3ヵ年累計約1,800億円)を削減いたしました。

また、2023年5月には、昨今の政策保有株式を取り巻く環境を踏まえ、削減計画を加速する方向へ見直すべく、計画を1年延長の上、削減額を800億円上乗せ、6ヵ年で3,800億円の削減とし、今後3ヵ年で2,000億円を削減する計画を新たに公表しております。

なお、本計画は最低目線として位置づけ、可能な限り超過達成を目指すこととしており、当面の目標として、次期中期経営計画(2026年度~2028年度)の期間中に、当社連結純資産に対する政策保有株式時価残高の割合が20%未満となるよう目処をつける方針です。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

○当社が保有する株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	1	70,848
非上場株式	2	43

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額 の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	80,122	(注)
非上場株式	1	681	(注)

(注) 当事業年度に保有株数が増加した2銘柄80,804百万円は、資本・業務提携等により、当社グループ事業の発展・安定化・円滑化を目指すことを目的に、株式を取得したものです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当ございません。

○株式会社三井住友銀行が保有する株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	950	3,342,273
非上場株式	886	163,962

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額 の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	14	12,069	(注)

(注) 当事業年度に保有株数が増加した14銘柄12,069百万円は、当該株式の発行体である顧客との取引関係の形成・維持・強化を図ることや、資本・業務提携等により、当社グループ事業の発展・安定化・円滑化を目指すことを目的に株式を取得したものです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額 の合計額(百万円)
上場株式	131	184,706
非上場株式	34	12,041

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

○当社が保有する株式

当社が保有する特定投資株式は次のとおりであります。なお、当社はみなし保有株式を保有しておりません。

「―」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (※1)	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
SBIホールディングス株式会社	27,000,000	―	当社は同社による第三者割当増資を引受け、同社グループとの間で、包括的な資本業務提携に関する基本合意書を締結いたしました。また、本資本業務提携の一環として、個人向けデジタル金融サービスに関する業務提携を開始し、個人顧客向け総合金融サービス「Olive」を提供しております。 当社は、上記の個人向けデジタル金融分野のみならず、様々な領域での戦略的関係の維持・強化を目的として、同社株式を保有しております。上記の通り、株式取得により株式数が増加しております。	無 (※2)
	70,848	―		

※1 当社グループの経営方針・経営戦略等、事業の内容およびセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果は上記②イに記載のとおり個別銘柄ごとに検証しておりますが、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

※2 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

○株式会社三井住友銀行が保有する株式

貸借対照表計上額（みなし保有株式にあつては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。）の大きい順の60銘柄は次のとおりであります。銘柄を選定するにあたり、特定投資株式とみなし保有株式の合算は行っておりません。

「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (※1)	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ自動車株式会社	188,057,475	188,057,475	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	353,548	417,957		
ダイキン工業株式会社	8,500,000	9,000,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	201,067	201,690		
Ares Management Corporation	13,364,740	13,364,740	同社はクレジット、プライベートエクイティ、不動産などのオルタナティブ資産に強みを持つ、米国を本拠とする資産運用会社であります。当社は同社との間で、業務提携契約を締結しており、資産運用事業における多面的な業務協業推進のため、同社株式を保有しております。	無
	148,917	132,890		
Kotak Mahindra Bank Limited	32,800,000	32,800,000	同社はインドの民間大手金融機関であり、インドのリテールバンキング、コーポレートバンキングを含む幅広い金融サービスを展開しております。当社は同社と業務提携契約を締結しており、インドにおけるビジネス獲得の観点から、同社株式を保有しております。	無
	92,645	93,192		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (※1)	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社クボタ	36,006,000	36,006,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	71,975	82,921		
第一三共株式会社	13,697,304	17,121,204	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	66,048	45,884		
伊藤忠商事株式会社	14,533,600	14,533,600	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	無 (※2)
	62,509	60,227		
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	9,825,476	9,825,476	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	無 (※2)
	58,707	57,115		
富士フイルムホールディングス株式会社	8,278,226	9,378,226	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	55,447	70,355		
株式会社村田製作所	6,826,644	6,826,644	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	54,886	55,411		
三井物産株式会社	12,833,500	25,667,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	52,822	85,419		
東日本旅客鉄道株式会社	6,845,000	6,845,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	50,208	48,667		
ESR Group Limited	205,014,113	205,014,113	同社は香港証券取引所の上場企業であり、アジア・大洋州地域を中心に物流不動産の投資・開発・アセットマネジメント事業を展開しております。当社は、アジアの不動産・インフラ市場の成長を取り込み、アセットマネジメントビジネスの更なる強化を図るため、同社子会社のARA Asset Management Limitedも含めた戦略的関係の維持・強化を目的として、同社株式を保有しております。	無
	49,129	78,076		
株式会社ブリヂストン	9,000,000	9,000,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	48,303	42,822		
大和ハウス工業株式会社	14,505,442	16,117,142	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	45,169	51,590		
Jefferies Financial Group Inc.	10,500,000	10,500,000	同社は米国最大手の独立系投資銀行の一つであり、インベストメントバンキングからキャピタルマーケット、リサーチ、アセットマネジメント並びにウェルスメントマネジメントまで総合的なサービスを提供しております。当社は同社との間で、戦略的資本・業務提携契約を結んでおり、コーポレート&インベストメント分野での協業のために、同社株式を保有しております。	無
	44,504	42,222		
ニデック株式会社 (※3)	6,010,892	6,010,892	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	41,144	58,594		
S Gホールディングス株式会社	20,750,000	25,200,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	40,670	58,262		
東海旅客鉄道株式会社	2,502,800	2,502,800	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	39,569	39,957		
アサヒグループホールディングス株式会社	8,028,000	8,028,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	39,529	35,812		
日本製鉄株式会社	10,252,967	10,252,967	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	31,989	22,259		
住友不動産株式会社	10,000,000	11,990,199	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	29,820	40,634		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (※1)	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社商船三井	9,000,000	3,000,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。 株式分割により株式数が増加しております。	有
	29,790	30,780		
三井不動産株式会社	11,746,708	12,982,708	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	29,178	34,014		
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	2,501,600	2,501,600	同社は決済代行ビジネスを運営する国内上場会社であります。 当社は、同社との間で、決済代行ビジネスにおける合弁会社の設立等を主とした資本業務提携契約を締結しており、決済ビジネスでの協業の観点から、同社株式を保有しております。	無
	28,468	31,470		
塩野義製薬株式会社	4,595,288	4,595,288	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	27,466	34,602		
株式会社小糸製作所	10,885,348	5,442,674	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。 株式分割により株式数が増加しております。	有
	27,213	27,077		
ミネベアミツミ株式会社	10,223,597	10,223,597	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	25,671	27,542		
株式会社アシックス	6,607,913	6,607,913	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	24,779	15,687		
西日本旅客鉄道株式会社	4,480,000	4,480,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	24,447	22,807		
豊田通商株式会社	4,249,589	4,249,589	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	23,882	21,502		
旭化成株式会社	25,404,956	25,404,956	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	23,532	26,992		
スタンレー電気株式会社	8,017,511	8,017,511	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	23,499	18,632		
株式会社シマノ	1,000,000	1,000,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	22,840	28,155		
株式会社サンリオ	3,834,440	*	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	22,738	*		
株式会社ダイフク	3,060,354	3,570,454	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	22,429	31,384		
株式会社マキタ	5,800,458	5,800,458	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	19,025	22,824		
東レ株式会社	24,022,000	24,022,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	18,170	15,345		
東京電力ホールディングス株式会社	35,927,588	35,927,588	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	無
	16,993	14,478		
オムロン株式会社	2,190,310	2,190,310	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	16,880	17,991		
王子ホールディングス株式会社	31,668,430	31,668,430	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	16,594	19,222		
大正製薬ホールディングス株式会社	3,000,000	3,000,000	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	16,560	17,040		
中部電力株式会社	11,207,662	11,207,662	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	15,679	14,155		
三和ホールディングス株式会社	11,037,718	11,037,718	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	15,629	13,730		
積水ハウス株式会社	5,754,306	5,754,306	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	15,525	13,643		
住友金属鉱山株式会社	3,000,245	3,000,245	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	15,148	18,490		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (※1)	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
鹿島建設株式会社	8,331,331	8,871,331	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	13,313	13,227		
日清食品ホールディングス株式会社	1,057,000	*	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	12,821	*		
マツダ株式会社	10,191,500	*	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	12,484	*		
関西電力株式会社	9,500,985	*	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	12,265	*		
イビデン株式会社	2,308,348	2,308,348	金融関連の取引関係の維持・強化のため保有しております。	有
	12,141	13,965		
出光興産株式会社	*	5,142,800	前事業年度末は取引関係の維持・強化を目的に保有しておりました。	有
	*	17,356		
株式会社バンダイナムコホールディングス	*	1,646,844	前事業年度末は取引関係の維持・強化を目的に保有しておりました。	有
	*	15,302		
CME GROUP INC. CLASS A	*	471,846	前事業年度末は当社を通じた円滑な金融商品等の取引のために保有しておりました。	無
	*	13,738		
住友化学株式会社	*	23,073,000	前事業年度末は取引関係の維持・強化を目的に保有しておりました。	有
	*	12,967		
阪急阪神ホールディングス株式会社	*	3,581,883	前事業年度末は取引関係の維持・強化を目的に保有しておりました。	有
	*	12,697		

※1 当社グループの経営方針・経営戦略等、事業の内容およびセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果は上記②イに記載のとおり個別銘柄ごとに検証しておりますが、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

※2 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

※3 2023年4月1日付で商号変更をしており、当事業年度末時点の銘柄名は日本電産株式会社です。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (※)	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
オリンパス株式会社	39,509,300	39,509,300	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	無
	91,602	92,412		
第一三共株式会社	13,908,000	13,908,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	67,064	37,273		
塩野義製薬株式会社	9,485,000	9,485,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	56,691	71,422		
日本製鉄株式会社	6,638,152	6,638,152	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	20,711	14,411		
シスメックス株式会社	2,040,000	2,040,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	17,631	18,202		
富士フイルムホールディングス株式会社	2,468,000	2,468,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	16,530	18,514		
株式会社バンダイナムコホールディングス	5,535,000	1,845,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。 株式分割により株式数が増加しております。	有
	15,766	17,143		
大和工業株式会社	2,837,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	15,149	*		
イオン株式会社	5,844,200	5,844,200	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるものになります。	有
	14,996	15,250		

※ 株式会社三井住友銀行の退職給付信託として、株式会社三井住友銀行従業員の退職金の給付及び退職年金基金への掛金に充てるため、信託契約に基づき管理・保有されております。個別の保有効果については秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

③ 保有目的が純投資目的である株式

○当社が保有する株式

当社は純投資目的である株式を保有しておりません。

○株式会社三井住友銀行が保有する株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	—	—	—	—
非上場株式	1	25	1	24

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(百万円)	売却損益の合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)
上場株式	—	—	—
非上場株式	—	—	—

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
5. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加するなど、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更についての的確に対応するための体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
資産の部		
現金預け金	※5 74,792,123	※5 75,913,960
コールローン及び買入手形	1,965,134	5,684,812
買現先勘定	6,035,507	5,785,945
債券貸借取引支払保証金	5,649,632	5,576,612
買入金銭債権	5,370,377	5,558,287
特定取引資産	※2, ※5 7,351,878	※2, ※5 8,751,204
金銭の信託	310	12,957
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※13 38,538,724	※1, ※2, ※3, ※5, ※13 33,213,165
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 90,834,056	※3, ※4, ※5, ※6 98,404,137
外国為替	※3, ※4 2,812,104	※3, ※4 1,942,764
リース債権及びリース投資資産	228,608	226,302
その他資産	※3, ※5 10,175,873	※3, ※5 13,243,899
有形固定資産	※7, ※8, ※9 1,457,254	※7, ※8, ※9 1,494,527
貸貸資産	456,108	519,308
建物	357,930	323,411
土地	449,380	412,045
リース資産	24,018	23,317
建設仮勘定	26,991	30,983
その他の有形固定資産	142,824	185,460
無形固定資産	898,817	897,848
ソフトウェア	460,468	521,545
のれん	320,640	277,311
リース資産	584	451
その他の無形固定資産	117,123	98,539
退職給付に係る資産	623,045	704,654
繰延税金資産	66,720	74,084
支払承諾見返	※3 11,722,239	※3 13,693,771
貸倒引当金	△817,784	△750,369
資産の部合計	257,704,625	270,428,564

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
負債の部		
預金	※5 148,585,460	※5 158,770,253
譲渡性預金	13,069,796	13,025,555
コールマネー及び売渡手形	1,129,999	2,569,055
売現先勘定	※5 19,359,965	※5 16,772,716
債券貸借取引受入担保金	※5 1,580,580	※5 1,521,271
コマーシャル・ペーパー	1,866,366	2,349,956
特定取引負債	6,377,968	8,066,745
借入金	※5, ※10 18,877,990	※5, ※10 13,674,830
外国為替	1,216,893	1,465,847
短期社債	442,000	424,000
社債	※11 9,808,107	※5, ※11 10,365,003
信託勘定借	※5, ※12 2,443,873	※5, ※12 2,413,464
その他負債	8,415,621	11,923,748
賞与引当金	89,894	96,254
役員賞与引当金	4,064	3,307
退職給付に係る負債	40,864	35,449
役員退職慰労引当金	1,087	1,133
ポイント引当金	25,000	28,659
睡眠預金払戻損失引当金	5,767	10,845
利息返還損失引当金	135,084	128,378
特別法上の引当金	3,902	3,902
繰延税金負債	275,570	265,354
再評価に係る繰延税金負債	※7 29,193	※7 27,952
支払承諾	11,722,239	13,693,771
負債の部合計	245,507,293	257,637,458
純資産の部		
資本金	2,341,878	2,342,537
資本剰余金	693,664	694,052
利益剰余金	6,916,468	7,423,600
自己株式	△13,402	△151,798
株主資本合計	9,938,608	10,308,391
その他有価証券評価差額金	1,632,080	1,373,521
繰延ヘッジ損益	△80,061	△13,293
土地再評価差額金	※7 36,320	※7 35,005
為替換算調整勘定	450,143	843,614
退職給付に係る調整累計額	121,123	133,226
その他の包括利益累計額合計	2,159,606	2,372,074
新株予約権	1,475	1,145
非支配株主持分	97,641	109,495
純資産の部合計	12,197,331	12,791,106
負債及び純資産の部合計	257,704,625	270,428,564

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)
経常収益	4,111,127	6,142,155
資金運用収益	1,907,991	3,779,715
貸出金利息	1,367,464	2,465,859
有価証券利息配当金	347,883	437,385
コールローン利息及び買入手形利息	15,563	76,714
買現先利息	6,166	20,232
債券貸借取引受入利息	1,068	34,078
預け金利息	21,334	304,299
リース受入利息	6,932	8,676
延払利息	23,259	22,409
その他の受入利息	118,317	410,058
信託報酬	5,940	6,752
役務取引等収益	1,414,867	1,441,313
特定取引収益	101,293	120,727
その他業務収益	369,898	477,892
賃貸料収入	33,647	39,721
その他の業務収益	336,250	438,170
その他経常収益	311,136	315,754
償却債権取立益	13,552	16,923
その他の経常収益	※1 297,583	※1 298,830
経常費用	3,070,505	4,981,224
資金調達費用	380,007	2,061,922
預金利息	90,110	796,781
譲渡性預金利息	21,467	259,422
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,412	18,057
売現先利息	5,872	275,765
債券貸借取引支払利息	357	3,165
コマーシャル・ペーパー利息	2,359	45,081
借入金利息	25,667	86,175
短期社債利息	10	30
社債利息	212,920	256,862
その他の支払利息	19,829	320,579
役務取引等費用	215,332	222,321
特定取引費用	130	—
その他業務費用	259,015	371,925
賃貸原価	24,989	31,314
その他の業務費用	234,026	340,610
営業経費	※2 1,821,125	※2 1,949,245
その他経常費用	394,893	375,809
貸倒引当金繰入額	180,004	88,272
その他の経常費用	※3 214,889	※3 287,537
経常利益	1,040,621	1,160,930

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特別利益	1,707	3,110
固定資産処分益	1,707	3,110
金融商品取引責任準備金取崩額	0	0
特別損失	112,740	65,569
固定資産処分損	3,820	6,523
減損損失	※4 108,920	※4 59,045
税金等調整前当期純利益	929,588	1,098,472
法人税、住民税及び事業税	241,259	222,522
法人税等調整額	△26,724	59,625
法人税等合計	214,535	282,148
当期純利益	715,052	816,324
非支配株主に帰属する当期純利益	8,421	10,481
親会社株主に帰属する当期純利益	706,631	805,842

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	715,052	816,324
その他の包括利益	※1 △153,165	※1 215,388
その他有価証券評価差額金	△460,361	△252,078
繰延ヘッジ損益	△112,631	54,055
為替換算調整勘定	381,076	327,919
退職給付に係る調整額	△6,865	12,078
持分法適用会社に対する持分相当額	45,617	73,412
包括利益	561,887	1,031,712
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	553,117	1,019,625
非支配株主に係る包括利益	8,770	12,087

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,341,274	693,205	6,492,586	△13,698	9,513,367
会計方針の変更による 累積的影響額			△8,502		△8,502
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,341,274	693,205	6,484,083	△13,698	9,504,865
当期変動額					
新株の発行	603	603			1,207
剰余金の配当			△274,127		△274,127
親会社株主に帰属する 当期純利益			706,631		706,631
自己株式の取得				△74	△74
自己株式の処分		△50		370	320
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△144			△144
土地再評価差額金の取崩			△68		△68
利益剰余金から 資本剰余金への振替		50	△50		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	603	459	432,384	296	433,743
当期末残高	2,341,878	693,664	6,916,468	△13,402	9,938,608

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,094,605	14,723	36,251	40,390	127,080	2,313,051	1,791	70,836	11,899,046
会計方針の変更による 累積的影響額									△8,502
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,094,605	14,723	36,251	40,390	127,080	2,313,051	1,791	70,836	11,890,544
当期変動額									
新株の発行									1,207
剰余金の配当									△274,127
親会社株主に帰属する 当期純利益									706,631
自己株式の取得									△74
自己株式の処分									320
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									△144
土地再評価差額金の取崩									△68
利益剰余金から 資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△462,524	△94,785	68	409,753	△5,957	△153,444	△316	26,805	△126,955
当期変動額合計	△462,524	△94,785	68	409,753	△5,957	△153,444	△316	26,805	306,787
当期末残高	1,632,080	△80,061	36,320	450,143	121,123	2,159,606	1,475	97,641	12,197,331

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,341,878	693,664	6,916,468	△13,402	9,938,608
当期変動額					
新株の発行	658	658			1,317
剰余金の配当			△301,626		△301,626
親会社株主に帰属する 当期純利益			805,842		805,842
自己株式の取得				△138,839	△138,839
自己株式の処分		△111		443	332
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△270			△270
持分法適用の関連会社の 減少に伴う増加			1,712		1,712
土地再評価差額金の取崩			1,314		1,314
利益剰余金から 資本剰余金への振替		111	△111		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	658	388	507,131	△138,396	369,782
当期末残高	2,342,537	694,052	7,423,600	△151,798	10,308,391

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,632,080	△80,061	36,320	450,143	121,123	2,159,606	1,475	97,641	12,197,331
当期変動額									
新株の発行									1,317
剰余金の配当									△301,626
親会社株主に帰属する 当期純利益									805,842
自己株式の取得									△138,839
自己株式の処分									332
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									△270
持分法適用の関連会社の 減少に伴う増加									1,712
土地再評価差額金の取崩									1,314
利益剰余金から 資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△258,559	66,768	△1,314	393,471	12,102	212,467	△329	11,854	223,991
当期変動額合計	△258,559	66,768	△1,314	393,471	12,102	212,467	△329	11,854	593,774
当期末残高	1,373,521	△13,293	35,005	843,614	133,226	2,372,074	1,145	109,495	12,791,106

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	929,588	1,098,472
減価償却費	222,298	238,696
減損損失	108,920	59,045
のれん償却額	19,618	29,232
持分法による投資損益 (△は益)	△28,511	△55,461
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	120,415	△74,781
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,422	3,442
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△344	△770
退職給付に係る資産負債の増減額	△51,782	△86,536
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6	45
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	344	3,659
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△4,214	5,077
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△5,673	△6,706
資金運用収益	△1,907,991	△3,779,715
資金調達費用	380,007	2,061,922
有価証券関係損益 (△)	△167,239	△51,242
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△0	454
為替差損益 (△は益)	△645,090	△681,131
固定資産処分損益 (△は益)	2,113	3,412
特定取引資産の純増 (△) 減	△350,069	△761,361
特定取引負債の純増減 (△)	454,445	1,492,404
貸出金の純増 (△) 減	△4,730,989	△7,108,627
預金の純増減 (△)	5,587,551	9,477,514
譲渡性預金の純増減 (△)	463,396	△57,027
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	906,048	△5,368,773
有利息預け金の純増 (△) 減	△2,667,375	△377,102
コールローン等の純増 (△) 減	△128,064	△3,243,078
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	177,815	73,019
コールマネー等の純増減 (△)	2,956,428	△1,410,327
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	99,900	403,531
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△840,773	△59,308
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△626,264	888,295
外国為替 (負債) の純増減 (△)	99,792	244,713
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	26,248	20,819
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△143,000	△18,000
普通社債発行及び償還による増減 (△)	210,858	△157,319
信託勘定借の純増減 (△)	122,649	△30,408
資金運用による収入	1,917,652	3,530,912
資金調達による支出	△383,080	△1,915,569
その他	△303,148	97,800
小計	1,820,065	△5,510,776
法人税等の支払額	△274,642	△384,408
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,545,423	△5,895,185

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△36,938,512	△32,355,919
有価証券の売却による収入	18,619,631	17,887,615
有価証券の償還による収入	16,426,401	20,702,736
金銭の信託の増加による支出	△1	△13,102
金銭の信託の減少による収入	0	0
有形固定資産の取得による支出	△92,592	△100,015
有形固定資産の売却による収入	1,180	8,858
無形固定資産の取得による支出	△195,596	△199,114
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △227,321	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,406,810	5,931,059
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	10,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△15,000	△48,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	184,048	207,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△380,065	△85,000
配当金の支払額	△274,058	△301,600
非支配株主からの払込みによる収入	68	—
非支配株主への配当金の支払額	△628	△2,626
自己株式の取得による支出	△74	△138,839
自己株式の処分による収入	320	332
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	51	956
財務活動によるキャッシュ・フロー	△485,338	△357,778
現金及び現金同等物に係る換算差額	367,584	354,081
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△979,140	32,176
現金及び現金同等物の期首残高	66,811,212	65,832,072
現金及び現金同等物の期末残高	※1 65,832,072	※1 65,864,248

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 184社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

当連結会計年度より、8社を新規設立等により連結子会社としております。

また、5社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

SBCS Co.,Ltd.

非連結子会社5社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 5社

主要な会社名

SBCS Co.,Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社 303社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

当連結会計年度より、201社を株式の取得等により持分法適用の関連会社としております。

また、Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank 他4社は、株式を売却したこと等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

持分法非適用の非連結子会社5社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第10条第1項第2号により、持分法非適用としております。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Park Square Capital / SMBC Loan Programme S.à r.l.

持分法非適用の関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

6月末日	1社
10月末日	2社
12月末日	93社
3月末日	88社

- (2) 6月末日を決算日とする連結子会社は12月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社は1月末日現在、一部の12月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（賃貸資産及びリース資産を除く）

当社及び連結子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

- ③ 賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

連結子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は161,492百万円（前連結会計年度末は163,664百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMB Cポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(14) 収益の計上方法

① 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約ごとに識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

② 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益について、役務取引等収益の各項目における主な取引の内容及び履行義務の充足時期の判定は次のとおりであります。

預金・貸出業務収益には、主に口座振替に係る手数料等やシンジケートローンにおける貸付期間中の事務管理に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

為替業務収益には、主に国内外の送金の手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点で収益を認識しております。

証券関連業務収益には、主に売買委託手数料が含まれております。売買委託手数料には、株式及び債券の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で収益を認識しております。

代理業務収益には、主にオンライン提携に伴う銀行間受入手数料等の代理事務手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

保護預り・貸金庫業務収益には、主に保護預り品の保管料及び貸金庫・保護箱使用料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

クレジットカード関連業務収益には、主に加盟店手数料が含まれており、クレジットカード売上げデータが到着した時点で収益を認識しております。

投資信託関連業務収益には、主に投資信託の販売及び記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引に関する収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。

② オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

連結子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

連結子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

③ 株価変動リスク・ヘッジ

連結子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

④ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

(18) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

(19) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金、無利息預け金及び日本銀行への預け金であります。

(20) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
貸倒引当金	817,784百万円	750,369百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、貸出金を含むすべての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定した上で、次のとおり計上しております。

- ・債務者区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失額を見込んで計上
- ・債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる要管理先以下の債務者区分に係る債権等のうち、大口債務者に対してはキャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し計上
- ・過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上

これらの方法による貸倒引当金の計上については、次のような見積りの不確実性が存在するため、経営者による高度な判断が求められます。

- ・債務者区分判定における将来予測情報を含む定性的要因の勘案
- ・DCF法における個別の将来キャッシュ・フローの合理的な見積り
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく予想損失の見積り手法と対象となるポートフォリオの決定

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(注) ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響、海外における金融引き締め政策の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響に係る貸倒引当金の見積りについては「(追加情報)」をご参照ください。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
有形固定資産	1,457,254百万円	1,494,527百万円
無形固定資産	898,817百万円	897,848百万円
減損損失	108,920百万円	59,045百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(資産のグルーピング)

当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行においては、土地、建物等については各営業拠点をグルーピングの最小単位とし、無形固定資産や本店等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産を共用資産としております。なお、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に特定できる固定資産については、各業務部門の共用資産とし、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。その他の共用資産については、全社単位で減損判定を実施しております。

(減損の兆候の識別、認識要否の判定及び測定)

減損の兆候がある固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、認識が必要となった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、固定資産の時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と、固定資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値である使用価値のいずれかを使用しております。

減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来のキャッシュ・フロー、成長率については、経営者の見積りや判断、市場成長率等に基づき決定しており、使用価値の算出に使用する割引率については、市場金利やその他の市場環境に基づき決定しておりますが、これらは金融経済環境等の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、前連結会計年度において、株式会社三井住友銀行のリテール部門に帰属する事業用資産について、減損損失37,795百万円（有形固定資産5,118百万円、無形固定資産32,677百万円）を計上しております。当該業務部門における減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来キャッシュ・フローは、当該事業部門の事業計画を基礎として見積もっており、住宅ローン残高等を主要な仮定として織り込み、グループ会社との協働収益等、当該部門に管理会計上加減される損益を含んで算定しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額を使用しております。前連結会計年度に計上した減損損失に関しては、「(連結損益計算書関係)」をご参照ください。

3. 金融商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

「(金融商品関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「(金融商品関係)」に記載しております。

4. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
利息返還損失引当金	135,084百万円	128,378百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

利息返還損失引当金は、利息制限法の定める上限を超える利率で貸し出していた顧客からの利息返還請求に備えて、将来の返還請求額の見込みをもとに計上しております。

将来の返還請求額の見込みは、顧客からの返還請求件数、返還金額等の過去の実績を用い、一定の仮定のもと算出しております。今後の顧客からの返還請求の動向が、翌連結会計年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 退職給付費用及び退職給付債務

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
退職給付に係る資産	623,045百万円	704,654百万円
退職給付に係る負債	40,864百万円	35,449百万円
営業経費等に含まれる退職給付費用	△12,317百万円	△17,910百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

従業員の確定給付制度に係る退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、退職率、将来の昇給率などの様々な仮定に基づき計上しております。

割引率は日本国債の利回り、退職率や将来の昇給率などの指標については過去の実績や直近の見通しに基づき決定しております。これらの決定にあたっては、経営者の高度な判断が求められ、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の退職給付費用、退職給付債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産	66,720百万円	74,084百万円
繰延税金負債	275,570百万円	265,354百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しており、通算グループ全体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しております。

なお、そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合や課税所得が見積りを下回ることとなった場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該適用指針の適用に伴う、連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）

(1) 概要

当該会計基準は、その他の包括利益に対して課税される法人税等の計上区分に関する取扱いや、グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準を2024年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

1 ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に起因する不透明な事業環境を踏まえたロシア関連与信に対する貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結財務諸表に反映しております。なお、当該与信は主に同国法人顧客に関するものであります。

各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置の影響等を踏まえ、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。加えて、ロシアの政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として貸倒引当金に計上しております。

また、当該経済制裁や対抗措置に係る影響の長期化や、ロシア国債の利払状況等も含めた同国の信用状況の悪化により、元本又は利息の支払の遅延や支払条件緩和等が発生する蓋然性に鑑み、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

あわせて、在ロシア顧客からの返済資金の一部については、ロシア大統領令及びロシア中銀の指示により、国外送金による回収が困難な状況が長期化していることを受け、当該対抗措置が及ぼす影響を見積もり、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

この結果、ロシア関連与信に対して合計77,094百万円の貸倒引当金を計上しております。

2 海外における金融引き締め政策の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

海外におけるインフレ圧力の抑制を背景とする各国の金融引き締め政策に伴い、企業の利払負担が増加傾向にあることを踏まえ、当該影響に係る貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結財務諸表に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、金利上昇の影響を受けやすいと考えられるポートフォリオを特定し、市況の動向や高止まりする金利が及ぼす影響を見積もり、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。この結果、当該ポートフォリオに対して追加的に合計29,000百万円の貸倒引当金を計上しております。

3 新型コロナウイルス感染症の足許の状況を踏まえた貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の状況は、日本政府が感染症法上の分類を5類に引き下げると等、一定の落ち着きを見せているものの、政府の資金支援の剥落や、新しい生活様式の定着に伴い、一部ポートフォリオについては、今後信用状況が悪化する懸念があることも踏まえ、当該影響に係る貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結財務諸表に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、上述の影響を受けやすいと考えられるポートフォリオを業種や債務返済能力の観点から特定し、市況の動向が及ぼす影響等を見積もり、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

4 連結納税制度からグループ通算制度への移行

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

5 違法な安定操作取引の疑い

2022年3月24日及び4月13日、東京地方検察庁は、当社の連結子会社であるSMB C日興証券株式会社及び同社の元執行役員・社員を、違法な安定操作取引の疑いにて、それぞれ東京地方裁判所へ起訴し、2023年2月13日に、同社及び同社の元執行役員は、金融商品取引法違反の有罪判決を受けました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
株式	1,186,236百万円	1,348,039百万円
出資金	735百万円	595百万円

なお、関連会社の株式のうち共同支配企業に対する投資の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
	426,492百万円	466,974百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
「有価証券」中の国債及び地方債	133,331百万円	468,390百万円
「特定取引資産」中の商品有価証券	238百万円	136百万円

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券、再貸付けに供している有価証券及び当連結会計年度末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
(再)担保に差し入れている有価証券	8,648,160百万円	7,694,727百万円
再貸付けに供している有価証券	392,554百万円	242,392百万円
当連結会計年度末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	3,612,737百万円	4,482,661百万円

※3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	99,256百万円	92,941百万円
危険債権額	643,881百万円	494,158百万円
要管理債権額	414,422百万円	340,732百万円
三月以上延滞債権額	13,553百万円	19,944百万円
貸出条件緩和債権額	400,868百万円	320,788百万円
小計額	1,157,560百万円	927,833百万円
正常債権額	106,019,459百万円	115,139,286百万円
合計額	107,177,019百万円	116,067,120百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※4 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
	1,120,625百万円	822,762百万円

- ※5 担保に供している資産は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日現在)		当連結会計年度 (2023年3月31日現在)	
担保に供している資産		担保に供している資産	
現金預け金	22,976百万円	現金預け金	13,171百万円
特定取引資産	788,912百万円	特定取引資産	1,058,908百万円
有価証券	17,807,664百万円	有価証券	12,418,536百万円
貸出金	11,205,047百万円	貸出金	12,481,327百万円
担保資産に対応する債務		担保資産に対応する債務	
預金	2,300百万円	預金	2,654百万円
売現先勘定	10,332,743百万円	売現先勘定	10,326,742百万円
債券貸借取引受入担保金	576,050百万円	債券貸借取引受入担保金	768,189百万円
借入金	16,452,177百万円	借入金	11,166,368百万円
信託勘定借	629,091百万円	社債	119,378百万円
		信託勘定借	717,178百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

前連結会計年度 (2022年3月31日現在)		当連結会計年度 (2023年3月31日現在)	
現金預け金	178,882百万円	現金預け金	15,264百万円
特定取引資産	1,540,078百万円	特定取引資産	1,568,123百万円
有価証券	5,120,441百万円	有価証券	5,149,925百万円
貸出金	18,823百万円	貸出金	21,015百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金、先物取引差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日現在)		当連結会計年度 (2023年3月31日現在)	
金融商品等差入担保金	2,696,495百万円	金融商品等差入担保金	3,072,386百万円
保証金	82,525百万円	保証金	75,553百万円
先物取引差入証拠金	144,815百万円	先物取引差入証拠金	68,266百万円
その他の証拠金等	111,115百万円	その他の証拠金等	101,637百万円

- ※6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
融資未実行残高	72,708,112百万円	78,489,500百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	47,990,310百万円	51,277,207百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※7 連結子会社である株式会社三井住友銀行は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日及び2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

- ※8 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
減価償却累計額	894,962百万円	958,659百万円

- ※9 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
圧縮記帳額	55,269百万円	55,240百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(149百万円)

- ※10 借入金には、劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
劣後特約付借入金	234,000百万円	196,000百万円

- ※11 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
劣後特約付社債	1,769,175百万円	1,935,479百万円

※12 信託勘定借には、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金	629,091百万円	717,178百万円

※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
	1,342,460百万円	1,306,809百万円

(連結損益計算書関係)

※1 その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
株式等売却益	248,845百万円	株式等売却益	213,106百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料・手当	680,177百万円	給料・手当	749,849百万円
減価償却費	194,484百万円	減価償却費	195,530百万円
研究開発費	35百万円		

※3 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
貸出金償却	79,578百万円	貸出金償却	101,161百万円
債権売却損	27,551百万円	債権売却損	35,400百万円
株式等償却	22,944百万円	株式等売却損	30,622百万円

※4 以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
首都圏	営業用店舗 44カ店	土地、建物等	4,415
	遊休資産 89物件		4,830
近畿圏	営業用店舗 14カ店	土地、建物等	1,417
	遊休資産 61物件		2,086
国内その他	営業用店舗 10カ店	土地、建物等	548
	遊休資産 42物件		1,212
アジア・オセアニア	遊休資産 2物件	建物	1,611
米州 欧州・中近東	貨車リース資産等 5,026両	賃貸資産	36,980
—	—	ソフトウェア	55,815

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
首都圏	遊休資産 126物件	土地、建物等	13,818
近畿圏	遊休資産 99物件	土地、建物等	18,178
国内その他	遊休資産 22物件	土地、建物等	1,228
—	—	ソフトウェア等	6,642
—	—	のれん及び その他の無形固定資産	19,178

土地、建物等について、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。無形固定資産や本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の本部拠点の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は全社的な資産として共用資産としております。なお、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行等の一部の子会社では、管理会計上の枠組みを活用し、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に認められる固定資産については各業務部門の共用資産として特定した上で、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。前連結会計年度において、株式会社三井住友銀行のリテール部門では、新型コロナウイルス感染症の影響等により営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなり減損の兆候が認められ、当該業務部門に帰属する共用資産を含めた事業用資産（営業用店舗、ソフトウェア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該業務部門単位の回収可能価額は、正味売却価額を使用しております。正味売却価額の測定において、土地及び建物については、外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。また、当社の連結子会社である株式会社SMB C信託銀行においても、個人金融部門に帰属する共用資産を含めた事業用資産（営業用店舗、ソフトウェア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該業務部門単位の回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを7%で割り引いて算出しております。

遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は主として正味売却価額により算出しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。当連結会計年度は、株式会社三井住友銀行において、次期中期経営計画にて計画している国内ビジネスの営業体制の見直しに伴い、一部の営業拠点の移転が見込まれることから、当該営業拠点については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

賃貸資産については、貨車の種類ごとにグルーピングを行っております。前連結会計年度は一部の貨車について投資額の回収が見込まれなくなったため、当該貨車の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算出しております。

のれん及びその他の無形固定資産については、主として連結子会社単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度は、当社の連結子会社であるTT International Asset Management Ltdにおいて、足許の不透明な市場環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの見直しの結果、のれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、当連結会計年度末におけるのれん及びその他の無形固定資産の未償却残高全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを14%で割り引いて算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△458,030百万円	△257,936百万円
組替調整額	△196,175百万円	△103,897百万円
税効果調整前	△654,205百万円	△361,834百万円
税効果額	193,843百万円	109,755百万円
その他有価証券評価差額金	△460,361百万円	△252,078百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△154,290百万円	△30,985百万円
組替調整額	△9,914百万円	109,008百万円
資産の取得原価調整額	80百万円	一百万円
税効果調整前	△164,125百万円	78,022百万円
税効果額	51,494百万円	△23,966百万円
繰延ヘッジ損益	△112,631百万円	54,055百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	381,076百万円	327,919百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
税効果調整前	381,076百万円	327,919百万円
税効果額	一百万円	一百万円
為替換算調整勘定	381,076百万円	327,919百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	16,815百万円	51,973百万円
組替調整額	△27,362百万円	△34,268百万円
税効果調整前	△10,546百万円	17,705百万円
税効果額	3,680百万円	△5,626百万円
退職給付に係る調整額	△6,865百万円	12,078百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	41,207百万円	72,307百万円
組替調整額	4,410百万円	1,105百万円
税効果調整前	45,617百万円	73,412百万円
税効果額	一百万円	一百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	45,617百万円	73,412百万円
その他の包括利益合計	△153,165百万円	215,388百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,374,040,061	322,041	—	1,374,362,102	(注) 1
合計	1,374,040,061	322,041	—	1,374,362,102	
自己株式					
普通株式	3,612,302	27,782	97,763	3,542,321	(注) 2, 3
合計	3,612,302	27,782	97,763	3,542,321	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加322,041株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加27,782株は、単元未満株式の買取り及び株式報酬に係る譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

3 普通株式の自己株式の減少97,763株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,475	
	合計						1,475	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	130,190	95	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	143,936	105	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	143,936	利益剰余金	105	2022年 3月31日	2022年 6月30日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,374,362,102	329,092	—	1,374,691,194	(注) 1
合計	1,374,362,102	329,092	—	1,374,691,194	
自己株式					
普通株式	3,542,321	26,639,004	110,675	30,070,650	(注) 2, 3
合計	3,542,321	26,639,004	110,675	30,070,650	

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加329,092株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。
 2 普通株式の自己株式の増加26,639,004株は、自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによるものであります。
 3 普通株式の自己株式の減少110,675株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,145	
合計							1,145	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	143,936	105	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	157,690	115	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会 (決議予定)	普通株式	168,077	利益剰余金	125	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金預け金勘定	74,792,123百万円	75,913,960百万円
日本銀行への預け金を除く有利息預け金	△8,960,050百万円	△10,049,711百万円
現金及び現金同等物	65,832,072百万円	65,864,248百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社による株式取得により、新たにFullerton India Credit Company Limited他1社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次のとおりであります。

	(単位：百万円)
資産	402,519
(うち貸出金	306,412)
負債	△334,271
(うち借入金	△173,032)
非支配株主持分	△17,130
のれん	179,196
上記2社株式の取得価額	230,314
上記2社現金及び現金同等物	△2,993
差引：上記2社取得のための支出	227,321

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 借手側

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、店舗及び事務システム機器等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 貸手側

① リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
リース料債権部分	287,443	302,063
見積残存価額部分	39,057	28,278
受取利息相当額	△97,892	△104,040
合計	228,608	226,302

② リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
1年以内	34,531	25,559
1年超2年以内	22,448	22,678
2年超3年以内	19,539	21,939
3年超4年以内	17,347	36,947
4年超5年以内	12,851	16,934
5年超	180,724	178,004
合計	287,443	302,063

2 オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
1年内	37,084	34,651
1年超	212,928	186,778
合計	250,013	221,429

(2) 貸手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
1年内	27,906	35,656
1年超	60,247	84,358
合計	88,153	120,014

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的（以下、「ALM目的」）や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的（以下、「トレーディング目的」）で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資金部、市場運用部及び市場ポートフォリオ投資部、トレーディング目的の取引は市場営業部（アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部、東アジア地域においてはALM目的・トレーディング目的共に東アジアトレジャリー部）が行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

② 金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③ デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (17) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としており、グループ各社においては、この基本方針に基づき、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しております。

また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しており、戦略上重要なグループ会社のリスク管理担当役員をメンバーとするグループCRO会議等を通じて、グループ全体のリスク管理に関する情報共有と体制強化を図っております。

① 信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社では、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しております。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画及び管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しております。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しております。

当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行におきましては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスクの計量化（リスク資本、リスクアセットの算定）を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。

また、投融資企画部の部内室のCPM室では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

各所管審査部は営業店と連携し、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。与信の実行権限は、与信先の格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っております。また、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めているほか、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、当社では、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定の正確性、信用リスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)信用リスクの管理方法

当社では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、内部格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

- ・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、健全性を表すリスクアペタイト指標である全体リスク資本について各事業部門のリスクアペタイト、ポートフォリオ計画を踏まえた上で許容できるリスク量の上限を設定し、その内訳として信用リスク資本のモニタリングを行っております。

- ・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に当社の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

- ・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

- ・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産（裏付資産）のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットリング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

② 市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社では、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しております。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告及びALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う事業部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議及び監査委員会等に報告を行っております。さらに、当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠の遵守状況の報告及びALM運営方針の審議等を行っております。

なお、各部門から独立した監査部が、定期的に、これらのリスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本」の範囲内で、「V a R (バリュー・アット・リスク：対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額)」や損失額の上限值を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、V a Rの計測にはヒストリカル・シミュレーション法(過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法)を採用しております。バンキング業務(貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務)及びトレーディング業務(市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務)につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式(上場銘柄等)の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「B P V (ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結子会社のV a Rの合計値は、バンキング業務で694億円、トレーディング業務で277億円、政策投資株式(上場銘柄等)の保有で12,248億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

当社では、「リスクアペタイト指標の管理水準の設定」及び「コンティンジェンシープランの策定」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。リスクアペタイト指標とは、テイクするあるいは許容するリスクの種類を選定して、その水準を定量的に表した指標であり、指標の一つとして、預金流出等のストレス状況下においても資金繰りを維持することが可能な日数に下限を設定し、その指標に抵触しないように調達手段の確保に努めていくことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しております。加えて、緊急時に備えて指示・報告系統やアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注3）参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	139,783	453,676	593,459
特定取引資産				
売買目的有価証券(※) 1	3,026,478	612,347	2,953	3,641,779
金銭の信託	—	310	—	310
有価証券				
其他有価証券(※) 1	26,967,783	8,748,760	38,988	35,755,532
うち株式	3,236,224	789	—	3,237,013
国債	15,774,197	—	—	15,774,197
地方債	1,101,913	43,583	—	1,145,496
短期社債	—	101,998	—	101,998
社債	120	2,500,547	37,949	2,538,617
外国株式	881,009	10,450	—	891,459
外国債券	5,971,115	6,069,966	1,038	12,042,120
その他	3,204	21,425	—	24,629
資産計	29,994,261	9,501,201	495,618	39,991,081
特定取引負債				
売付商品債券(※) 1	3,048,624	129,081	—	3,177,706
負債計	3,048,624	129,081	—	3,177,706
デリバティブ取引(※) 2, 3				
金利関連取引	397,345	(573,584)	1,505	(174,733)
通貨関連取引	(951)	(292,364)	14,851	(278,465)
株式関連取引	(69,982)	(842)	70,501	(323)
債券関連取引	(3,293)	1,406	—	(1,886)
商品関連取引	1,210	(193)	—	1,016
クレジット・デリバティブ取引	—	(4,494)	3,141	(1,352)
デリバティブ取引計	324,327	(870,072)	89,999	(455,745)

(※) 1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という)第27-3項に従い、投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産1,099,909百万円となります。

2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

3 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は(682,849)百万円となります。これらは、ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	100,379	465,157	565,537
特定取引資産				
売買目的有価証券	3,989,898	491,157	15,121	4,496,177
金銭の信託	—	12,957	—	12,957
有価証券				
其他有価証券(※)1	20,866,081	10,212,040	25,725	31,103,847
うち株式	3,169,256	778	—	3,170,035
国債	9,576,298	—	—	9,576,298
地方債	1,041,285	46,339	—	1,087,625
短期社債	—	124,994	—	124,994
社債	—	2,363,868	24,703	2,388,572
外国株式	904,834	15,692	—	920,526
外国債券	5,802,603	7,277,909	1,021	13,081,534
その他	371,803	382,457	—	754,260
資産計	24,855,980	10,816,535	506,004	36,178,520
特定取引負債				
売付商品債券	3,189,556	97,590	—	3,287,146
負債計	3,189,556	97,590	—	3,287,146
デリバティブ取引(※)2,3				
金利関連取引	218,391	(1,874,557)	2,460	(1,653,705)
通貨関連取引	2,955	(61,220)	13,799	(44,466)
株式関連取引	(14,380)	12,940	37,055	35,616
債券関連取引	(282)	(355)	—	(637)
商品関連取引	(839)	1,893	—	1,053
クレジット・デリバティブ取引	—	(2,714)	3,683	969
デリバティブ取引計	205,845	(1,924,014)	56,999	(1,661,170)

(※) 1 当連結会計年度より、其他有価証券に区分される投資信託は、上表の「その他」に含めております。

2 特定取引資産・負債及び其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

3 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は(1,342,931)百万円となります。これらは、ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、コマーシャル・ペーパー、短期社債は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権(※)	—	—	4,811,550	4,811,550	4,774,841	36,709
有価証券						
満期保有目的の債券	25,522	—	—	25,522	25,741	△218
貸出金					90,834,056	
貸倒引当金(※)					△590,744	
	—	—	91,961,573	91,961,573	90,243,312	1,718,260
リース債権及びリース投資資産(※)	—	—	230,308	230,308	228,254	2,053
資産計	25,522	—	97,003,432	97,028,954	95,272,149	1,756,805
預金	—	148,573,241	—	148,573,241	148,585,460	△12,218
譲渡性預金	—	13,074,760	—	13,074,760	13,069,796	4,963
借入金	—	18,860,623	—	18,860,623	18,877,990	△17,366
社債	—	8,805,035	775,403	9,580,439	9,808,107	△227,668
信託勘定借	—	2,429,001	—	2,429,001	2,443,873	△14,871
負債計	—	191,742,662	775,403	192,518,066	192,785,228	△267,161

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権(※)	—	—	5,040,361	5,040,361	4,991,100	49,260
有価証券						
満期保有目的の債券	165,207	—	—	165,207	165,592	△384
貸出金					98,404,137	
貸倒引当金(※)					△469,205	
	—	1,327	99,490,120	99,491,448	97,934,932	1,556,516
リース債権及びリース投資資産(※)	—	—	220,569	220,569	226,071	△5,501
資産計	165,207	1,327	104,751,051	104,917,586	103,317,696	1,599,890
預金	—	158,621,121	—	158,621,121	158,770,253	△149,132
譲渡性預金	—	12,890,164	—	12,890,164	13,025,555	△135,391
借入金	—	13,584,986	—	13,584,986	13,674,830	△89,843
社債	—	8,881,789	761,932	9,643,721	10,365,003	△721,282
信託勘定借	—	2,366,787	—	2,366,787	2,413,464	△46,676
負債計	—	196,344,849	761,932	197,106,781	198,249,107	△1,142,325

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、倒産確率、倒産時の損失率、及び期限前償還率を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、裏付資産の住宅ローン債権の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル3に分類しております。

特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。市場の活発性にに基づき主にレベル1に分類し、取引金融機関が提示する価格や、金利やスプレッド等の観察可能なインプットを用いて将来キャッシュ・フローを割り引いて算定した価額をもって時価としているものにつきましては、レベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

原則として、株式（外国株式、上場投資信託を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性にに基づき、主にレベル1に分類しております。株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債等につきましては、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。市場価格のない投資信託につきましては、基準価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

貸出金、リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が長期の取引につきましては、原則として、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結子会社においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル3に分類しております。

負債

特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。

預金、譲渡性預金、信託勘定借

これらの取引のうち要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借入金、社債

残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、業界団体等より価格が公表されている取引につきましては、公表されている価格や利回りの情報等を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引につきましては、金利、外国為替相場、株価、商品価格等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、店頭取引につきましては、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスク、無担保資金調達に対する流動性リスクを調整しております。取引所取引につきましては、主にレベル1、店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましては、レベル2としております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3としております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
買入金銭債権	割引現在価値法	倒産確率 倒産時の損失率 期限前償還率	0.1% - 100.0% 0.0% - 52.8% 2.0% - 7.0%
特定取引資産 売買目的有価証券 有価証券 社債 外国債券	オプション評価モデル 割引現在価値法 割引現在価値法	株式ボラティリティ 倒産確率 倒産時の損失率 倒産確率 倒産時の損失率	31.1% - 57.8% 7.9% - 100.0% 0.0% - 55.0% 100.0% 33.6% - 79.5%
デリバティブ取引 金利関連取引 通貨関連取引 株式関連取引 クレジット・デリバティブ取引	オプション評価モデル オプション評価モデル 割引現在価値法 オプション評価モデル クレジット・デフォルト モデル	金利間相関係数 金利為替間相関係数 金利間相関係数 金利為替間相関係数 為替ボラティリティ 期限前償還率 株式間相関係数 為替株式間相関係数 株式ボラティリティ 為替CDSスプレッド間 相関係数	16.0% - 58.1% 6.9% - 30.4% 28.5% - 98.8% 10.5% - 48.7% 12.2% - 15.2% 22.0% 42.6% - 93.1% △14.2% - 19.7% 12.8% - 79.1% 15.0% - 90.0%

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
買入金銭債権	割引現在価値法	倒産確率 倒産時の損失率 期限前償還率	0.1% - 100.0% 0.0% - 51.3% 2.0% - 7.0%
特定取引資産 売買目的有価証券 有価証券 社債 外国債券	オプション評価モデル 割引現在価値法 割引現在価値法	株式ボラティリティ 倒産確率 倒産時の損失率 倒産確率 倒産時の損失率	25.4% - 62.8% 7.8% - 100.0% 0.0% - 50.0% 100.0% 32.1% - 78.0%
デリバティブ取引 金利関連取引 通貨関連取引 株式関連取引 クレジット・デリバティブ取引	オプション評価モデル オプション評価モデル オプション評価モデル クレジット・デフォルト モデル	金利間相関係数 金利為替間相関係数 金利間相関係数 金利為替間相関係数 為替ボラティリティ 株式間相関係数 為替株式間相関係数 株式ボラティリティ 為替CDSスプレッド間 相関係数	26.3% - 62.9% 5.5% - 41.6% 28.7% - 99.2% 9.5% - 49.8% 12.2% - 17.1% 47.3% - 93.5% △0.5% - 24.6% 12.0% - 70.3% 15.0% - 25.0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替 (※) 3	レベル3の時価からの振替 (※) 4	期末残高	損上の結算額 の計額連対に 当期に貸し出す 資金の益
		損益に計上 (※) 1	その他の包括利益 に計上 (※) 2					
買入金銭債権	454,827	—	△3,748	2,597	—	—	453,676	—
特定取引資産	270	1,430	—	958	295	—	2,953	145
有価証券								
その他有価証券	52,193	3,716	△390	△19,369	9,757	△6,919	38,988	△652
うち社債	45,906	3,638	△390	△19,294	9,757	△1,667	37,949	△441
外国債券	6,287	77	0	△74	—	△5,252	1,038	△211
デリバティブ取引								
金利関連取引	1,013	699	—	743	—	△951	1,505	709
通貨関連取引	4,807	10,043	—	—	—	—	14,851	10,042
株式関連取引	21,696	48,398	—	407	—	—	70,501	65,804
債券関連取引	—	△315	—	315	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	796	2,344	—	—	—	—	3,141	2,300
合計	535,605	66,317	△4,138	△14,347	10,052	△7,871	585,618	78,350

(※) 1 連結損益計算書に含まれております。

2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3 レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、私募債等における観察できないインプットの時価に対する影響が増大したこと等によるものです。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

4 レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、私募債等における観察できないインプットの時価に対する影響が減少したこと等によるものです。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替 (※) 3	レベル3の時価からの振替 (※) 4	期末残高	損上の結算額 の計連対に保金及負債 にたいする貸借日てる産融評 益の融び債損
		損益に計上 (※) 1	その他の包括利益 に計上 (※) 2					
買入金銭債権	453,676	△10,817	△35,036	57,334	—	—	465,157	—
特定取引資産	2,953	1,301	—	10,497	367	△0	15,121	336
有価証券								
その他有価証券	38,988	1,256	△50	△13,124	4,771	△6,115	25,725	715
うち社債	37,949	1,135	△50	△12,985	4,771	△6,115	24,703	889
外国債券	1,038	121	—	△138	—	—	1,021	△174
デリバティブ取引								
金利関連取引	1,505	195	—	759	—	—	2,460	163
通貨関連取引	14,851	4,470	—	—	—	△5,522	13,799	4,450
株式関連取引	70,501	△29,965	—	△3,480	—	—	37,055	17,772
債券関連取引	—	△554	—	554	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	3,141	542	—	—	—	—	3,683	647
合計	585,618	△33,571	△35,086	52,542	5,139	△11,637	563,003	24,086

(※) 1 連結損益計算書に含まれております。

2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3 レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、私募債等における観察できないインプットの時価に対する影響が増大したこと等によるものです。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

4 レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、デリバティブや私募債等における観察できないインプットの時価に対する影響が減少したこと等によるものです。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。なお、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価評価に使用するインプットを用いて、当社グループにて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券又は貸出金の残高合計に占める割合であり、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

期限前償還率

期限前償還率は、有価証券において各期に期限前償還が行われると予想された元本の割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推定値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または下落を生じさせます。

ボラティリティ

ボラティリティは、インプットや市場価格が、一定期間が経過した後どの程度変化すると予想されるかを示す指標です。ボラティリティは、過去の実績値または第三者から提供された情報、並びにその他の分析手法に基づいて推計されており、主に、金利や外国為替相場、株価等の水準の潜在的な変動を参照しているデリバティブの評価に用いられております。一般的に、ボラティリティの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、金利、外国為替相場、CDSスプレッド、及び株価等の変数間の変動の関係性を示す指標であります。これらの相関係数は過去の実績値に基づいて推計されており、主に複雑なデリバティブの評価に用いられております。一般的に、相関係数の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または下落を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び時価算定会計基準適用指針第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「特定取引資産」、「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
市場価格のない株式等 (※) 1, 2	226, 213	230, 625
組合出資金等 (※) 2	324, 512	364, 464
合計	550, 725	595, 089

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等及び組合出資金等について、前連結会計年度において19,749百万円、当連結会計年度において26,475百万円減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権(※) 1	3,974,845	815,745	311,015	219,015
有価証券	11,491,448	11,580,697	6,916,911	2,534,711
満期保有目的の債券	—	3,448	22,300	—
うち国債	—	—	—	—
地方債	—	3,448	22,300	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	11,491,448	11,577,249	6,894,611	2,534,711
うち国債	7,757,060	6,196,100	1,451,300	355,800
地方債	100	282,749	858,988	11,584
社債	193,861	1,329,315	554,483	448,883
その他	3,540,426	3,769,084	4,029,839	1,718,443
貸出金(※) 1, 2	22,664,721	39,577,284	13,538,895	6,749,118
リース債権及びリース投資資産	24,097	57,516	36,056	71,880
合計	38,155,113	52,031,243	20,802,880	9,574,725

(※) 1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権313百万円、貸出金601,929百万円であります。

2 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、貸出金7,725,704百万円であります。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権(※) 1	4,087,830	824,019	381,543	239,232
有価証券	9,840,565	10,025,264	3,797,458	3,864,596
満期保有目的の債券	—	143,384	22,300	—
うち国債	—	72,600	—	—
地方債	—	70,784	22,300	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	9,840,565	9,881,880	3,775,158	3,864,596
うち国債	5,904,790	3,228,000	90,200	354,800
地方債	17,990	283,069	794,153	10,937
社債	143,938	1,305,969	510,766	432,315
その他	3,773,846	5,064,842	2,380,037	3,066,543
貸出金(※) 1, 2	24,562,475	44,216,848	13,858,668	7,418,113
リース債権及びリース投資資産	13,771	69,209	67,920	47,122
合計	38,504,642	55,135,341	18,105,590	11,569,064

(※) 1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権400百万円、貸出金454,916百万円であります。

2 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、貸出金7,923,352百万円であります。

(注5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金(※)	145,231,046	2,762,344	192,498	399,570
譲渡性預金	12,784,102	285,694	—	—
借入金	8,765,083	9,128,064	691,834	293,007
社債	1,378,622	4,521,901	2,397,014	1,510,161
信託勘定借	1,876,830	464,435	102,607	—
合計	170,035,684	17,162,440	3,383,955	2,202,739

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金(※)	154,749,324	3,128,781	467,217	424,930
譲渡性預金	12,496,330	529,225	—	—
借入金	2,716,645	9,928,178	633,849	396,157
社債	1,009,181	5,344,531	2,410,071	1,600,928
信託勘定借	1,842,674	461,477	109,312	—
合計	172,814,155	19,392,193	3,620,451	2,422,016

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

(有価証券関係)

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	△10,612	18,655

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	25,741	25,522	△218
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	25,741	25,522	△218
合計		25,741	25,522	△218

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	4,995	4,997	1
	地方債	28,744	28,857	113
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	33,739	33,854	114
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	67,553	67,521	△31
	地方債	64,299	63,831	△467
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	131,852	131,352	△499
合計		165,592	165,207	△384

3 その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,102,908	1,043,950	2,058,958
	債券	3,669,443	3,652,567	16,875
	国債	2,139,495	2,139,166	329
	地方債	29,318	29,251	66
	社債	1,500,629	1,484,149	16,479
	その他	4,867,519	4,062,708	804,811
	小計	11,639,871	8,759,226	2,880,645
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	134,105	159,405	△25,300
	債券	15,890,865	15,957,815	△66,949
	国債	13,634,701	13,682,130	△47,428
	地方債	1,116,178	1,125,300	△9,121
	社債	1,139,986	1,150,385	△10,399
	その他	9,899,355	10,410,541	△511,185
	小計	25,924,326	26,527,762	△603,435
合計		37,564,198	35,286,988	2,277,209

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2,122百万円(収益)であります。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,982,508	1,009,921	1,972,586
	債券	6,093,490	6,079,646	13,844
	国債	4,938,689	4,936,506	2,182
	地方債	4,110	4,105	4
	社債	1,150,691	1,139,033	11,657
	その他	5,339,709	4,531,527	808,182
	小計	14,415,708	11,621,095	2,794,613
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	187,526	215,345	△27,818
	債券	7,083,999	7,162,050	△78,051
	国債	4,637,608	4,676,224	△38,615
	地方債	1,083,514	1,102,772	△19,257
	社債	1,362,876	1,383,054	△20,178
	その他	10,185,003	10,958,599	△773,595
	小計	17,456,530	18,335,995	△879,465
合計		31,872,239	29,957,091	1,915,148

(注) 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額はありません。

4 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当ありません。

5 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	287,839	191,361	△7,223
債券	7,581,576	8,918	△707
国債	7,489,440	8,653	△707
地方債	—	—	—
社債	92,135	264	—
その他	11,037,870	96,020	△88,699
合計	18,907,285	296,300	△96,630

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	198,322	133,565	△1,893
債券	7,804,179	6,858	△23,730
国債	7,556,122	6,643	△22,619
地方債	131,726	28	△1,106
社債	116,329	186	△4
その他	9,517,009	117,423	△145,678
合計	17,519,511	257,847	△171,302

6 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

7 減損処理を行った有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券（時価をもって貸借対照表価額としていないものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は4,688百万円であります。また、当連結会計年度におけるこの減損処理額は408百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	12,645	13,100	△454

2 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	310	310	—

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	312	312	—

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	2,277,165
その他有価証券	2,277,165
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	553,512
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,723,652
(△)非支配株主持分相当額	105,291
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	13,719
その他有価証券評価差額金	1,632,080

- (注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,122百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。
- 2 その他有価証券の評価差額は時価をもって貸借対照表価額としていない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。
- 3 非支配株主持分相当額には、非支配株主から取得した持分を含んでおります。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,915,881
その他有価証券	1,915,881
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	443,756
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,472,124
(△)非支配株主持分相当額	109,112
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	10,509
その他有価証券評価差額金	1,373,521

- (注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額はありません。
- 2 その他有価証券の評価差額は時価をもって貸借対照表価額としていない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。
- 3 非支配株主持分相当額には、非支配株主から取得した持分を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	54,427,438	19,738,845	22,143	22,143
	買建	88,326,052	47,391,708	△19,479	△19,479
	金利オプション				
	売建	63,833,754	15,699,082	△99,057	△99,057
	買建	386,745,214	128,653,154	493,419	493,419
店頭	金利先渡契約				
	売建	6,333,817	—	△4,895	△4,895
	買建	6,241,393	—	4,867	4,867
	金利スワップ	661,604,364	431,818,786	△121,168	△121,168
	受取固定・支払変動	262,006,812	177,356,314	△4,693,040	△4,693,040
	受取変動・支払固定	270,394,735	183,824,473	4,557,661	4,557,661
	受取変動・支払変動	129,083,786	70,522,569	4,364	4,364
	金利スワップション				
	売建	13,166,812	7,857,909	△205,991	△205,991
	買建	13,520,720	8,447,484	195,485	195,485
	キャップ				
	売建	90,834,343	57,007,182	△652,545	△652,545
	買建	17,003,839	13,666,308	146,807	146,807
	フロアー				
	売建	4,669,520	2,890,693	△10,389	△10,389
	買建	2,907,184	2,460,367	14,650	14,650
その他					
売建	3,943,644	1,882,178	△27,824	△27,824	
買建	10,094,024	8,051,028	85,940	85,940	
	合計	—	—	△178,039	△178,039

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	107,086,292	26,234,540	7,582	7,582
	買建	18,705,937	7,686,959	△6,717	△6,717
	金利オプション				
	売建	22,304,732	2,718,740	△52,887	△52,887
	買建	239,810,263	29,902,944	87,569	87,569
店頭	金利先渡契約				
	売建	10,219,200	163,981	△13,649	△13,649
	買建	14,113,874	518,042	20,039	20,039
	金利スワップ	1,037,172,904	762,116,262	△276,732	△276,732
	受取固定・支払変動	428,071,051	351,736,183	△15,860,880	△15,860,880
	受取変動・支払固定	462,964,043	353,958,902	15,561,749	15,561,749
	受取変動・支払変動	145,794,813	56,083,380	10,778	10,778
	金利スワップション				
	売建	28,715,830	11,921,037	△319,721	△319,721
	買建	28,916,569	14,242,411	327,501	327,501
	キャップ				
	売建	97,361,156	46,666,301	△1,649,020	△1,649,020
	買建	24,344,848	12,640,453	371,916	371,916
	フローアー				
	売建	7,866,408	6,535,853	△25,266	△25,266
	買建	9,881,309	8,594,997	41,169	41,169
	その他				
売建	9,507,746	4,634,071	△139,372	△139,372	
買建	32,961,001	26,866,264	242,793	242,793	
	合計	—	—	△1,384,794	△1,384,794

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	744	—	△103	△103
	買建	10,013	—	0	0
店頭	通貨スワップ	86,400,103	69,758,870	615,163	242,608
	通貨スワップション				
	売建	47,455	47,455	54	54
	買建	645,572	612,935	36	36
	為替予約	86,861,074	13,390,507	△184,625	△184,625
	通貨オプション				
	売建	3,272,220	1,324,819	△141,879	△141,879
買建	6,639,072	1,053,206	117,012	117,012	
合計		—	—	405,658	33,103

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	1,114	—	145	145
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	94,182,678	72,443,396	1,166,422	341,046
	通貨スワップション				
	売建	16,817	16,817	△95	△95
	買建	2,340,112	2,129,430	14,092	14,092
	為替予約	118,701,033	16,272,109	△148,148	△148,148
	通貨オプション				
	売建	4,570,206	2,041,180	△174,022	△174,022
買建	3,996,106	1,562,756	171,159	171,159	
合計		—	—	1,029,554	204,179

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	798,131	36,776	△61,375	△61,375
	買建	430,563	10,703	39,332	39,332
	株式指数オプション				
	売建	757,642	214,565	△82,971	△82,971
	買建	494,972	141,251	35,030	35,030
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	73,807	10,524	△6,479	△6,479
	買建	176,088	53,670	29,472	29,472
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・金利支払	5,535	1,500	△839	△839
	金利受取・株価指数変化率支払	325,383	158,924	49,536	49,536
	合計	—	—	1,707	1,707

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	809,728	23,050	△15,488	△15,488
	買建	552,561	—	10,259	10,259
	株式指数オプション				
	売建	332,654	113,383	△17,712	△17,712
	買建	233,078	76,659	9,311	9,311
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	86,941	4,093	△4,630	△4,630
	買建	154,044	13,870	21,675	21,675
	有価証券店頭指数等先渡取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	146,368	146,289	12,566	12,566
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・金利支払	1,750	650	△353	△353
	金利受取・株価指数変化率支払	146,674	78,569	20,738	20,738
	その他				
売建	9,371	9,371	△749	△749	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	35,616	35,616

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	3,777,511	—	90,483	90,483
	買建	4,250,422	—	△93,789	△93,789
	債券先物オプション				
	売建	9,792	—	△1	△1
	買建	20,482	—	13	13
店頭	債券先渡契約				
	売建	59,827	—	1,438	1,438
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	44,599	—	△586	△586
	買建	51,917	—	555	555
合計		—	—	△1,886	△1,886

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,786,115	—	△17,280	△17,280
	買建	2,048,155	—	16,946	16,946
	債券先物オプション				
	売建	8,806	—	△30	△30
	買建	32,744	—	81	81
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	699	—	△1	△1
	債券店頭オプション				
	売建	181,533	—	△1,308	△1,308
	買建	181,533	—	955	955
合計		—	—	△637	△637

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	3,059	—	△192	△192
	買建	8,125	—	1,402	1,402
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	72,156	19,691	△67,209	△67,209
	変動価格受取・ 固定価格支払	65,653	15,445	67,595	67,595
	変動価格受取・ 変動価格支払	459	245	△88	△88
	商品オプション				
	売建	2,677	1,766	△589	△589
	買建	1,113	202	98	98
合計		—	—	1,016	1,016

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	9,910	—	136	136
	買建	15,516	—	△976	△976
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	40,878	20,027	△3,015	△3,015
	変動価格受取・ 固定価格支払	32,062	14,153	5,158	5,158
	変動価格受取・ 変動価格支払	69	—	△15	△15
	商品オプション				
	売建	16,055	948	△179	△179
	買建	14,994	8	△55	△55
合計		—	—	1,053	1,053

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,289,784	1,125,797	15,206	15,206
	買建	1,691,397	1,498,916	△16,558	△16,558
合計		—	—	△1,352	△1,352

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 売建は信用リスクの引受取引、買建は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,353,961	1,140,688	6,112	6,112
	買建	1,705,605	1,470,274	△5,143	△5,143
合計		—	—	969	969

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 売建は信用リスクの引受取引、買建は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利先物	貸出金、その他有価証券、預金、譲渡性預金等の有利子の金融資産・負債			
	売建		774,856	25,541	319
	買建		—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		33,156,979	27,311,289	△470,643
	受取変動・支払固定		20,063,241	18,890,568	470,733
	受取変動・支払変動		2,060,000	—	△20
	金利スワップション				
	売建	170,149	170,149	△3,214	
	買建	—	—	—	
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	525,018	447,551	6,131
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	66,010	59,570	(注) 2
	合計	—	—	—	3,305

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利先物	貸出金、その他有価証券、預金、譲渡性預金等の有利利息の金融資産・負債			
	売建		6,342,990	3,372,276	△1,312
	買建		2,403,720	1,335,400	4,467
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		32,812,237	28,630,312	△931,456
	受取変動・支払固定		22,538,739	20,840,453	640,823
	金利スワップション				
	売建	185,620	185,620	△21,332	
	買建	—	—	—	
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	720,281	591,205	39,900
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	63,310	50,410	(注) 2
	合計	—	—	—	△268,911

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 その他有価証券、 預金、外国為替等	10,819,281	7,285,574	△685,686
			53,067	17,578	△1,224
ヘッジ対象に係る 損益を認識する 方法	通貨スワップ 為替予約	貸出金、その他有 価証券	343,890	317,306	2,786
			523	—	0
合計		—	—	—	△684,124

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 その他有価証券、 預金、外国為替等	14,081,005	8,400,381	△1,071,255
			4,341,634	3,238	△14,853
ヘッジ対象に係る 損益を認識する 方法	通貨スワップ 為替予約	貸出金、その他有 価証券	88,468	44,459	12,088
			497	—	△0
合計		—	—	—	△1,074,020

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する 方法	有価証券店頭指数等ス ワップ 金利受取・ 株価指数変化率支払	その他有価証券	19,719	19,719	△2,031
合計		—	—	—	△2,031

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度並びに確定拠出制度を設けております。

積立型の確定給付制度は、主に確定給付企業年金制度及び退職給付信託を設定している退職一時金制度であります。

非積立型の確定給付制度は、退職給付信託を設定していない退職一時金制度であります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に対して割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,097,541	1,061,029
勤務費用	30,745	30,412
利息費用	5,180	7,352
数理計算上の差異の発生額	△24,203	△38,660
退職給付の支払額	△56,858	△58,724
過去勤務費用の発生額	7,175	△4,077
その他	1,448	△2,264
退職給付債務の期末残高	1,061,029	995,068

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
年金資産の期首残高	1,627,741	1,643,211
期待運用収益	40,654	41,855
数理計算上の差異の発生額	34	8,967
事業主からの拠出額	12,744	12,753
退職給付の支払額	△42,271	△43,138
その他	4,308	623
年金資産の期末残高	1,643,211	1,664,273

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の調整表

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	△1,032,246	△966,232
年金資産	1,643,211	1,664,273
非積立型制度の退職給付債務	610,964	698,040
	△28,783	△28,835
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	582,181	669,205

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付に係る資産	623,045	704,654
退職給付に係る負債	△40,864	△35,449
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	582,181	669,205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	30,745	30,412
利息費用	5,180	7,352
期待運用収益	△40,654	△41,855
数理計算上の差異の費用処理額	△25,280	△31,983
過去勤務費用の費用処理額	△2,082	△2,285
その他(臨時に支払った割増退職金等)	7,370	7,349
確定給付制度に係る退職給付費用	△24,719	△31,009

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
過去勤務費用	9,257	△1,792
数理計算上の差異	1,289	△15,912
合計	10,546	△17,705

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	△12,395	△14,188
未認識数理計算上の差異	△162,083	△177,996
合計	△174,479	△192,184

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
株式	51.7%	50.5%
債券	13.8%	14.1%
生保一般勘定	2.5%	2.5%
その他	32.0%	32.9%
合計	100.0%	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度35.2%、当連結会計年度36.3%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の構成と、年金資産を構成する各資産の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
国内連結子会社 0.1% ~ 0.8%	国内連結子会社 0.2% ~ 0.9%
在外連結子会社 1.4% ~ 6.6%	在外連結子会社 0.0% ~ 7.0%

② 長期期待運用収益率

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
国内連結子会社 0.0% ~ 3.6%	国内連結子会社 0.0% ~ 3.6%
在外連結子会社 2.7% ~ 6.6%	在外連結子会社 0.0% ~ 7.0%

3 確定拠出制度

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、12,401百万円であります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、13,098百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 67
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 102,600	普通株式 268,200	普通株式 280,500	普通株式 115,700
付与日	2010年8月13日	2011年8月16日	2012年8月15日	2013年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	2010年6月29日から2010年度に関する定時株主総会終結時まで	2011年6月29日から2011年度に関する定時株主総会終結時まで	2012年6月28日から2012年度に関する定時株主総会終結時まで	2013年6月27日から2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2010年8月13日から2040年8月12日まで	2011年8月16日から2041年8月15日まで	2012年8月15日から2042年8月14日まで	2013年8月14日から2043年8月13日まで

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 73
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 121,900	普通株式 132,400	普通株式 201,200
付与日	2014年8月15日	2015年8月18日	2016年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から2014年度に関する定時株主総会終結時まで	2015年6月26日から2015年度に関する定時株主総会終結時まで	2016年6月29日から2016年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2014年8月15日から2044年8月14日まで	2015年8月18日から2045年8月17日まで	2016年8月15日から2046年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,200	5,000	35,400	15,400
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	600	1,500	11,900	6,900
未確定残	2,600	3,500	23,500	8,500
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	37,800	112,100	103,400	25,000
権利確定	600	1,500	11,900	6,900
権利行使	7,300	16,000	22,300	8,500
失効	—	—	—	—
未行使残	31,100	97,600	93,000	23,400

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	32,300	36,200	78,200
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	11,400	16,200	25,600
未確定残	20,900	20,000	52,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	25,800	11,700	16,400
権利確定	11,400	16,200	25,600
権利行使	12,100	16,800	27,100
失効	—	—	—
未行使残	25,100	11,100	14,900

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	5,386	4,774	4,361	4,084
付与日における公正な評価単価 (円)	2,215	1,872	2,042	4,159

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,945	3,935	3,926
付与日における公正な評価単価 (円)	3,661	4,904	2,811

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前連結会計年度 (2022年3月31日現在)		当連結会計年度 (2023年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却	311,128百万円	貸倒引当金及び貸出金償却	292,538百万円
有価証券	142,140百万円	有価証券	142,092百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	113,008百万円	税務上の繰越欠損金 (注)	116,404百万円
利息返還損失引当金	41,362百万円	利息返還損失引当金	39,309百万円
繰延ヘッジ損益	32,584百万円	繰延ヘッジ損益	10,727百万円
その他	216,895百万円	その他	246,462百万円
繰延税金資産小計	857,120百万円	繰延税金資産小計	847,535百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)	△37,144百万円	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)	△28,855百万円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△173,496百万円	将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△173,265百万円
評価性引当額小計	△210,641百万円	評価性引当額小計	△202,121百万円
繰延税金資産合計	646,479百万円	繰延税金資産合計	645,414百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△569,133百万円	その他有価証券評価差額金	△477,542百万円
減価償却費	△70,862百万円	減価償却費	△95,638百万円
退職給付に係る調整累計額	△56,355百万円	退職給付に係る調整累計額	△61,069百万円
その他	△158,978百万円	その他	△202,433百万円
繰延税金負債合計	△855,329百万円	繰延税金負債合計	△836,684百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△208,850百万円	繰延税金資産(負債)の純額	△191,270百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	10,008	22,553	16,573	63,873	113,008
評価性引当額	△2,364	△17,516	△15,654	△1,609	△37,144
繰延税金資産	7,644	5,036	918	62,264	75,863

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	5,222	15,921	25,239	70,021	116,404
評価性引当額	△483	△8,541	△18,111	△1,719	△28,855
繰延税金資産	4,738	7,380	7,127	68,301	87,548

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)		当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
当社の法定実効税率 (調整)	30.62%	当社の法定実効税率 (調整)	30.62%
評価性引当額	△1.85%	持分法による投資損益	△1.51%
事業税所得差額	△1.08%	事業税所得差額	△1.34%
持分法による投資損益	△0.95%	受取配当金益金不算入	△0.91%
受取配当金益金不算入	△0.91%	子会社の留保利益金	2.60%
当社と在外連結子会社との法定実効税率差異	△0.60%	その他	△3.77%
その他	△2.15%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.08%		

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度より、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	4,111,127	6,142,155
うち役務取引等収益	1,414,867	1,441,313
預金・貸出業務	203,004	237,407
為替業務	141,312	146,125
証券関連業務	173,799	121,641
代理業務	9,043	9,287
保護預り・貸金庫業務	4,025	4,228
保証業務	80,330	82,863
クレジットカード関連業務	332,054	380,165
投資信託関連業務	183,656	145,064
その他	287,641	314,529

(注) 預金・貸出業務は主にホールセール事業部門及びグローバル事業部門から、為替業務は主にホールセール事業部門、リテール事業部門及びグローバル事業部門から、証券関連業務は主にホールセール事業部門、リテール事業部門及びグローバル事業部門から、クレジットカード関連業務は主にリテール事業部門から、投資信託関連業務は主にリテール事業部門及び本社管理等から発生しております。なお、上表には「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会やグループ経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務等

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。複数の事業部門の協働により取引を獲得した際には、社内管理会計の取扱いに則り、実際の収益額に基づき算定した金額を協働した事業部門に計上しております。

なお、資産につきましては、事業セグメント別の管理を行っておりません。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	707,500	1,146,900	872,000	390,600	△171,495	2,945,505
営業経費	△303,600	△935,500	△461,300	△92,300	△28,425	△1,821,125
その他	65,800	3,500	20,500	39,800	△101,089	28,511
連結業務純益	469,700	214,900	431,200	338,100	△301,010	1,152,890

(注) 1 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 「その他」には、持分法による投資損益及び社内管理上の協働収益を含めております。

3 「本社管理等」には、内部取引として消去すべきものを含めております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	773,700	1,150,200	1,205,200	457,800	△416,669	3,170,231
営業経費	△293,300	△933,300	△637,900	△112,500	27,755	△1,949,245
その他	78,100	4,700	44,900	28,900	△101,139	55,461
連結業務純益	558,500	221,600	612,200	374,200	△490,053	1,276,447

(注) 1 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 「その他」には、持分法による投資損益及び社内管理上の協働収益を含めております。

3 「本社管理等」には、内部取引として消去すべきものを含めております。

4 当連結会計年度の期首より、Fullerton India Credit Company Limited及びその連結子会社1社の報告セグメントを「本社管理等」から「グローバル事業部門」へ変更しております。

4 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
連結業務純益	1,152,890
その他経常収益（除く持分法による投資利益）	282,625
その他経常費用	△394,893
連結損益計算書の経常利益	1,040,621

（注） 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
連結業務純益	1,276,447
その他経常収益（除く持分法による投資利益）	260,292
その他経常費用	△375,809
連結損益計算書の経常利益	1,160,930

（注） 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 サービスごとの情報

報告セグメントごとの情報と類似しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
2,622,484	606,120	289,018	593,504	4,111,127

（注） 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国等が属しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
889,007	487,105	36,838	44,301	1,457,254

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントごとの情報と類似しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
2,891,025	1,434,418	744,205	1,072,505	6,142,155

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国等が属しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
852,886	558,803	39,288	43,548	1,494,527

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。

前連結会計年度における減損損失は、108,920百万円であります。

当連結会計年度における減損損失は、59,045百万円であります。

なお、前連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行のリテール事業部門にて37,795百万円(有形固定資産5,118百万円、無形固定資産32,677百万円)の減損損失を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
当期償却額	633	4,019	—	—	14,964	19,618
当期末残高	4,753	38,040	—	—	277,846	320,640

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
当期償却額	633	4,019	12,811	—	11,767	29,232
当期末残高	—	34,020	176,151	—	67,140	277,311

(注) 当連結会計年度の期首より、Fullerton India Credit Company Limited及びその連結子会社1社の報告セグメントを「本社管理等」から「グローバル事業部門」へ変更しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(企業結合等関係)

企業結合等関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	円	8,825.53	9,430.52
1株当たり当期純利益	円	515.51	590.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	515.30	590.26

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	706,631	805,842
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	706,631	805,842
普通株式の期中平均株式数	千株	1,370,737	1,364,770
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	—	—
(うち連結子会社及び 持分法適用の関連会社の 潜在株式による調整額)	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	561	463
(うち新株予約権)	千株	561	463
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	12,197,331	12,791,106
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	99,116	110,640
(うち新株予約権)	百万円	1,475	1,145
(うち非支配株主持分)	百万円	97,641	109,495
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	12,098,215	12,680,465
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	千株	1,370,819	1,344,620

(重要な後発事象)

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

自己株式の取得結果及び消却

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第8条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。4月1日以降の自己株式の取得及び消却の内容は次のとおりであります。

1 取得結果

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 11,021,000株 |
| (3) 取得価額の総額 | 61,252,765,700円 |
| (4) 取得期間 | 2023年4月1日から2023年5月31日まで（約定ベース） |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け |

2 消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却した株式の数 | 37,640,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 2.7%) |
| (3) 消却実施日 | 2023年6月20日 |

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%) (注) 1	担保	償還期限
当社	2023年7月19日～2052年1月27日満期 米ドル建社債 (注) 3, 4	2016年3月～ 2023年3月	5,515,326 (45,050,200千\$) [766,085]	6,146,677 (46,028,733千\$) [491,958]	0.045～ 5.766	なし	2023年7月～ 2052年1月
	2023年7月23日～2033年2月7日満期 ユーロ建社債 (注) 3, 4	2016年6月～ 2020年10月	863,948 (6,314,951千ユーロ) [102,607]	810,756 (5,562,655千ユーロ) [72,802]	0.303～ 1.716	なし	2023年7月～ 2033年2月
	2024年10月16日～2028年7月10日満期 豪ドル建社債 (注) 3, 4	2016年9月～ 2019年10月	179,780 (1,956,051千豪\$) [68,846]	108,267 (1,207,000千豪\$) [—]	3.4～ 4.596	なし	2024年10月～ 2028年7月
	2028年4月26日満期 香港ドル建社債 (注) 3	2018年 4月26日	4,692 (300,000千香港\$)	5,106 (300,000千香港\$)	3.54	なし	2028年 4月26日
	第1回～第3回期限前償還条項付無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	2023年 1月27日	—	120,985	0.855～ 1.466	なし	2027年1月～ 2034年1月
	第1回、第3回、第4回、第7回、第9回、 第10回、第13回、第14回、第16回無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2014年9月～ 2023年3月	471,915	507,868	0.469～ 1.667	なし	2024年9月～ 2033年3月
	第15回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2023年 3月16日	—	64,000	1.168	なし	2033年 3月16日
	第3回～第10回任意償還条項付無担保永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2015年7月～ 2022年12月	733,998	756,214	0.848～ 2.88	なし	定めず
2024年4月2日～2041年9月17日満期 米ドル建社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (注) 3	2014年4月～ 2021年9月	483,265 (3,947,924千\$)	527,399 (3,949,374千\$)	2.142～ 4.436	なし	2024年4月～ 2041年9月	
株式会社 三井住友銀行	2023年6月20日～2030年3月5日満期 米ドル建社債 (注) 3, 4	2013年7月～ 2023年2月	469,015 (3,831,516千\$) [153,012]	372,200 (2,787,180千\$) [190,668]	3.31～ 5.985	なし	2023年6月～ 2030年3月
	2045年5月30日満期 期限前償還条項付米ドル建社債 (注) 3	2015年 5月28日	80,178 (655,000千\$)	87,468 (655,000千\$)	4.3	なし	2045年 5月30日
	2023年7月24日満期 ユーロ建社債 (注) 3, 4	2013年 7月24日	68,346 (499,570千ユーロ) [—]	72,862 (499,914千ユーロ) [72,875]	2.75	なし	2023年 7月24日
	2023年6月20日～2027年12月22日満期 豪ドル建社債 (注) 3, 4	2015年3月～ 2022年12月	12,242 (133,197千豪\$) [—]	16,611 (185,193千豪\$) [7,463]	2.9～ 4.79	なし	2023年6月～ 2027年12月
	2025年4月30日満期 香港ドル建社債 (注) 3	2015年 4月30日	11,808 (755,000千香港\$)	12,850 (755,000千香港\$)	2.92	なし	2025年 4月30日
	2023年6月8日満期 人民元建社債 (注) 3, 4	2020年 6月8日	19,260 (1,000,000千CNY) [—]	19,420 (1,000,000千CNY) [19,420]	3.2	なし	2023年 6月8日
	第25回、第28回 無担保社債 (劣後特約付)	2011年6月～ 2011年12月	59,996	59,997	2.17～ 2.21	なし	2026年6月～ 2026年12月
* 1	連結子会社普通社債 (注) 2, 4	2013年2月～ 2023年3月	572,920 [168,376]	453,589 [93,431]	0.01～ 20	なし	2023年4月～ 2053年3月
* 2	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2016年12月～ 2023年3月	42,153 (344,360千\$) [4,636]	39,365 (294,785千\$) [7,273]	0.01～ 7.5	なし	2023年4月～ 2043年3月
* 3	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2018年 12月18日	54 (400千ユーロ) [—]	29 (200千ユーロ) [29]	0.1	なし	2023年 12月18日
* 4	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2017年3月～ 2018年12月	532 (5,790千豪\$) [39]	380 (4,238千豪\$) [25]	0.01～ 0.75	なし	2023年6月～ 2028年12月
* 5	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2018年4月～ 2018年10月	821 (98,290千TRY) [581]	177 (25,490千TRY) [177]	5.2～ 15	なし	2023年4月～ 2023年10月
* 6	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2019年 11月27日	8,473 (996,888,908千 インドネシアルピア) [6,791]	1,782 (200,239,931千 インドネシアルピア) [—]	7.75	なし	2024年 11月26日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%) (注) 1	担保	償還期限
* 7	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2022年 10月14日	62,982 (3,270,100千CNY) [63,172]	18,628 (959,249千CNY) [18,643]	0	なし	2023年 4月14日
* 8	連結子会社普通社債 (注) 2, 3, 4	2013年4月～ 2023年2月	103,786 (64,065,950千 インドルピー) [40,759]	119,378 (73,238,521千 インドルピー) [33,213]	5.5～ 10.6	あり	2023年3月～ 2032年12月
* 9	連結子会社社債(劣後特約付) (注) 2, 3, 4	2013年10月～ 2022年12月	22,608 (13,955,850千 インドルピー) [3,713]	22,986 (14,101,843千 インドルピー) [1,200]	7.6～ 10.5	なし	2023年4月～ 2032年12月
* 10	連結子会社社債(劣後特約付) (注) 2	1997年12月～ 1998年2月	20,000	20,000	4～ 4.15	なし	2028年 1月28日
* 11	連結子会社短期社債 (注) 2, 4	2022年10月～ 2023年3月	442,000 [442,000]	424,000 [424,000]	0～ 0.03	なし	2023年4月～ 2023年9月
合計		—	10,250,107	10,789,003	—	—	—

(注) 1 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。

- 2 * 1 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、円建てで発行しているものを記載しております。
- * 2 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、米ドル建てで発行しているものを記載しております。
- * 3 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、ユーロ建てで発行しているものを記載しております。
- * 4 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、豪ドル建てで発行しているものを記載しております。
- * 5 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、トルコリラ建てで発行しているものを記載しております。
- * 6 は、在外連結子会社PT Bank BTPN Tbkの発行したインドネシアルピア建ての普通社債であります。
- * 7 は、在外連結子会社三井住友銀行(中国)有限公司の発行した中国元建ての普通社債であります。
- * 8 は、在外連結子会社Fullerton India Credit Company Limitedの発行したインドルピー建ての普通社債であります。
- * 9 は、在外連結子会社Fullerton India Credit Company Limitedの発行したインドルピー建ての期限付劣後社債であります。
- * 10 は、在外連結子会社SMB C International Finance N.V.の発行した円建ての期限付劣後社債であります。
- * 11 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社及び三井住友カード株式会社の発行した円建ての短期社債であります。
- 3 「当期首残高」、「当期末残高」欄の()書きは、外貨建てによる金額であります。
- 4 「当期首残高」、「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 5 連結会社の各決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,433,181	1,277,495	1,269,352	1,750,458	1,047,225

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	18,877,990	13,674,830	1.01	—
借入金	18,877,990	13,674,830	1.01	2023年4月～ 定めず
リース債務	29,030	27,695	3.64	2023年4月～ 2032年12月

(注) 1 「平均利率」は、連結会社の各決算日現在の利率及び当期末残高により算出(加重平均)しております。

2 連結会社の各決算日後5年内における借入金及びリース債務の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	2,716,645	5,686,651	1,791,959	1,968,287	481,280
リース債務(百万円)	9,125	7,766	5,680	2,757	997

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	1,866,366	2,349,956	4.10	2023年4月～ 2024年1月

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益 (百万円)	1,331,703	2,916,911	4,380,252	6,142,155
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	348,686	724,674	1,030,131	1,098,472
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益 (百万円)	252,439	525,427	766,021	805,842
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	184.14	383.23	559.36	590.46

	第1四半期 連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	184.14	199.08	176.09	29.48

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 319,147	※1 246,977
前払費用	※1 713	※1 863
未収収益	※1 47,870	※1 63,130
未収還付法人税等	28,074	91,048
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※1, ※2 936,602	※1, ※2 576,988
その他	※1 84,127	※1 76,091
流動資産合計	1,416,534	1,055,099
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,824	37,868
土地	31,454	31,454
工具、器具及び備品	964	659
建設仮勘定	100	100
有形固定資産合計	71,344	70,083
無形固定資産		
ソフトウェア	3,703	8,913
無形固定資産合計	3,703	8,913
投資その他の資産		
投資有価証券	43	70,891
関係会社株式	6,625,337	6,615,287
関係会社長期貸付金	※1, ※2 8,132,822	※1, ※2 9,219,660
長期前払費用	273	148
繰延税金資産	540	3,014
その他	2,487	3,819
投資その他の資産合計	14,761,505	15,912,821
固定資産合計	14,836,553	15,991,817
資産合計	16,253,088	17,046,916

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 1,508,030	※1 1,487,650
未払金	※1 14,903	976
未払費用	※1 47,993	※1 61,340
未払法人税等	13	25
未払事業所税	48	50
賞与引当金	744	873
役員賞与引当金	529	553
1年内償還予定の社債	936,602	564,969
1年内返済予定の長期借入金	-	12,018
その他	※1 4,055	※1 7,066
流動負債合計	2,512,921	2,135,524
固定負債		
社債	※3 7,325,358	※3 8,497,979
長期借入金	※4 308,975	※4 353,246
固定負債合計	7,634,334	8,851,226
負債合計	10,147,255	10,986,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,341,878	2,342,537
資本剰余金		
資本準備金	1,563,355	1,564,013
資本剰余金合計	1,563,355	1,564,013
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	30,420	30,420
繰越利益剰余金	2,182,107	2,280,749
利益剰余金合計	2,212,527	2,311,169
自己株式	△13,402	△151,798
株主資本合計	6,104,357	6,065,921
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	△6,901
評価・換算差額等合計	-	△6,901
新株予約権	1,475	1,145
純資産合計	6,105,832	6,060,165
負債純資産合計	16,253,088	17,046,916

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 422,366	※1 453,801
関係会社受入手数料	※1 9,481	※1 12,467
関係会社貸付金利息	※1 184,204	※1 235,384
営業収益合計	616,052	701,653
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 34,499	※1, ※2 41,118
社債利息	172,901	217,294
長期借入金利息	5,252	11,933
営業費用合計	212,653	270,346
営業利益	403,398	431,307
営業外収益		
受取利息	※1 9	※1 7
受取配当金	-	810
受取手数料	0	1
その他	136	203
営業外収益合計	146	1,022
営業外費用		
短期借入金利息	※1 4,735	※1 5,479
支払手数料	※1 130	※1 40
社債発行費償却	※1 5,088	※1 5,087
その他	※1 585	1,741
営業外費用合計	10,539	12,348
経常利益	393,006	419,980
特別損失		
投資有価証券評価損	2,798	681
関係会社株式評価損	2,692	26,996
関係会社株式売却損	-	99
特別損失合計	5,490	27,776
税引前当期純利益	387,515	392,203
法人税、住民税及び事業税	△7,584	△8,076
法人税等調整額	△67	△100
法人税等合計	△7,651	△8,176
当期純利益	395,167	400,380

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,341,274	1,562,751	-	1,562,751	30,420	2,061,118	2,091,538
当期変動額							
新株の発行	603	603		603			
剰余金の配当						△274,127	△274,127
当期純利益						395,167	395,167
自己株式の取得							
自己株式の処分			△50	△50			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			50	50		△50	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	603	603	-	603	-	120,989	120,989
当期末残高	2,341,878	1,563,355	-	1,563,355	30,420	2,182,107	2,212,527

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△13,698	5,981,865	1,791	5,983,656
当期変動額				
新株の発行		1,207		1,207
剰余金の配当		△274,127		△274,127
当期純利益		395,167		395,167
自己株式の取得	△74	△74		△74
自己株式の処分	370	320		320
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△316	△316
当期変動額合計	296	122,492	△316	122,176
当期末残高	△13,402	6,104,357	1,475	6,105,832

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,341,878	1,563,355	-	1,563,355	30,420	2,182,107	2,212,527
当期変動額							
新株の発行	658	658		658			
剰余金の配当						△301,626	△301,626
当期純利益						400,380	400,380
自己株式の取得							
自己株式の処分			△111	△111			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			111	111		△111	△111
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	658	658	-	658	-	98,642	98,642
当期末残高	2,342,537	1,564,013	-	1,564,013	30,420	2,280,749	2,311,169

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△13,402	6,104,357	-	1,475	6,105,832
当期変動額					
新株の発行		1,317			1,317
剰余金の配当		△301,626			△301,626
当期純利益		400,380			400,380
自己株式の取得	△138,839	△138,839			△138,839
自己株式の処分	443	332			332
利益剰余金から 資本剰余金への振替			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△6,901	△329	△7,231
当期変動額合計	△138,396	△38,435	△6,901	△329	△45,667
当期末残高	△151,798	6,065,921	△6,901	1,145	6,060,165

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

6. グループ通算制度の適用

当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)
短期金銭債権	1,067,115百万円	短期金銭債権	645,194百万円
長期金銭債権	8,132,822百万円	長期金銭債権	9,219,660百万円
短期金銭債務	1,526,009百万円	短期金銭債務	1,494,360百万円

※2 1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であります。

※3 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
劣後特約付社債	1,690,519百万円	1,856,483百万円

※4 長期借入金には、劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
劣後特約付借入金	41,000百万円	51,000百万円

5 保証債務

株式会社三井住友銀行及びSMBC Bank EU AGのドイツ国内の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して保証を行っておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
	395,692百万円	508,290百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	616,052百万円	営業収益	701,653百万円
営業費用	4,762百万円	営業費用	5,506百万円
営業取引以外の取引高	6,987百万円	営業取引以外の取引高	10,482百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料・手当	15,130百万円	給料・手当	16,504百万円
委託費	4,042百万円	委託費	4,249百万円
土地建物機械賃借料	3,796百万円	土地建物機械賃借料	6,659百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2022年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

当事業年度(2023年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産		繰延税金資産	
子会社株式	931,688百万円	子会社株式	939,954百万円
その他	18,668百万円	その他	22,324百万円
繰延税金資産小計	950,356百万円	繰延税金資産小計	962,278百万円
評価性引当額	△949,400百万円	評価性引当額	△958,940百万円
繰延税金資産合計	956百万円	繰延税金資産合計	3,338百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他	△416百万円	その他	△324百万円
繰延税金負債合計	△416百万円	繰延税金負債合計	△324百万円
繰延税金資産の純額	540百万円	繰延税金資産の純額	3,014百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
受取配当金益金不算入	△33.27%	受取配当金益金不算入	△35.36%
評価性引当額	0.82%	評価性引当額	2.57%
その他	△0.14%	その他	0.09%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△1.97%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△2.08%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度より、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当ありません。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

自己株式の取得結果及び消却

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第8条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。4月1日以降の自己株式の取得及び消却の内容は次のとおりであります。

1 取得結果

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 11,021,000株 |
| (3) 取得価額の総額 | 61,252,765,700円 |
| (4) 取得期間 | 2023年4月1日から2023年5月31日まで(約定ベース) |
| (5) 取得方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け |

2 消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却した株式の数 | 37,640,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 2.7%) |
| (3) 消却実施日 | 2023年6月20日 |

④ 【附属明細表】

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	38,824	44	—	1,001	37,868	1,976
	土地	31,454	—	—	—	31,454	—
	工具、器具及び備品	964	18	2	320	659	729
	建設仮勘定	100	—	—	—	100	—
	計	71,344	63	2	1,322	70,083	2,706
無形固定資産	ソフトウェア	3,703	5,574	206	157	8,913	310
	計	3,703	5,574	206	157	8,913	310

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	744	873	744	873
役員賞与引当金	529	553	529	553

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日										
1単元の株式数	普通株式100株 ※優先株式につきましては、単元株式数を定めておりません。										
単元未満株式の買取り、買増し											
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社										
買取、買増手数料	以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の1単元に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当りの買取、買増金額のうち <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.smfg.co.jp/										
株主に対する特典	該当ありません。										

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

(1) 当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|---|-------------------------------|----------------|--------------------------------|---|
| ① | 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第20期) | 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 | 2022年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| ② | 有価証券報告書の訂正
報告書及び確認書 | | | 2022年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| 2021年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | | | | |
| ③ | 内部統制報告書 | 事業年度
(第20期) | 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 | 2022年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| ④ | 四半期報告書
及び確認書 | (第21期第1四半期) | 自 2022年4月1日
至 2022年6月30日) | 2022年8月12日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第21期第2四半期) | 自 2022年7月1日
至 2022年9月30日) | 2022年11月29日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第21期第3四半期) | 自 2022年10月1日
至 2022年12月31日) | 2023年2月14日
関東財務局長に提出。 |
| ⑤ | 臨時報告書 | | | 2022年7月4日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。 | | | | |
| ⑥ | 有価証券届出書
及びその添付書類 | | | 2022年7月8日
関東財務局長に提出。 |
| 株式報酬制度に基づく普通株式の発行に係る有価証券届出書であります。 | | | | |
| ⑦ | 自己株券買付状況
報告書 | | | 2022年7月15日
2022年8月15日
2022年9月15日
2022年10月14日
2022年11月15日
2022年12月15日
2023年1月13日
2023年2月15日
2023年3月15日
2023年4月14日
2023年5月15日
及び
2023年6月15日
関東財務局長に提出。 |
| ⑧ | 発行登録書 | | | 2022年8月1日
関東財務局長に提出。 |
| 社債の募集に関する発行登録書であります。 | | | | |

- ⑨ 発行登録追補書類
2022年12月6日
2023年1月20日
2023年3月1日
2023年4月19日
及び 2023年6月1日
関東財務局長に提出。
2022年8月1日提出の発行登録書(社債の募集)に係る発行登録追補書類であります。
- ⑩ 訂正発行登録書
2023年2月15日
2023年3月23日
2023年3月24日
関東財務局長に提出。
2022年8月1日提出の発行登録書(社債の募集)に係る訂正発行登録書であります。
- ⑪ 自己株券買付状況報告書の
訂正報告書
2023年3月9日
関東財務局長に提出。
2023年2月15日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。
- ⑫ 臨時報告書
2023年3月23日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表執行役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(2) 管理職に占める女性労働者の割合、育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社連結子会社のうち、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」において記載した以外の連結子会社各社における、女性活躍推進法等に基づく管理職に占める女性労働者の割合、育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は以下のとおりであります。なお、女性活躍推進法に基づき上記指標を公表している、または、育児・介護休業法に基づき育児休業取得率の公表が求められている連結子会社のみを記載しております。

(2023年3月31日現在)

名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%)	育児休業取得率 (%) (注) 1		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 2			補足説明
		男性労働者	女性労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
SMBC債権回収株式会社	2.6	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	—
SMBCスタッフサービス株式会社	9.2	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	—
SMBCオペレーションサービス株式会社	37.1	50.0	100.0	72.3	91.3	— (注) 4	(注) 5
SMBCグリーンサービス株式会社	34.1	— (注) 3	— (注) 3	85.2	86.4	81.1	—
株式会社SMBCヒューマン・キャリア	8.0	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	—
日興システムソリューションズ株式会社	6.2	66.7	100.0	74.2	73.3	71.3	—
日興ビジネスシステムズ株式会社	52.0	0.0	100.0	57.9	67.4	69.8	—
SMBC信用保証株式会社	23.1	— (注) 6	100.0	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	—
株式会社SMBCモビット	26.7	正社員 0.0 契約社員 100.0 パート社員 — (注) 6	正社員 100.0 契約社員 100.0 パート社員 100.0	92.5	92.2	96.0	—
アビリオ債権回収株式会社	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	73.8	75.5	82.7	—
SMCCデータサービス株式会社	40.0	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	— (注) 3	—
株式会社日本総研情報サービス	— (注) 3	— (注) 7	— (注) 7	71.1	69.9	75.3	—

- (注) 1 「育児休業取得率」につきましては、育児休業を取得した者の数を、出産した者の数または配偶者が出産した者の数で除した割合を示しております。また、出産した者または配偶者が出産した者の全てが育児休業を取得した場合においても、事業年度を跨いで育児休業を取得した者の取扱いの方法により、育児休業取得率が100%を上回るまたは下回ることがあります。なお、育児休業の定義につきましては、連結子会社各社において定める定義に基づいて算出しております。
- 2 「労働者の男女の賃金の差異」につきましては、当事業年度の男性の平均年間賃金に対する当事業年度の女性の平均年間賃金の割合を示しております。なお、同一職責における男女の賃金の差異はありませんが、職責・賃金が高い管理職への女性登用が男性に比べ進んでいないこと等から差異が生じております。賃金の差異の縮小にむけ、管理職への女性登用の促進・育成等に取り組んでおります。
- 3 女性活躍推進法において当該指標を公表していないため、記載を省略しております。
- 4 SMBCオペレーションサービス株式会社における「パート・有期労働者」につきましては、対象者が女性のみのため、男女の賃金の差異を算出しておりません。
- 5 SMBCオペレーションサービス株式会社における「パート・有期労働者」につきましては、正規雇用労働者の所定労働時間で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しております。
- 6 SMBC信用保証株式会社における男性労働者及び株式会社SMBCモビットにおける男性労働者（パート社員）の「育児休業取得率」につきましては、対象者がいないため、算出をしておりません。
- 7 株式会社日本総研情報サービスにつきましては、女性活躍推進法に基づく「育児休業取得率」を公表していませんが、育児・介護休業法に基づく「育児休業取得率」を公表しております。育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業取得率は80.0%、また、女性労働者の育児休業取得率は100.0%であります。なお、男性労働者の育児休業取得率は、育児・介護休業法施行規則第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月21日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 敏 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仁木 一 秀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 文 兵 衛

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. SMBCの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

株式会社三井住友フィナンシャルグループの当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金98兆4,041億円（総資産の約36.4%）が計上されており、これに対応する貸倒引当金は4,692億円である。これらは主に連結子会社である株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」という。）の法人顧客に関するものである。なお、「注記事項（追加情報）1. ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響に係る貸倒引当金の見積りについて」に記載のとおり、ロシア関連与信に対して貸倒引当金を770億円計上している。また、「注記事項（追加情報）2. 海外における金融引き締め政策の影響に係る貸倒引当金の見積りについて」に記載のとおり、海外における金融引き締め政策に起因した金利上昇の影響を受けやすいと考えられるポートフォリオに対して、貸倒引当金を追加的に290億円計上している。

「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、SMBCは、自己査定基準に基づいて貸出金を含む全ての債権の資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定している。債務者区分ごとに、貸倒実績率又は倒産確率を基礎として予想損失額を算定する方法、キャッシュ・フロー見積法（以下「DCF法」という。）等、償却・引当基準において定められた方法に基づき、貸倒引当金の計上、又は債権の直接償却を行っている。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上している。さらに、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失等について、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を当連結会計年度末において貸倒引当金として計上している。

「注記事項（重要な会計上の見積り）」及び「注記事項（追加情報）」に記載のとおり、SMBCの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価は、主に下記の領域において見積りの不確実性が高く、経営者による重要な判断が求められる。

- ・定性的要因（将来予測情報を含む。）を勘案した債務者区分の判定
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当の要否判断及びその見積り手法の決定
- ・主に要管理先以下の大口債務者に適用されるDCF法における将来キャッシュ・フローの見積り

当連結会計年度においては、これらの判断や会計上の見積りにあたり、特にウクライナをめぐる国際情勢に起因した不透明な事業環境の継続の影響、海外における金融引き締め政策の影響、及び新型コロナウイルス感染症に関連した政府の資金支援の剥落や新しい生活様式の定着が及ぼす影響を考慮する必要がある。これには予想損失の測定にあたって下記の影響を考慮することが含まれる。

- ・ウクライナをめぐる国際情勢下における各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置の長期化が及ぼす影響（同国の信用状況の悪化やロシア大統領令及び同国中銀の指示により在ロシア顧客からの返済資金の一部について国外送金することが困難な状況が長期化していることを含む。）
- ・インフレ圧力の抑制を背景とした海外の金融引き締め政策が及ぼす影響（市況や金利の動向が及ぼす影響を含む。）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した政府の資金支援の剥落や新しい生活様式の定着が及ぼす影響（当該影響を受けやすい業種及び債務返済能力水準のポートフォリオについて信用状況が悪化する懸念を含む。）

以上から、当監査法人は、SMBCの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価、その中でも特に定性的要因（将来予測情報を含む。）を勘案した債務者区分の判定、直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当の要否判断及びその見積り手法の決定、並びにDCF法における将来キャッシュ・フローの見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。

(1) 内部統制の評価

SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性について、主に下記に焦点を当てて評価した。

- ・自己査定基準、償却・引当基準等を含む貸倒引当金の計上方法の承認
- ・内部格付制度の適切性の評価
- ・定性的要因を勘案した債務者区分判定
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当
- ・DCF法における将来キャッシュ・フローの見積り

(2) 貸倒引当金の計上基準及び内部格付制度の評価

SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の計上基準が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかについて検討した。また、債務者区分の判定の基礎となる内部格付制度が適切であるかどうかについて、業界特有の知識と経験を有した信用リスク評価の専門家を関与させて検討した。当該検討にあたっては、内部格付と外部格付との整合性の分析を実施したほか、過年度の見積りに関する実績を踏まえ主要な内部格付制度の有効性を評価した。

(3) 定性的要因を勘案した債務者区分の判定に係る評価

定性的要因を勘案した債務者区分の判定が適切に実施されているかどうかを評価するため、SMB Cの法人顧客から一定の基準を設けて債務者を選定したうえで、主に下記の手続を実施した。

- ・個別債務者の業況（手元資金等が確保されているかどうかを含む。）の分析
- ・経営者が債務者区分判定の基礎とした個別債務者の事業計画の適切性の評価（業界見通し及び直近の業績との比較分析、並びに経営者が考慮したストレスシナリオの影響の分析を含む。）
- ・各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置が個別債務者の債務償還能力、財務状態に与える影響の分析（返済状況の分析を含む。）
- ・海外におけるインフレや金利の動向が個別債務者の業績、資金繰りに与える影響の分析
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した政府の資金支援や生活様式の動向が個別債務者の事業計画、資金繰りに与える影響の分析

(4) 直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当の合理性の評価

ウクライナをめぐる国際情勢に起因した不透明な事業環境の継続の影響、海外における金融引き締め政策の影響、及び新型コロナウイルス感染症に関連した政府の資金支援の剥落や新しい生活様式の定着が及ぼす影響等を踏まえ、特定のポートフォリオに対する追加引当の合理性を評価するため、主に下記の手続を実施した。

- ・特定されたトップリスクの分析及び外部機関により公表された関連指標等を用いた業界環境の分析を踏まえた、追加引当の対象とされたポートフォリオの選定の適切性の評価
- ・各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置が長期化することによる影響の分析を踏まえた、追加引当の対象とされたポートフォリオの選定の適切性の評価
- ・予想損失額の見積りに関する前提のうち、各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置の長期化、及び同国の信用状況の悪化を踏まえた、同国与信先における今後の元本又は利息の支払の遅延リスクや支払条件緩和が発生するリスクの評価（ロシア政府及び企業の返済動向の分析を含む。）
- ・予想損失額の見積りに関する前提のうち、ロシア大統領令及び同国中銀の指示により、在ロシア顧客からの返済資金を国外送金することが困難な状況が長期化する影響の評価
- ・海外における金融引き締め政策の影響分析を踏まえ、金利上昇の影響が大きいポートフォリオとして追加引当の対象とされたポートフォリオの選定の適切性の評価
- ・予想損失額の見積りに関する前提のうち、海外における金利や市況の変動に関する仮定と、金利の将来見通しや業界環境等に関する利用可能な外部情報との整合性の検討
- ・新型コロナウイルス感染症拡大前と直近の業種別売上高比較、内部格付遷移の分析、及び債務返済能力に基づく分析を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関連した政府の資金支援の剥落や新しい生活様式の定着が及ぼす影響が大きいポートフォリオとして追加引当の対象とされたポートフォリオの選定の適切性の評価
- ・予想損失額の見積りに関する前提のうち、新型コロナウイルス感染症の一定の落ち着きや新しい生活様式の定着が及ぼす影響を踏まえた市況の変動に関する仮定と業界環境等に関する利用可能な外部情報との整合性の検討
- ・各ポートフォリオの特性、識別したリスク要因及び過年度の見積りに関する実績を踏まえた、追加引当の見積手法の適切性の評価

(5) DCF法における将来キャッシュ・フローの見積りの評価

DCF法を用いて貸倒引当金を算定する債務者から一定の基準を設けて特定の債務者を選定したうえで、当該債務者に係る将来キャッシュ・フローの見積りが適切に実施されているかを評価するため、主に下記の手続を実施した。

- ・直近の経済環境及び今後の見通しを踏まえた債務者の再建計画等の実現可能性の検討
- ・債務者の再建計画等の進捗状況の評価
- ・債務者の再建計画等に基づく返済原資及び返済スケジュールを勘案した債務者の支払能力の検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三井住友フィナンシャルグループが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 敏 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仁木 一 秀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 文 兵 衛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月22日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役専務 伊藤 文彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社執行役社長太田純及び最高財務責任者伊藤文彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

また、財務報告に係る内部統制を整備及び運用するにあたっては、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠しております。

なお、内部統制はその目的の達成にとって絶対的なものではなく、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年3月31日を基準日として行っております。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

全社的な内部統制については、主として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準等に基づき決定した評価項目について、整備及び運用状況を評価することにより、また、業務プロセスに係る内部統制については、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としております。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社のうち、当社の財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性が僅少である事業拠点を除く18社における全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の連結総資産、連結経常収益及び連結経常利益の3分の2程度を占める7拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。そのうち、銀行業においては、預金、貸出金、有価証券及びこれらに直接的に関連する損益科目を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、「重要な事業拠点」及びその他の事業拠点について、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告に重要な影響を及ぼす業務プロセスとして選定し、評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記事項はございません。

5 【特記事項】

特記事項はございません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月22日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役専務 伊藤 文彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社執行役社長太田純及び最高財務責任者伊藤文彦は、当社の第21期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が、すべての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。